

商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)作成事業  
民間競争入札実施要項(案)

平成24年〇月

特許庁

## 1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下、「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実施することを目指すものである。

上記を踏まえ、特許庁は、公共サービス改革基本方針(平成24年7月20日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)作成事業」について、公共サービス改革基本方針に従って、本民間競争入札実施要項(以下、「実施要項」という。)を定めるものとする。

## 2. 商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)作成事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき業務の質に関する事項

### (1)事業の目的・必要性

商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)作成事業は、商標登録出願の審査(判断)の前に行う各種調査業務の一部について民間能力を活用し、審査の効率化を進め、迅速かつ的確な審査処理を担保することを目的とするものである。

### (2)事業の概要

本事業は、出願された商標について、商標を構成する文字部から調査対象とする文字(以下「調査対象文字」という。)を特定し、調査対象文字が有する意味合いについて、特許庁が貸与する資料、一般的な辞書及び各種専門書などを利用して、商標としての機能を果たしうるか否か(識別性の有無)等、審査の判断材料となる資料の調査を行い、その調査結果を納入するものである。

### (3)発注予定件数

#### ①特許庁から貸与する発注用のデータ貸与予定件数

<1年目>約130,217件

[内訳] 商標登録出願(国内) : 約117,931件

国際商標登録出願<sup>1</sup>(指定国官庁): 約12,286件

<2年目>2年目が始まる2ヶ月前までに提示予定

<3年目>3年目が始まる2ヶ月前までに提示予定

#### ②民間事業者が調査すべき予定件数

<1年目>約84,100件

[内訳] 商標登録出願(国内) : 約73,030件 [単区分:約52,580件]

<sup>1</sup> マドリッド協定議定書に基づく出願であって、商標法第68条の10で規定される「前条第1項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定」をいう。

[多区分:約20,450件]

国際商標登録出願(指定国官庁):約11,070件 [単区分:約6,170件]

[多区分:約4,900件]

<2年目>約63,000件(固定分)+変動分の件数(2年目が始まる2ヶ月前までに提示予定)

<3年目>約63,000件(固定分)+変動分の件数(3年目が始まる2ヶ月前までに提示予定)

※上述の2年目、3年目の変動分の件数については、外部要因である出願動向により決まる件数である。(過去の処理件数推移は、別紙10を参照)

イ. 調査すべき案件の選定については、(5)③を参照。

#### (4)実施体制

##### ①機器類

イ. 本事業で必要となる機器類(PC、DATドライブ、イメージスキャナー、納入用DAT、複写機等)は、民間事業者が用意、運用することとする。

##### ②ソフトウェア及びデータ形式

イ. 発注・納入で扱う電子データは、特許庁が指定したデータ形式(別紙2参照)によるものとする。

ロ. 発注・納入で使用する記録媒体は、特許庁が指定した規格等(別紙2参照)によるものとする。

ハ. 受け取った発注用電子データを利用するために必要となるソフトウェア、納入用電子データを作成する際に必要となるソフトウェアなど、本事業の実施にあたって、民間事業者が必要とするソフトウェアは、民間事業者が用意、運用することとする。

ニ. 事業実施途中において、発注・納入で扱う電子データのデータ形式、あるいは、発注・納入で使用する記録媒体の規格等を変更することが生じた場合、民間事業者は特許庁の変更に合わせて対応するものとする。

##### ③人的環境の整備

イ. 民間事業者は、本調査の品質確保のため、弁理士資格を有する者又はそれと同等の者であって、商標及び商標法に関する知識を有し、商標の審査基準などに精通し、かつ、商標に関する調査について十分な経験を有している者を「商標審査前サーチレポート管理者(以下、「管理者」という。)」として配置すること。

なお、管理者は本事業全件の調査内容について確認を行うことになるため、民間事業者は予め相当な人数(3名以上)の管理者を確保しておくこと。

ロ. 民間事業者は、商標法、商標審査基準等の知識を有する者によって調査が行われるように、人材の確保や文献調査の手法の習熟を含む人的環境を整備すること。

ハ. 民間事業者は、「商標審査前サーチレポート調査者(以下、「調査者」という。)」を配置すること。

ニ. 少なくとも調査者の3分の2は、商標法及び商標の審査基準などに関する知識を有し、何らか1つの外国語に対応できる者を配置すること。また、残りの3分の1は、商標法の知識を有する者であれば、商標の審査基準などに関する知識を必ずしも必要とはしない。但し、これらの者に対しては、商標の審査基準などに関する知識を習熟させるための体制を整備すること。

ホ. 調査する商標の中には、外国語の表音を片仮名等で表したものが存在し、その意味合いを調べるためには、該表音から外国語の綴りを導き出さなければならないが、この作業は調査者の言語能力に頼るところが大きい。この外国語を表音化した商標の調査にあたって、英語、中国語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語及び韓国語に対応できる組織となるよう、民間事業者は人材を確保しておくこと。

ヘ. 民間事業者は、特許庁から貸与した発注データの運用・特許庁への納入データの作成を円滑に行うために必要な専門的知識を有する人材(例えば、システム担当者等)を確保しておくこと。

ト. 民間事業者は、マニュアル作成者を定め、次の用務を遂行させる。

(イ) マニュアル作成者は、具体的な作業工程を示した事業実施マニュアルを作成し、特許庁担当者との連絡調整・作業担当者への周知徹底を行う。マニュアルは、事業遂行中必要に応じて加筆修正し、特許庁担当者へ報告し、連携して作業を進めること。

(ロ) マニュアル作成者は、調査の遂行に関し検討すべき事例がある場合には、特許庁担当者へ検討事例を報告の上、特許庁担当者との協議を行う。協議結果については、速やかにマニュアルに反映させた上で、作業担当者への周知徹底を行う。

#### ④調査結果一覧のレイアウト作成

イ. 民間事業者は、次の条件を満たした調査結果一覧のレイアウト案を作成し、特許庁担当者に提出することとする(レイアウト例は、別紙4参照。)

なお、本事業実施中において、調査結果一覧のレイアウトを変更する場合は、必ず特許庁担当者に報告の上、提出するものとする。

ロ. 調査結果一覧の用紙サイズは全てA4とし、必ず縦方向とする。

ハ. 調査結果一覧には、次の事項を記載すること。

(イ) 書誌的事項

- ・タイトル: 商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)
- ・調査案件の出願番号(又は特許庁内整理番号<sup>2</sup>)
- ・担当審査室<sup>3</sup>(案件の審査を担当する審査室を、特許庁から貸与する「担当審査室振り分け情報」に基づいて記載)
- ・指定区分
- ・本願商標のイメージ
- ・調査結果一覧作成日
- ・管理者名及び捺印
- ・続葉頁の有無

---

<sup>2</sup> マドリード協定議定書に基づく国際商標登録出願に、日本国特許庁が便宜的に付与する番号のこと。

<sup>3</sup> 商標登録出願について、その出願で指定されている指定商品・役務の区分によって、審査の事務を行う組織(審査室)が分かれている。当該案件が審査されることとなる審査室のこと。

(ロ)調査結果詳細

- ・調査文献名及び調査対象文字ごとの掲載状況

⑤特許庁からの貸与物

イ. 発注用電子データ(DATに格納)

ロ. 収集予定図書リスト FD1枚

ハ. 「類似商品・役務審査基準[国際分類第10版対応]」 1冊

ニ. 共通資料1

- ・「日本で知られている外国の商標」 1冊

- ・「顕著性事典」 1部(紙資料を綴ったバインダーファイル)

- ・「4条1項16号リスト」FD1枚(電子データ[MICROSOFT EXCEL 形式])

- ・「外国政府提供植物リスト(ブラジル編)」 FD1枚(電子データ[MICROSOFT EXCEL 形式])

- ・「韓国地理的表示団体標章等リスト」 FD1枚(電子データ[MICROSOFT EXCEL 形式])

- ・「EPA地理的表示リスト(メキシコ、チリ、スイス)」FD1枚(電子データ[MICROSOFT EXCEL 形式])

- ・「台湾地理的表示リスト」FD1枚(電子データ[MICROSOFT EXCEL 形式])

- ・貸与図書リスト(別紙3-2)記載の図書

- ・「担当審査室振り分け情報」 FD1枚(電子データ[MICROSOFT EXCEL 形式])

ホ. 民間事業者は、特許庁からの貸与物を第三者に開示、又は特許庁が許可した業務以外の目的に使用しないこと。

ヘ. 民間事業者は、特許庁からの貸与物を紛失・破損した場合、自己の責任において復元の措置を図ること。

ト. 民間事業者は、本貸与物について、事業終了後速やかに特許庁へ返却すること。

⑥業務の引継

特許庁は、本事業を開始するまでの間に、事業内容を明らかにした書類等により、民間事業者に業務の引継を行うものとする。また、本事業の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、特許庁は、2. (9)①ニ. の事業実施マニュアル及び8. (1)の報告等をもとに次期事業者への引継を行うものとする。ただし、必要に応じて特許庁が、事業終了前に民間事業者に対し、引継に必要な資料等を求めた場合は、民間事業者は応じることとする。

(5)実施方法

①調査文献の収集等

イ. 調査文献の収集

(イ)民間事業者は、「収集予定図書リスト」(別紙3-1)に記載された各図書の収集を行う。

図書は、原則、民間事業者が購入する。ただし、誰もが入手可能な手法であれば、購入だけに限らず、他の入手方法を用いても良い。

「収集予定図書リスト」は、全ての案件に対して調査対象とすべき一般的辞書(以下、「共通資

料2」という。)、当該調査対象の指定商品・役務に応じて調査対象とすべき専門的図書(以下、「類別資料」という。))及び小売等役務<sup>4</sup>商標に関する調査に必要な資料(以下、「小売等役務資料」という。))から構成される。

「小売等役務資料」は、「小売共通図書」と「小売分野別図書」から構成される。

(ロ)「収集予定図書リスト」に記載の図書が入手できない場合について

「収集予定図書リスト」に記載の図書が、在庫切れ、廃刊等の予測できない理由により入手できない場合は、価格、内容が可能な限り同等な図書を代替案として特許庁担当者に提案すること。

なお、提案した代替図書の収集については、特許庁担当者の指示に従うこと。

(ハ)「収集予定図書リスト」に掲載されていない辞書・専門書等を利用する場合には、事前に特許庁担当者の了承を得ること。

(ニ)上記(ロ)及び(ハ)について、電子媒体の図書を提案、利用する場合、また、図書を複数冊収集する必要がある場合には、事前に特許庁担当者に相談すること。

(ホ)「収集予定図書リスト」に掲載されていない辞書・専門書等の収集が必要となった場合には、特許庁担当者と相談しながら、可能な限り収集すること。

ロ. 収集した図書の管理等

民間事業者は、収集した図書について、文献毎に整理し、納入まで管理、保管を行うこと。

ハ. 収集した図書へのラベルの貼付

民間事業者は、収集した図書について、本事業で収集したものであることがわかるように、「特許庁所有図書」及び本事業名「商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)作成事業」を明記したラベルを、図書の背表紙及び裏表紙に貼付すること。

ニ. 収集済み図書リストの作成

民間事業者は、「収集予定図書リスト」に基づいて収集した図書について、「収集済み図書リスト」を作成する。

「収集済み図書リスト」には、図書毎に収集冊数、入手方法(購入・代替購入・寄贈・その他)、又は、入手ができなかった理由(在庫切れ・廃刊等)を記載すること。

ホ. 図書の納入・返却準備

収集した図書は、「収集済み図書リスト」の記載に合わせて、以下に指示するとおり仕分けするとともに、一括して納入する。

なお、図書購入のための費用は実費精算となるため、購入図書を納入する際には、「請負業者内における購入費支出のための内部手続書類(例えば、見積書)」、「納入書」、「請求書」、「出金を証明する書類(銀行振込書、領収書等)」の4つの書類を併せて提出すること。

収集した図書は、箱番号を付した段ボール箱に箱詰めにするとともに、文献番号から、当該文献が封入された段ボール箱における箱番号が特定できるよう対応づけた「箱番号リスト」を、上記「収集済

---

<sup>4</sup> 平成18年の商標法改正により、平成19年4月1日から、小売業者、卸売業者が使用するマークをサービスマーク(役務商標)として保護する制度が導入された。その保護の対象となる役務で、商標法第2条第2項(別紙1参照)に規定される。小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する総合的なサービス活動のこと指す。

み図書リスト」とは別に納入すること。

なお、段ボール箱は、民間事業者が用意し、そのサイズについては、特許庁担当者と相談すること。

#### ②発注用電子データの貸与

- イ. 特許庁は、原則週1回、発注用電子データが格納されたDATを貸与するので、民間事業者は、特許庁が指定した日時・場所(特許庁審査業務部商標課)において、当該DATを借り受ける。
- ロ. 発注用電子データを受領する際には、特許庁が管理する発注管理簿に必要事項(DAT引き渡し日及び担当者氏名)を民間事業者担当者が記入し、捺印すること。

#### ③調査対象案件の選定

- イ. 民間事業者は、受け取ったDATから必要事項(出願番号又は特許庁内整理番号、出願の区分種別(単区分と多区分<sup>5</sup>の別)、商品及び役務の区分、指定商品・役務、担当審査室等)を出力し、「商標審査前サーチレポート作成マニュアル」(別紙5参照)に基づき、管理者が調査対象案件の選定を行う。
- ロ. 調査対象案件の選定にあたり、「商標審査前サーチレポート作成マニュアル」に該当しない案件や疑義が生じた場合は、特許庁担当者に相談し、特許庁の指示に従うこと。
- ハ. 民間事業者は、選定した案件のリスト(以下、「選定案件リスト」という。)を、商標登録出願(国内)案件と国際商標登録出願(指定国官庁)案件とで別々に作成の上、当該案件の出願番号又は特許庁内整理番号及び各々選定した件数を記録し、特許庁へ報告する。

#### ④調査対象文字の選定

- イ. 民間事業者は、選定した調査対象案件の商標について、「商標審査前サーチレポート作成マニュアル」に基づき、管理者が調査対象文字の選定を行う(本選定作業を管理者以外の者が行う場合には、選定作業の結果を管理者が必ず確認すること。)
- ロ. 調査対象文字は、調査結果一覧に記載する。

#### ⑤調査で用いる文献等の選定

- イ. 民間事業者は、選定した調査対象文字を調査するために用いる文献等を、「商標審査前サーチレポート作成マニュアル」に基づき、原則として「調査対象文献リスト」(別紙3-3)から調査者が選定

---

<sup>5</sup> 「単区分」と「多区分」とは、商標登録出願をする際、商標とともに、その商標を使用する商品又は役務を指定する。この商品又は役務の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従って行うが、1つの出願で、当該区分の数が“1つ”の場合を「単区分」といい、当該区分の数が“2つ以上”の場合を「多区分」という。

また、「多区分」は、その指定区分の内容によって、同一審査室が担当する区分の範囲における多区分を「多区分1」、また複数の審査室が担当する区分の範囲における多区分を「多区分2」と、便宜的に分けて称している。

する。本選定作業を調査者以外の者が行う場合には、選定作業の結果を調査者が必ず確認すること。

ロ. 調査文献等は、以下に基づいて選定するものとする。

(イ) 特許庁が貸与する共通資料1については、原則全ての調査対象案件に対して調査する。

(ロ) 共通資料2については、調査対象文字の言語や語彙に着目して、掲載可能性のある全てのものについて調査する。

(ハ) 類別資料については、当該調査対象案件の指定商品・役務に関連が深い、あるいは密接な関係があると推測される全てのものを必ず選定し調査する(「調査対象文献リスト」の「類別資料」に記載の区分を指定商品・役務とする案件に関しては調査を必須とする。)

(ニ) 指定商品・役務中に、いわゆる「小売等役務」を含んだ案件については、小売等役務資料中の「小売共通図書」の調査は必須とする。加えて、小売で取り扱う商品との関係を考慮した調査のために必要な資料を、「小売分野別図書」の中から選定し調査する。

参考: 一調査対象案件についての調査文献の平均は32冊程度(内訳は、共通資料1及び2から17冊、類別資料及び小売等役務資料から15冊程度)。ただし、指定商品・役務あるいは調査対象文字との関係によって、調査報告書の品質を低下させない範囲において、当該冊数の増減はあり得る。

ハ. 調査で用いた調査文献等は、調査結果一覧に記載する。

#### ⑥調査文献等を用いた調査

イ. 民間事業者は、調査対象文字が有する意味合いについて、選定した調査文献等による調査を行う。

ロ. 調査対象文字が、調査文献等に掲載されていた場合、調査文献等の該当頁を複写する。なお、複写は全てA4サイズの紙で行うこととする。また、複写物のみからでもその出典がわかるよう、複写物の右上等に調査文献等の名称を記載する。

#### ⑦調査結果一覧への書誌的事項等の記入

イ. 民間事業者は、出願番号又は特許庁内整理番号、指定区分、担当審査室等の書誌事項、選定した調査対象文字及び調査文献等の調査結果を、調査結果一覧に記入する。

ロ. 調査対象文字の調査文献等における掲載状況を記載するにあたっては、調査文献等の名称は全て明確に記載する。その際に、調査文献等が多数にわたり、調査結果一覧上に簡潔に表すことができない場合には、続葉頁で対応すること。

ハ. 調査した文字が調査文献等に掲載されていた場合、どの調査文献のどの部分(例えば、頁数)に掲載されていたかを記載する。

ニ. 調査の結果、調査文献等に当該調査対象文字に相当する掲載が無かった場合には、調査した調査文献等及び掲載が無かった事実が把握できるように、その結果を記載すること(例えば、調査文献等の名称の横に“掲載無し”と記載するなど。)

ホ. 調査した結果、商標の構成文字の全体又は複数の文字を組合せた部分から、まとまった一つの

意味合いが生じる場合は、「全訳」として、調査結果一覧に記載する。

#### ⑧調査結果一式(紙)の作成

- イ. 民間事業者は、調査文献等の該当する掲載頁の複写物を調査結果一覧に添付する。
- ロ. 複写物の添付にあたっては、調査対象文献等の複写物の過不足を精査し、平易な調査対象文字に関する調査結果の複写物の重複を排除するなどして、審査に有用でかつ読みやすいものとする

#### ⑨管理者による校閲

- イ. 管理者は、前述⑦で記入された内容の校閲を行う。なお、管理者自身が記入した場合は、他の管理者が校閲を行う。この際、内容に過不足がないか等を全件にわたり確認し、記載中に誤りや漏れ等を発見した場合には、記載事項の修正、あるいは必要に応じて調査者に指示して調査を補完させる。
- ロ. 管理者は、修正や再調査の必要が無くなったと判断するに至った段階で、調査結果一覧に、作成日(調査実施日)、管理者名を記入し、捺印する。

#### ⑩納入物の作成

##### イ. 商標登録出願(国内)

(イ) 民間事業者は、調査結果一式(紙)を、特許庁が指定する仕様(別紙2参照)で電子データ化して、調査結果一式(電子)を作成する。当該調査結果一式(電子)は、DATに蓄積する。また、そのコピーデータをCD-Rへも格納する。

1回分の納入データは、1本のDATに収まることを想定しているが、万が一、収まらない事象が生じた場合には、速やかに特許庁担当者へ連絡するとともに、その指示に従う。

(ロ) 民間事業者は、調査結果一式(紙)とその添付資料を担当審査室単位で分け、出願番号順に並べた上で、納入物(電子データ)の内容の確認用に、(イ)のDAT及びCD-Rと共に特許庁へ提出する。

##### ロ. 国際商標登録出願(指定国官庁)

前述⑨が終了した調査結果一式(紙)を、イメージデータ化はせずに、そのまま納入物とする。  
特許庁内整理番号順に整えた上で、特許庁に納入すること。

#### ⑪納入案件番号一覧リストの作成

イ. 民間事業者は、納入する調査結果一式の納入案件番号一覧リストを、電子データ(MICROSOFT EXCEL 形式)で作成し、CD-RWに蓄積する。

なお、当該リストは、商標登録出願(国内)案件と国際商標登録出願(指定国官庁)案件とで、別々に作成する。

ロ. 納入案件番号一覧リストには、案件番号(出願番号又は特許庁内整理番号)のほか、出願の区分種別、担当審査室、特許庁からの発注日、特許庁への納入日を記載する(別紙6参照)。

## ⑫その他

イ. 前述②～⑨の手順については、調査の質を低下させない範囲及び納期が遅延しない範囲において、手順の変更等を行うことができる。ただし、変更内容については、事前に特許庁担当者へ説明するとともに、特許庁担当者の了承を得ること。

ロ. 納入された調査結果一式について、調査漏れ等、納入物の品質に問題があることが判明した場合には、以下のようにすること。

(イ)民間事業者は、速やかに原因を調査し、再発防止策等も検討した上で特許庁へ報告するとともに、調査者等への指導を行うこと。

また、その際の調査事項は、フィードバック報告書として、案件毎に原因、調査者等への指導内容、今後の対応策等を記載し、速やかに特許庁へ提出すること。

(ロ)民間事業者は特許庁担当者の指示に従い、民間事業者の責任及び負担において再調査・納入物の再作成等を実施し、特許庁の連絡から1週間以内に完全な納入物を再納入すること。

ハ. 特許庁担当者から受発注や調査の方法・体制等について提案があった場合は協議に応じること。

ニ. 民間事業者が、落札決定後の準備期間に事業の実施方法に関する講習等を求めた場合、特許庁担当者は民間事業者とその内容、方法等について協議の上、支援を行うこととする。

## (6)進ちよく管理

①民間事業者は、進ちよく管理者を定め、特許庁から貸与される出願番号一覧を基に管理簿(別紙7参照)を作成、保管し、進ちよくを管理する。

②管理簿には、発注日毎の作業順に、出願番号(又は特許庁内整理番号)、担当審査室、出願の区分種別、特許庁からの発注日、調査結果一式作成日、特許庁への納入日、管理者名、調査者等の各事項を記載する。

③特許庁担当者から本事業の進ちよくに関する情報を求められた場合、民間事業者は求められた情報を提供すること。

## (7)特許庁との連絡体制等

①調査に関する特許庁との連絡窓口は、原則、民間事業者の管理者のうち1名がその任にあたり、特許庁担当者からの問い合わせや連絡があった場合には、速やかに対応すること。

②民間事業者は、調査実施体制、調査内容、納入日などを変更する場合、随時、事前に特許庁担当者へ説明するとともに、特許庁担当者の了承を得ること。

③本事業の実施にあたり、不明な点等があった場合には、特許庁担当者に相談・協議の上、実施すること。

## (8)提出物

イ. 商標登録出願(国内)

・商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査) DAT(納入物電子データ特許庁内システム取り込み用)

・商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査) 紙媒体(納入物電子データ確認用)

ロ. 国際商標登録出願(指定国官庁)

・納入案件番号一覧リスト CD-RW(納入物電子データ特許庁内システム取り込み用)

(9)納入物及び納入方法

民間事業者は、納期までに納入物を特許庁へ納入する。ただし、特許庁から特段の指示があった場合はこの限りでない。

①納入物

イ. 商標登録出願(国内)

(イ)商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査) CD-R(電子データ)

(ロ)納入案件番号一覧リスト CD-R(電子データ[MICROSOFT EXCEL 形式])

なお、上記一覧リスト(電子データ)は、年度末ごとに纏めて納入すること。

ロ. 国際商標登録出願(指定国官庁)

(イ)商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査) 紙媒体

(ロ)納入案件番号一覧リスト CD-R(電子データ[MICROSOFT EXCEL 形式])

なお、上記一覧リスト(電子データ)は、最終納入日に纏めて納入すること。

ハ. 収集済み図書

(イ)段ボール箱に封入した収集済み図書

(ロ)上記(5)①ニ. で作成した「収集済み図書リスト」

(ハ)文献番号から、当該文献が封入された段ボール箱における箱番号が特定できるよう対応づけた「箱番号リスト」

なお、詳細については特許庁担当者の指示に従うこと。

ニ. (4)③ト. の事業実施マニュアルは、平成28年2月末日までに特許庁へ納入すること。

②納入時期

イ. 調査結果一式

(イ)(8)、上記①イ. (イ)及び①ロ. (イ)の成果物については、分割納入とし、原則週1回納入すること。

(ロ)上記(イ)は、商標登録願(国内)及び国際商標登録出願(指定国官庁)とも、特許庁が発注した日から2.5ヶ月以内(極力短期間が望ましい)に、遅滞なく納入しなければならない(納入サイクルは、別紙10参照)。

なお、契約1年目の年度当初(平成25年4月～5月頃)は、審査の遅延を回避するため、上記納期サイクルより、極力短い期間(発注から3～4週間程度)で納入できるよう体制を整備しておくこと。また、その時の納入件数については、特許庁担当者と相談の上決めること。

(ハ)早期審査対象の出願、その他案件処理に緊急性を要する出願等として特許庁が個別に発注した案件については、特許庁が発注した日から2週間以内に納入物を納入すること。

(ニ)前述(ハ)の運用を適用する案件の、特許庁からの発注件数は、一月あたり50件を上限に行うものとする。ただし、民間事業者の了承を得られた場合には、この限りでない。

ロ. 収集済み図書

最終納入期限は平成28年3月31日(木)とする。

### ③納入場所

特許庁審査業務部商標課

ただし、特許庁担当者から別途納入場所について指示があった場合は、その指示に従うこと。

### ④その他

民間事業者は、納入の際に、特許庁から貸与した発注用電子データ(DAT)を返却する。

その際には、特許庁が管理する発注管理簿に必要事項(DAT返却日および担当者名)を記入する。

## (10)入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

①審査官と同等の視点からの調査が必要となるため、調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数(フィードバック報告書数)を実施件数全体の1%以内とすること。

②成果物の納入については、(9)②イ.を満たすこと。

③1年間に約50回分(50ロット)の発注データの作成を予定しており、年度ごとにその納入処理を行うことができること。なお、納入回数は必ずしも50回に限らずともよい

④出願数の動向から多少の変動はあるものの、上記③から1ロット1,680件程度の納入処理が可能な実施体制ができていること。

## (11)契約の形態及び支払方法

### ①契約形態

契約形態は請負契約とする。

### ②契約金額の支払い

契約金の支払いについては、落札者が決定した後、落札者と特許庁が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。なお、納入したサーチレポートの件数を1月分まとめて請求することができる。

支払いに当たり、民間事業者は、8.(1)①に示す報告及び2.(8)及び(9)①に示す提出・納入物件や業務の完了を確認できる完了報告書等を特許庁に提出し、当庁担当者の検収を受けること。当庁担当者の検収を受けたのち、納入した件数分の金額を記載した請求書を提出すること。

特許庁は、適正かつ確実な実施がなされたことを確認後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、特許庁は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わない。

## 3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成25年4月(契約日以降)～平成28年3月31日(木)[3年間]

## 4. 入札参加資格等に関する事項

(1)法第15条において準用する法第10条(第11号を除く)に抵触しない者であること。

- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (5) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に参加をした者であること。
- (6) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

## 5. 入札に参加する者の募集に関する事項

### (1) 入札のスケジュール

- ① 入札公告: 平成24年12月上旬頃
  - ② 入札説明会: 平成24年12月下旬頃
  - ③ 質問受付期限: 平成25年1月中旬頃
  - ④ 入札書及び提案書の提出期限: 平成25年1月下旬頃
  - ⑤ 開札及び落札予定者の決定: 平成25年2月上旬頃
  - ⑥ 契約締結: 平成25年4月当初
- ※落札者が決定した後は、事業の準備に取りかかること。

### (2) 入札の実施手続

#### ① 入札説明後の質問受付

入札公告以降、特許庁において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会后に、特許庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び特許庁からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないように配慮する。

#### ② 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、特許庁まで提出すること。

##### イ. 入札書

入札金額(契約期間内に発注される「商標の文字部に関する識別力等調査」1件当たりの単価(契約金額)の105分の100に相当する金額)を記載した書類。

##### ロ. 提案書

総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類

##### ハ. 暴力団排除に関する書類

法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

## 二. 資格審査結果通知書

平成22・23・24年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し

### ③提案書の内容

別紙8のとおり。

## 6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

本事業を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、総合評価方式によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「評価項目一覧」のとおり。なお、評価は、特許庁内に設置する外部有識者を含めた技術審査委員会において行う。

### (1) 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定

・別紙9の「評価手順書(加算方式)」のとおり。

・その他

イ. 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。また、再度の入札をしても落札者がいないときは、予算決算及び会計令第99条の2の規定により随意契約とする。

ロ. 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い1者を落札者とすることがある。

ハ. 同点により落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない特許庁の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ニ. 特許庁は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の商号又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

### (2) 落札者が決定しなかった場合の措置

特許庁は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合は、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

## 7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙10のとおり。

## 8. 民間事業者が特許庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

### (1) 民間事業者が特許庁に報告すべき事項、特許庁の指示による講ずべき措置

①報告等

イ. 2. (10)で設定した「質の確保」がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の(イ)～(ホ)について特許庁に報告すること。また特許庁は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

(イ) 2. (5)⑫ロ. (イ)の状況(その都度報告する。)

(ロ) 調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数(フィードバック報告書数)の状況(毎月末に報告する。)

(ハ) 2. (6)の進捗状況(毎月末に報告する。)

(ニ) 2. (9)②イ. の納入状況(毎月末に報告する。)

(ホ) 事業報告

平成25年度調査:平成26年3月末

平成26年度調査:平成27年3月末

平成27年度調査:平成28年3月末

ロ. 特許庁は民間事業者から受けた報告について取りまとめの上、各年度毎に公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

#### ②調査

イ. 特許庁は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事業者に立ち入り、本事業実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

ロ. 立入検査をする特許庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

#### ③指示

特許庁は、本事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

### (2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置

①民間事業者は、個人情報収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。

②民間事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

③民間事業者、その役職員その他本事業に従事する者又は従事していた者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。また、そのために必要な措置を講じなければならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

④本事業における個人情報及び業務上の機密情報は、本事業の目的の範囲内でのみ使用することとし、他の目的に使用してはならない。

⑤民間事業者は、本事業を終了し若しくは中止した場合は、本事業によって取得した特許庁担当者等の個人情報を破棄しなければならない。この場合において、民間事業者は、前記情報が破棄されたことを証明する文書を契約期間終了日の属する月末又は本事業を終了し若しくは中止した日の属する月の月末までに特許庁に提出しなければならない。

⑥民間事業者は、情報セキュリティ管理能力を有していなければならない。

### (3)契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

#### ①本事業の開始及び中止

##### イ. 本事業の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。

##### ロ. 本事業の中止

民間事業者は、やむを得ない理由により本事業を中止しようとするときは、予め特許庁の承認を受けなければならない。

#### ②公正な取扱い

イ. 民間事業者は、本事業の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

ロ. 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

#### ③金品等の授受の禁止

民間事業者は、本事業において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

#### ④宣伝行為の禁止

##### イ. 本事業の宣伝

民間事業者及び本事業に従事する者は、特許庁や本事業の名称及びその一部を用い、本事業以外の自ら行う事業の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。)及び当該自ら行う業務が本事業の業務の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

##### ロ. 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

#### ⑤法令の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり適用を受ける関係法令を遵守しなくてはならない。

#### ⑥安全衛生

民間事業者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労災管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

#### ⑦記録及び帳簿

民間事業者は、実施年度ごとに本事業に関して作成した記録や帳簿書類を翌年度より5年間保管しなければならない。

#### ⑧権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

#### ⑨権利義務の帰属等

イ. 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は特許庁に帰属する。

ロ. 民間事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、特許庁の承認を受けなければならない。

#### ⑩契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、特許庁の許可をえることなく自ら行う事業又は特許庁以外の者との契約(特許庁との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

#### ⑪所得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、本事業によって、取得した個人情報を、自ら行う事業又は特許庁以外の者との契約(本事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。)に基づき実施する事業に用いてはならない。

#### ⑫再委託の取扱い

##### イ. 全部委託の禁止

民間事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

##### ロ. 再委託の合理性等

民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければならない。

##### ハ. 契約後の再委託

民間事業者は、本契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で、特許庁の承認を受けなければならない。

##### ニ. 再委託先からの報告

民間事業者は、上記ロ. 又はハ. により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

##### ホ. 再委託先の義務

再委託先は、前記8. (2)及び(3)②～⑪に掲げる事項について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

##### ヘ. 民間事業者への責任

再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、受託事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託事業者が責任を負うものとする。

#### ⑬契約内容の変更

民間事業者及び特許庁は、本事業の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

上記やむを得ない事由とは、例えば、新しいタイプの商標を導入するための法律改正に伴う作業の見直し等がそれに当たる。

#### ⑭契約の解除

特許庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

イ. 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき

ロ. 暴力団員が業務統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき

ハ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

#### ⑮契約解除時の取扱い

##### イ. 契約解除時の請負報酬の支払い

前記⑭に該当し、契約を解除した場合には、特許庁は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本事業を契約に基づき実施した期間にかかる請負報酬を支払う。

##### ロ. 契約解除時の違約金と本事業の完了

イ. に該当する場合、民間事業者は、未納入数量に対して契約単価を乗じて算出した金額の100分の10に相当する金額を違約金として特許庁が指定する期日までに納付するとともに、特許庁との協議に基づき、本事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

##### ハ. 延滞金

民間事業者が前項の規定による金額を国が指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として特許庁に支払わなければならない。

##### ニ. 損害賠償

特許庁は、契約解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

#### ⑯不可抗力免責

落札事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により事業の全部又は一部の履行が遅滞または不能となったりした場合は当該履行遅延または履行不能による責任を負わないものとする。

#### ⑰契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と特許庁が協議するものとする。

#### ⑱完成物の著作権の帰属

イ. 完成物の作成に係る著作権は、全て特許庁に帰属するものとし、民間事業者は当該著作権を特許庁に無償で譲渡するものとする。なお、民間事業者は、著作者人格権を行使しないこと。

ロ. 著作権の譲渡の時期は、特許庁に完成物を提示した時点をもってなされたものとみなす。

ハ. 民間事業者が本事業の一部を第三者に委託している場合、第三者が作成した完成物に対する著作権は、特許庁に帰属する。なお、当該第三者は、著作者人格権は行使しないこと。

ニ. 調査に使用した調査文献等の情報に関する著作権は、民間事業者で調整する。

### 9. 請負事業を実施する当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

本事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本事業に従事する者が故意又は過失により、本事業の受益者等の第三者に損害を加えた場合において、

(1) 特許庁が当該第三者に対する賠償を行ったときは、特許庁は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について特許庁の責に帰すべき理由が存する場合は、特許庁が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について特許庁の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は特許庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

## 10. 請負事業の評価に関する事項

### (1) 本件業務の実施状況に関する調査の時期

特許庁は、本件事業の実施状況については、平成26年3月末時点、平成27年3月末時点における状況を調査する。なお、内閣総理大臣が行う評価の時期は、平成27年5月～6月頃を予定している。

### (2) 調査方法

民間事業者からの8. (1)①の報告等に基づき、調査を行う。調査においては、必要に応じて民間事業者からのヒアリングを行うものとする。

### (3) 調査項目

- ①8. (1)①イ. (イ)～(ホ)に掲げる項目
- ②実際に本事業の実施に要した経費

### (4) 意見聴取等

特許庁は、必要に応じ、民間事業者からの意見の聴取等を行うことができるものとする。また、特許庁は、平成27年4月を目途として本件事業の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会に提出する。

## 11. その他請負事業の実施に際し必要な事項

### (1) 事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

#### ①立入検査、指示等の報告

特許庁は、会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会に報告する。

### (2) 民間事業者の責務

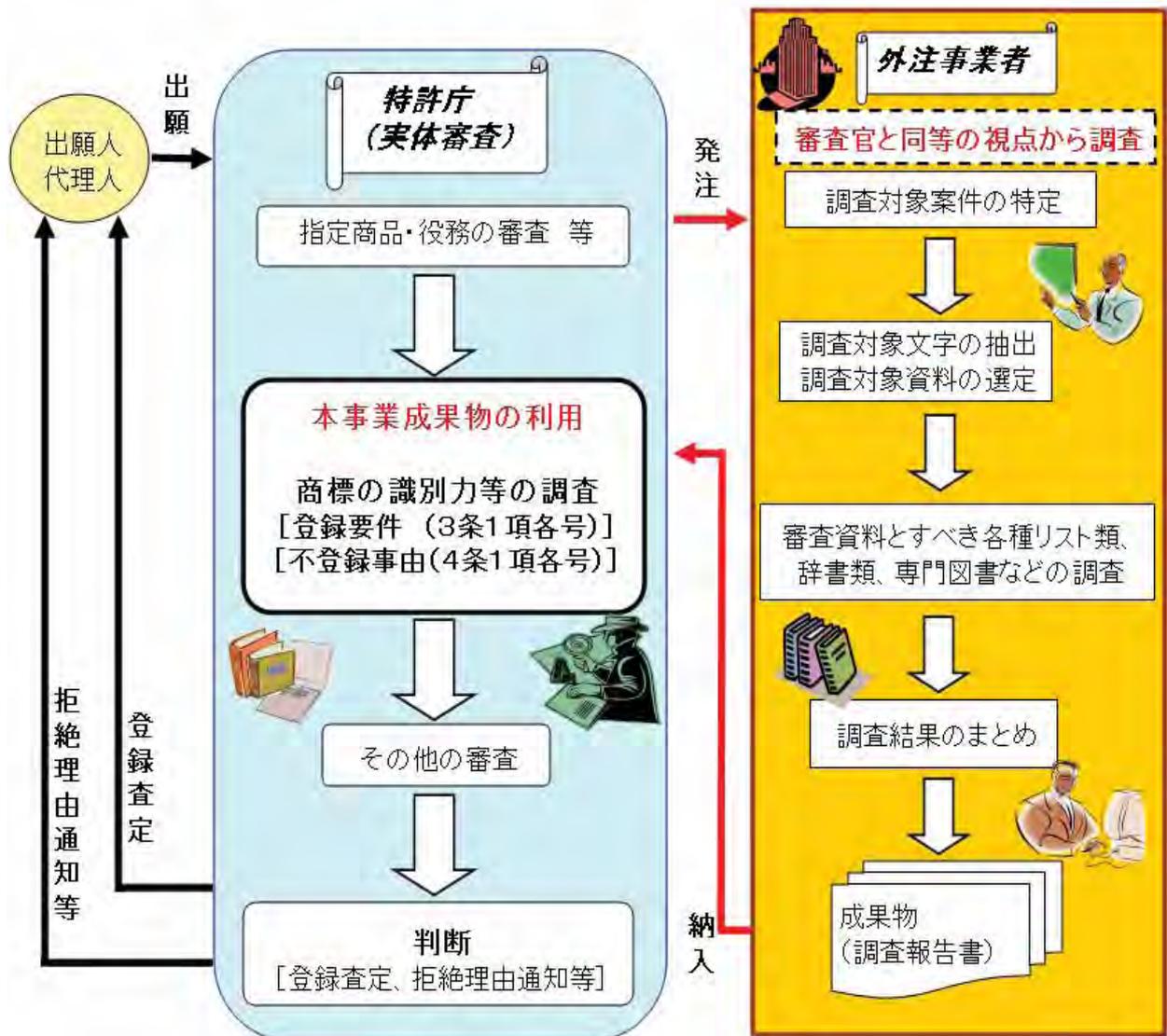
①本事業に従事する者は刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②民間事業者は、法等55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。

なお、法第56条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

③民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は特許庁を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

# 商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)の作成工程及び活用イメージ



<商標法 第2条 第1項 同第2項>

この法律で、「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）。

- 2 前項第2号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

<商標法 第3条 第1項>

自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 その商品又は役務について慣用されている商標
- 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
- 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

<商標法 第4条 第1項>

次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

- 一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標
- 二 パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であつて、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
- 三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
- 四 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第五十九号）第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平

成十六年法律第百十二号) 第百五十八条第一項 の特殊標章と同一又は類似の商標

- 五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの
- 六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標
- 七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標
- 八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）
- 九 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）
- 十 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十二 他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの
- 十三 商標権が消滅した日（商標登録を取り消すべき旨の決定又は無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。）から一年を経過していない他人の商標（他人が商標権が消滅した日以前一年以上使用をしなかつたものを除く。）又はこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十四 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十五 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）
- 十六 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標
- 十七 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留

酒について使用をするもの

十八 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標

十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

商標審査前サーチレポート  
(商標の文字部に関する識別力等調査) 作成事業

データ形式等

<国内> 識別力サーチ 受発注媒体等

【 発 注 】

媒体	DAT ( DDS-4, DAT72 ) 20GBタイプ(DDS4) 72GBタイプ(DAT72)	
媒体格納形式	tar形式 (OpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化。共通鍵により複合化)	
媒体蓄積最大容量	20GB(DDS4) 72GB(DAT72)	
文字コード	SJIS	
格納ディレクトリ構成	<国内>識別力サーチ 発注データ格納ディレクトリ構成 (別添参照)	
格納ファイル 及び条件	(1)<国内>発注番号一覧ファイル	レコード仕様等は以下参照 ・<国内>発注番号一覧ファイル/レコード仕様 (別添参照) ・<国内>発注番号一覧ファイル/レコード仕様[項目編集条件] (別添参照)
	(2)<国内>マスタ願書データ	別添○参照

【 納 入 】

(1)

媒体	DAT ( DDS-4, DAT72 ) ※4GB以上のタイプを使用する。	
媒体格納形式	tar形式 [※H25.1～ (OpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化。)]	
媒体蓄積最大容量	4GB	原則、1回の納入は、DAT1本によるものとする。 また、1本に蓄積する最大容量は4GBまでとする。
文字コード	SJIS	
格納ディレクトリ構成	<国内>識別力サーチ 納入データ格納ディレクトリ構成 (別添参照)	
格納ファイル 及び条件	(1)<国内>納入番号一覧ファイル	レコード仕様等は以下参照 ・<国内>納入番号一覧ファイル/レコード仕様 (別添参照) ・<国内>納入番号一覧ファイル/レコード仕様[項目編集条件] (別添参照) また、以下を満たすこと。 ・出願番号でソート(昇順)すること。 ・出願番号が重複しないこと。 ・出願番号と格納ディレクトリ構成の整合性がとれていること。
	(2)<国内>イメージ情報	ファイル条件は以下のとおり ・1ページにつき1イメージとする。 ・イメージデータはTIF形式であること。 ・イメージデータは解像度識別が200dpiであること。 ・イメージデータ識別については、'1'(3条)を設定すること。 ・ファイル名は、出願番号+'_'(アンダーバー)+ページ番号(3桁)+'TIF'とすること。(すべて半角コード) ・ページ番号は前ゼロ埋めで数字の連番とする。

(2)

媒体	CD-R等	
媒体格納形式	Excel形式 [Microsoft EXCEL® 2003で読み込み可能な形式]	
格納ファイル 及び条件	<国内>識別力サーチ納入番号一覧	ファイル名: “ 【国内】3条調査99999999.xls ” ※【国内】3条調査: 16byte 固定でセット ※[99999999]: 8byte 納入日をセット ※[.xls]: 4byte 固定でセット  また、詳しくは添付を参照のこと。



■ ＜国内＞発注番号一覧ファイル／レコード仕様

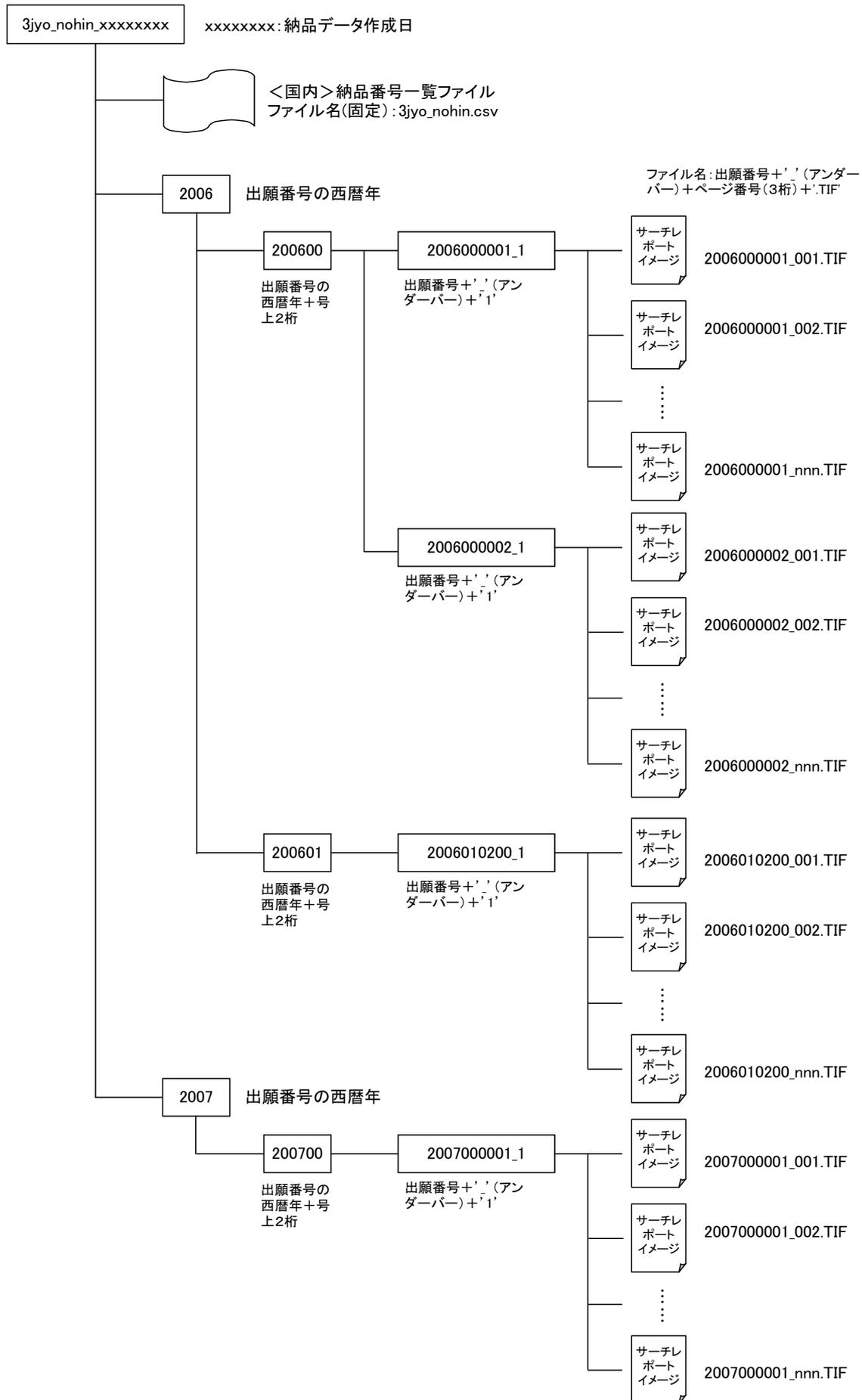
入力ファイル／レコード仕様書																																		
ファイル名称	発注番号一覧ファイル	ファイルID	データ量	固定長 (26バイト/レコード)	ファイル形式	CSV形式																												
<table border="1"> <tr> <td>項目名</td> <td>発注番号</td> <td>区切り記号(タブ)</td> <td>発注データ作成日</td> <td>区切り記号(タブ)</td> <td>代表審査室コード</td> <td>ENDマーク(改行)</td> </tr> <tr> <td>相対バイト</td> <td>10</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>属性</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>バイト数</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </table>							項目名	発注番号	区切り記号(タブ)	発注データ作成日	区切り記号(タブ)	代表審査室コード	ENDマーク(改行)	相対バイト	10	20					属性	C	C	C	C	C	C	バイト数	11	1	8	1	4	1
項目名	発注番号	区切り記号(タブ)	発注データ作成日	区切り記号(タブ)	代表審査室コード	ENDマーク(改行)																												
相対バイト	10	20																																
属性	C	C	C	C	C	C																												
バイト数	11	1	8	1	4	1																												

■ 発注番号一覧ファイル/レコード仕様[項目編集条件]

項目編集条件表							発注番号一覧ファイル	
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	備考
1	発注番号 (必須)	char	11			左詰後ろスペースで出願番号を設定。 西暦年4桁+号6桁(前ゼロ埋め)の形式		全ての項目が SJIS半角コード であること。
2	区切り文字(タブ) (必須)	char	1			タブ(0x09)を設定。		
3	発注データ作成日 (必須)	char	8			発注データを外部媒体に格納した日付を設定。		
4	区切り文字(タブ) (必須)	char	1			タブ(0x09)を設定。		
5	代表審査室コード	char	4			代表審査室コードを設定。		
6	エンドマーク (必須)	char	1			改行コード(0x0a)を設定。		

■ 代表審査室コード ■  
 1TAO : 化学、1TB0 : 食品、1TCO : 機械  
 1TKO : 雑貨繊維、1TLO : 産業役務、1TMO : 一般役務

■ <国内>納入データ 格納ディレクトリ構成





■ ＜国内＞納入番号一覧ファイル/レコード仕様[項目編集条件]

項目編集条件表									
納入番号一覧ファイル									
項番	項目名	属性	バイト数	N.C.	SPACE	編集内容	入力ファイル名	N.C.(Not Change)・・・そのまま設定する。 備考	
1	納入番号 (必須)	char	11			左詰後ろスペースで出願番号を設定 西暦年4桁+号6桁(前ゼロ埋め)の形式		全ての項目が SJIS半角コード であること。	
2	区切り文字(カンマ) (必須)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定			
3	イメージデータ識別 (必須)	char	1			'1'(3条データ)を設定			
4	区切り文字(カンマ) (必須)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定			
5	イメージデータタイプ識別 (必須)	char	1			'1'(TIF)を設定			
6	区切り文字(カンマ) (必須)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定			
7	イメージデータ解像度識別 (必須)	char	1			'1'(200dpi)を設定			
8	区切り文字(カンマ) (必須)	char	1			半角カンマ(0x2c)を設定			
9	イメージデータ総ページ数 (必須)	char	3			当該出願番号のイメージデータ総ページ数を 前ゼロ埋めで設定			
10	ENDマーク (必須)	char	1			改行コード(0x0a)を設定			

『 <国内> マスタ願書データ 』 関連資料集

■ マスタ願書内容のタグについて

1. DTD名と公開識別子
  2. 商標マスタ願書のタグ一覧
  3. タグの属性一覧
  4. その他
- 【参考1】 庁内紙出力SGMLのタグ一覧  
【参考2】 例. 商標マスタ願書の文書例

■ ファイル名とDTDの対応表

■ (商標)マスタ願書のタグと項目名の対応表

■ 商標マスタ願書のタグ編集基準見出し

■ 【参考1:補足】マスタ願書のタグ編集基準

■ 商標マスタ願書編集条件

**■ マスタ願書内容のタグについて**

1. DTD名と公開識別子
2. 商標マスタ願書のタグ一覧
3. タグの属性一覧
4. その他

**【参考1】** 庁内紙出力SGMLのタグ一覧

**【参考2】** 例. 商標マスタ願書の文書例

## 1. DTD名と公開識別子

項番	DTD名	公開文種別	公開識別子名	説明
	商標マスタ願書			
1	TM-MST-APP-DOC	DTD	JPO Trademark Master Application Document	商標マスタ願書
	共通定義			
2	COM-MST-DOC	DTD	JPO Common Elements Of Master And Current Document	マスタ願書、カレント実体共通要素
	紙出力			
3	PRINT-TM-MST-APP-DOC	DTD	JPO Print For Trademark Master Application Document	紙出力 商標マスタ願書

## 2. 商標マスタ願書のタグ一覧

以下、全てのタグに属性ERROR-CODEが設定されている

日本語標準名	タグの属性	タグ名 属性名	バイト数	属性	繰返	備考
商標マスタ願書 書類識別		TM-MST-APP-DOC MASTER-A63 または MASTER-A639 または MASTER-A638 または MASTER-A632 または MASTER-A633 または MASTER-A634 または MASTER-A635 または MASTER-A637	-	-	-	

書類識別配下のタグ一覧

以下、全てのタグに属性ERROR-CODEが設定されている

日本語標準名	タグの属性	タグ名 属性名	バイト数	属性	繰返	備考
書類識別		MASTER-A63 MASTER-A639 または MASTER-A638 または MASTER-A632 または MASTER-A633 または MASTER-A634 または MASTER-A635 または MASTER-A637	-	-	-	
書類名		DOCUMENT-NAME	V	K	-	
整理番号		ARRANGEMENT-NUMBER	V	K	-	
特記事項		SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE	-	-	-	
条文		ARTICLE	V	K	○	
提出日		SUBMISSION-DATE	V	K	-	
出願番号		APPLICATION-NUMBER	V	K	-	
商標登録を受けようとする商標 イメージ	縦 横 ファイル名	TRADEMARK-ARTICLE IMAGE HEIGHT WIDTH FILE-NAME	-	-	○	属性値は特定書類と同じ
文字		CHARACTER	V	K	-	
標準文字		STANDARD-CHARACTER	-	-	-	
立体商標		THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK	-	-	-	
指定商品又は指定役務並びに区分 商品役務並びに区分 類		CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROUP CLASS	-	-	○	
商品役務		GOODS-AND-SERVICE	V	K	-	
原出願の表示		PARENT-APPLICATION-ARTICLE	-	-	-	
出願番号		APPLICATION-NUMBER	V	K	-	
出願日		FILING-DATE	V	K	-	
手続補正書提出日		AMENDMENT-SUBMISSION-DATE	V	K	-	
商標登録の登録番号		TRADEMARK-REGISTRATION-NUMBER	-	-	-	
申請者／代理人の記事 申請者／代理人		REQUESTER-AND-ATTORNEY-ARTICLE REQUASTER-AND-ATTORNEY-GROUP	-	-	○	
申請者		REQUESTER	-	-	-	
持分		SHARE	V	K	-	
代表出願人		REPRESENTATIVE-APPLICANT	-	-	-	
識別番号		IDENTIFICATION-NUMBER	18	K	-	
国籍		NATIONALITY	V	K	-	
住所又は居所情報 住所又は居所		ADDRESS-GROUP ADDRESS	-	-	-	
氏名又は名称情報 氏名又は名称		NAME-GROUP NAME	V	K	-	
代理人	代理人種別	ATTORNEY KIND-OF-ATTORNEY	-	-	-	属性値は特定書類と同じ
識別番号		IDENTIFICATION-NUMBER	18	K	-	
住所又は居所情報 住所又は居所		ADDRESS-GROUP ADDRESS	-	-	-	
氏名又は名称情報 氏名又は名称		NAME-GROUP NAME	V	K	-	
パリ条約による優先権等の主張 パリ優先権主張		PARIS-PRIORITY-CLAIM-ARTICLE PARIS-PRIORITY-GROUP	-	-	○	
国名		NATION	V	K	-	
出願日		FILING-DATE	V	K	-	
出願番号		APPLICATION-NUMBER	V	K	-	
持分率		SHARE-RATE	V	K	-	

※ 出現順は上記の通りとする  
出願人、代理人の順序については出願マスタと同じとする。

例) (出願マスタ) → (マスタ願書)  
 出願人 A 出願人 A  
 代理人 B 代理人 B  
 代理人 C 代理人 C  
 出願人 D 出願人 D  
 代理人 E 代理人 E

※ すべて任意項目とする

※ 属性(エラーコード)は特定書類と同じ

### 3. タグの属性一覧

タグ名		属性名		設定される値		必須／任意	属性の意味 代理人の種別の識別
英語名	日本語標準名称	属性名	日本語標準名	英語名	日本語標準名		
ATTORNEY-GROUP	代理人	KIND-OF-ATTORNEY	代理人種別	REPRESENTATIVE SUB-REPRESENTATIVE LEGAL-REPRESENTATIVE DESIGNATED-REPRESENTATIVE	代理人 復代理人 法定代理人 指定代理人	必須	
IMAGE	イメージ	HEIGHT	縦	縦の長さ(単位MM)		必須	紙出力時の縦の長さ
		WIDTH	横	横の長さ(単位MM)		必須	紙出力時の横の長さ
TITLE	タイトル	FILE-NAME	ファイル名	イメージファイルの実体名		必須	SGML文書と外部実体のリンク情報
		ORDER-OF-APPEARANCE	公報掲載順序番号	3桁の数字		任意	公報への掲載順
全てのタグ		ERROR-CODE	エラーコード	4桁の数字		任意	データエントリ時のエラーコード

#### 4. その他

以下の文字は実体として宣言する

項番	文字	実体名
1	<	GT
2	>	LT
3	&	AMP
4	”	QUOT

**【参考1】 紙出力SGMLのタグ一覧**

紙出力(商標マスタ願書)のタグ一覧

日本語標準名	タグの属性	タグ名	バイト数	属性	繰返	備考
		属性名				
紙出力(商標マスタ願書)		PRINT-TM-MST-APP-DOC	-	-	-	
ヘッダ情報		HEADER-INFORMATION	-	-	-	
段落		PARAGRAPH	V	K	○	注1参照
商標マスタ願書		TM-MST-APP-DOC	-	-	-	
フッタ情報		FOOTER-INFORMATION	-	-	-	
段落		PARAGRAPH	V	K	-	注1参照

注1) 段落配下の文字修飾について

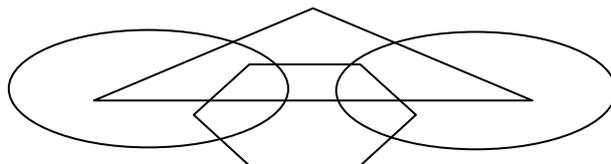
段落タグには以下の文字修飾タグを定義する

日本語標準名	タグの属性	タグ名	バイト数	属性	繰返	備考
		属性名				
字上げ		SUP-SCRIPT	V	K	-	
字下げ		SUB-SCRIPT	V	K	-	
横倍角		BAIKAKU	V	K	-	
アンダライン		UNDER-LINE	V	K	-	

上記文字修飾は複合して設定可能。但し、同一文字に同一文字修飾を施すことは不可。

## 【参考2】 商標マスタ願書(通常)の文書例

【書類名】 商標登録願  
【整理番号】 P000003-02  
【提出日】 平成12年 1月 1日  
【出願番号】 商願2001-123456  
【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第1類】  
【指定商品（指定役務）】 化学品, 肥料  
【第2類】  
【指定商品（指定役務）】 染料, 顔料  
【第42類】  
【指定商品（指定役務）】 医薬品・化粧品の試験又は研究, 計測器の貸与  
【商標登録出願人】  
【識別番号】 012345678  
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
【氏名又は名称】 特許株式会社  
【代理人】  
【識別番号】 123456789  
【住所又は居所】 東京都港区霞が関三丁目4番3号  
【氏名又は名称】 代理 一郎  
【パリ条約による優先権等の主張】  
【国名】 カナダ  
【出願日】 1998年12月 1日  
【出願番号】 PCT/JP99/09999

■ファイル名とDTDの対応表

項番	ファイル名	DTD名	公開文種別	公開識別子名	説明	SGMLリポジトリ上の格納場所
1	tm-mst.dtd	商標マスタ願書・カレント実体 TM-MST-APP-DOC	DTD	JPO Trademark Master Application Document	商標マスタ願書	SGML/dtds/master/tm-mst.dtd
2	com-mst.dtd	共通定義 COM-MST-DOC	DTD	JPO Common Elements Of Master And Current Document	マスタ願書、カレント実体共通要素	SGML/dtds/com/com-mst.dtd
3	prtt-mst.dtd	紙出力 PRINT-TM-MST-APP-DOC	DTD	JPO Print For Trademark Master Application Document	紙出力 商標マスタ願書	SGML/dtds/print/prtt-mst.dtd

**■(商標)マスタ願書のタグと項目名の対応表**

( TM-MST-APP-DOC )

- ・商標登録願
- ・団体商標登録願
- ・地域団体商標登録願
- ・防護標章登録願

■ 商標マスタ願書

商標登録願	日本語標準名	DTD 必須	DTD 繰返	タグ名						
				L0	L1	L2	L3	L4	L5	L6
	商標マスタ願書					TM-MST-APP-DOC				
	書類識別					MASTER-A63				
【書類名】	書類名					DOCUMENT-NAME				
【整理番号】	整理番号					ARRANGEMENT-NUMBER				
	特記事項					SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE				
【特記事項】	条文		○			ARTICLE				
【提出日】	提出日					SUBMISSION-DATE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【商標登録を受けようとする商標】	商標登録を受けようとする商標					TRADEMARK-ARTICLE				
	イメージ		○			IMAGE				
	文字					CHARACTER				
【標準文字】	標準文字					STANDARD-CHARACTER				
【立体商標】	立体商標					THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK				
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	指定商品又は指定役務並びに区分					CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART				
	商品役務並びに区分		○			GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROUP				
【第n類】	類					CLASS				
【指定商品(指定役務)】	商品役務					GOODS-AND-SERVICE				
【原出願の表示】	原出願の表示					PARENT-APPLICATION-ARTICLE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【出願日】	出願日					FILING-DATE				
【手続補正書提出日】	手続補正書提出日					AMENDMENT-SUBMISSION-DATE				
	商標登録の登録番号					TRADEMARK-REGISTRATION-NUMBER				
	申請者/代理人の記事					REQUESTER-AND-ATTORNEY-ARTICLE				
	申請人/代理人		○			REQUESTER-AND-ATTORNEY-GROUP				
【商標登録出願人】	申請者					REQUESTER				
【持分】	持分					SHARE				
【代表出願人】	代表出願人					REPRESENTATIVE-APPLICANT				
【識別番号】	識別番号					IDENTIFICATION-NUMBER				
【国籍】	国籍					NATIONALITY				
	住所又は居所					ADDRESS-GROUP				
	住所又は居所					ADDRESS				
【氏名又は名称】	氏名又は名称情報					NAME-GROUP				
	氏名又は名称					NAME				
【代理人】等	代理人					ATTORNEY				
【識別番号】	識別番号					IDENTIFICATION-NUMBER				
	住所又は居所					ADDRESS-GROUP				
【住所又は居所】	住所又は居所					ADDRESS				
	氏名又は名称情報					NAME-GROUP				
【氏名又は名称】	氏名又は名称					NAME				
	パリ条約による優先権等の主張					PARIS-PRIORITY-CLAIM-ARTICLE				
【パリ条約による優先権等の主張】	パリ優先権主張		○			PARIS-PRIORITY-GROUP				
【国名】	国名					NATION				
【出願日】	出願日					FILING-DATE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【持分の割合】	持分率					SHARE-RATE				

注: 上記項目は全て任意項目として定義する

団体商標登録願	日本語標準名	DTD 必須	DTD 繰返	タグ名						
				L0	L1	L2	L3	L4	L5	L6
	商標マスタ願書					TM-MST-APP-DOC				
	書類識別					MASTER-A639				
【書類名】	書類名					DOCUMENT-NAME				
【整理番号】	整理番号					ARRANGEMENT-NUMBER				
	特記事項					SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE				
【特記事項】	条文		○			ARTICLE				
【提出日】	提出日					SUBMISSION-DATE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【商標登録を受けようとする商標】	商標登録を受けようとする商標					TRADEMARK-ARTICLE				
	イメージ		○			IMAGE				
	文字					CHARACTER				
【標準文字】	標準文字					STANDARD-CHARACTER				
【立体商標】	立体商標					THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK				
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	指定商品又は指定役務並びに区分					CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART				
	商品役務並びに区分		○			GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROUP				
【第n類】	類					CLASS				
【指定商品(指定役務)】	商品役務					GOODS-AND-SERVICE				
【原出願の表示】	原出願の表示					PARENT-APPLICATION-ARTICLE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【出願日】	出願日					FILING-DATE				
【手続補正書提出日】	手続補正書提出日					AMENDMENT-SUBMISSION-DATE				
	商標登録の登録番号					TRADEMARK-REGISTRATION-NUMBER				
	申請者/代理人の記事					REQUESTER-AND-ATTORNEY-ARTICLE				
	申請人/代理人		○			REQUESTER-AND-ATTORNEY-GROUP				
【商標登録出願人】	申請者					REQUESTER				
【持分】	持分					SHARE				
【代表出願人】	代表出願人					REPRESENTATIVE-APPLICANT				
【識別番号】	識別番号					IDENTIFICATION-NUMBER				
【国籍】	国籍					NATIONALITY				
	住所又は居所					ADDRESS-GROUP				
【住所又は居所】	住所又は居所					ADDRESS				
	氏名又は名称情報					NAME-GROUP				
【氏名又は名称】	氏名又は名称					NAME				
【代理人】等	代理人					ATTORNEY				
【識別番号】	識別番号					IDENTIFICATION-NUMBER				
	住所又は居所					ADDRESS-GROUP				
【住所又は居所】	住所又は居所					ADDRESS				
	氏名又は名称情報					NAME-GROUP				
【氏名又は名称】	氏名又は名称					NAME				
	パリ条約による優先権等の主張					PARIS-PRIORITY-CLAIM-ARTICLE				
【パリ条約による優先権等の主張】	パリ優先権主張		○			PARIS-PRIORITY-GROUP				
【国名】	国名					NATION				
【出願日】	出願日					FILING-DATE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【持分の割合】	持分率					SHARE-RATE				

注: 上記項目は全て任意項目として定義する

地域団体商標登録願	日本語標準名	DTD 必須	DTD 繰返	タグ名						
				L0	L1	L2	L3	L4	L5	L6
	商標マスタ願書					TM-MST-APP-DOC				
	書類識別					MASTER-A638				
【書類名】	書類名					DOCUMENT-NAME				
【整理番号】	整理番号					ARRANGEMENT-NUMBER				
	特記事項					SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE				
【特記事項】	条文		○			ARTICLE				
【提出日】	提出日					SUBMISSION-DATE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【商標登録を受けようとする商標】	商標登録を受けようとする商標					TRADEMARK-ARTICLE				
	イメージ		○			IMAGE				
	文字					CHARACTER				
【標準文字】	標準文字					STANDARD-CHARACTER				
【立体商標】	立体商標					THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK				
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	指定商品又は指定役務並びに区分					CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART				
	商品役務並びに区分		○			GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROUP				
【第n類】	類					CLASS				
【指定商品(指定役務)】	商品役務					GOODS-AND-SERVICE				
【原出願の表示】	原出願の表示					PARENT-APPLICATION-ARTICLE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【出願日】	出願日					FILING-DATE				
【手続補正書提出日】	手続補正書提出日					AMENDMENT-SUBMISSION-DATE				
	商標登録の登録番号					TRADEMARK-REGISTRATION-NUMBER				
	申請者/代理人の記事					REQUESTER-AND-ATTORNEY-ARTICLE				
	申請人/代理人		○			REQUESTER-AND-ATTORNEY-GROUP				
【商標登録出願人】	申請者					REQUESTER				
【持分】	持分					SHARE				
【代表出願人】	代表出願人					REPRESENTATIVE-APPLICANT				
【識別番号】	識別番号					IDENTIFICATION-NUMBER				
【国籍】	国籍					NATIONALITY				
	住所又は居所					ADDRESS-GROUP				
【住所又は居所】	住所又は居所					ADDRESS				
	氏名又は名称情報					NAME-GROUP				
【氏名又は名称】	氏名又は名称					NAME				
【代理人】等	代理人					ATTORNEY				
【識別番号】	識別番号					IDENTIFICATION-NUMBER				
	住所又は居所					ADDRESS-GROUP				
【住所又は居所】	住所又は居所					ADDRESS				
	氏名又は名称情報					NAME-GROUP				
【氏名又は名称】	氏名又は名称					NAME				
	パリ条約による優先権等の主張					PARIS-PRIORITY-CLAIM-ARTICLE				
【パリ条約による優先権等の主張】	パリ優先権主張		○			PARIS-PRIORITY-GROUP				
【国名】	国名					NATION				
【出願日】	出願日					FILING-DATE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【持分の割合】	持分率					SHARE-RATE				

注: 上記項目は全て任意項目として定義する

防護標章登録願	日本語標準名	DTD 必須	DTD 繰返	タグ名						
				L0	L1	L2	L3	L4	L5	L6
	商標マスタ願書					TM-MST-APP-DOC				
	書類識別					MASTER-A632				
【書類名】	書類名					DOCUMENT-NAME				
【整理番号】	整理番号					ARRANGEMENT-NUMBER				
	特記事項					SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE				
【特記事項】	条文		○			ARTICLE				
【提出日】	提出日					SUBMISSION-DATE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【防護標章登録を受けようとする標章】	商標登録を受けようとする商標					TRADEMARK-ARTICLE				
	イメージ		○			IMAGE				
	文字					CHARACTER				
【標準文字】	標準文字					STANDARD-CHARACTER				
【立体商標】	立体商標					THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK				
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	指定商品又は指定役務並びに区分					CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART				
	商品役務並びに区分		○			GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROUP				
【第n類】	類					CLASS				
【指定商品(指定役務)】	商品役務					GOODS-AND-SERVICE				
【原出願の表示】	原出願の表示					PARENT-APPLICATION-ARTICLE				
【出願番号】	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【出願日】	出願日					FILING-DATE				
【手続補正書提出日】	手続補正書提出日					AMENDMENT-SUBMISSION-DATE				
【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】	商標登録の登録番号					TRADEMARK-REGISTRATION-NUMBER				
	申請者/代理人の記事					REQUESTER-AND-ATTORNEY-ARTICLE				
	申請人/代理人		○			REQUESTER-AND-ATTORNEY-GROUP				
【防護標章登録出願人】	申請者					REQUESTER				
【持分】	持分					SHARE				
【代表出願人】	代表出願人					REPRESENTATIVE-APPLICANT				
【識別番号】	識別番号					IDENTIFICATION-NUMBER				
【国籍】	国籍					NATIONALITY				
	住所又は居所					ADDRESS-GROUP				
【住所又は居所】	住所又は居所					ADDRESS				
	氏名又は名称情報					NAME-GROUP				
【氏名又は名称】	氏名又は名称					NAME				
【代理人】等	代理人					ATTORNEY				
【識別番号】	識別番号					IDENTIFICATION-NUMBER				
	住所又は居所					ADDRESS-GROUP				
【住所又は居所】	住所又は居所					ADDRESS				
	氏名又は名称情報					NAME-GROUP				
【氏名又は名称】	氏名又は名称					NAME				
	パリ条約による優先権等の主張					PARIS-PRIORITY-CLAIM-ARTICLE				
	パリ優先権主張		○			PARIS-PRIORITY-GROUP				
	国名					NATION				
	出願日					FILING-DATE				
	出願番号					APPLICATION-NUMBER				
【持分の割合】	持分率					SHARE-RATE				

注: 上記項目は全て任意項目として定義する

<国内>識別力サーチ 発注データ

■ 商標マスタ願書のタグ編集基準見出し

( TM-MST )

日本語標準名	タグ名	繰返	参照項番	備考
商標マスタ願書	TM-MST-APP-DOC	-	1	
書類識別	MASTER-A63 または MASTER-A639 または MASTER-A638 または MASTER-A632 または MASTER-A633 または MASTER-A634 または MASTER-A635 または MASTER-A637	-	2	
書類名	DOCUMENT-NAME	-	3	
整理番号	ARRANGEMENT-NUMBER	-	4	
特記事項	SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE	-	5	
条文	ARTICLE	○	6	
提出日	SUBMISSION-DATE	-	7	
出願番号	APPLICATION-NUMBER	-	8	
商標登録を受けようとする商標	TRADEMARK-ARTICLE	-	9	
イメージ	IMAGE	○	10	
	HEIGHT			
	WIDTH			
	FILE-NAME			
文字	CHARACTER	-	11	
標準文字	STANDARD-CHARACTER	-	12	
立体商標	THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK	-	13	
指定商品又は指定役務並びに区分	CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART	-	14	
商品役務並びに区分	GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROUP	○	15	
類	CLASS	-	16	
商品役務	GOODS-AND-SERVICE	-	17	
原出願の表示	PARENT-APPLICATION-ARTICLE	-	18	
出願番号	APPLICATION-NUMBER	-	8	
出願日	FILING-DATE	-	19	
手続補正書提出日	AMMENDMENT-SUBMISSION-DATE	-	20	
商標登録の登録番号	TRADEMARK-REGISTRATION-NUMBER		21	
申請者／代理人の記事	REQUESTER-AND-ATTORNEY-ARTICLE	-	22	
申請者／代理人	REQUASTER-AND-ATTORNEY-GROUP	○	23	
申請者	REQUESTER	-	24	
持分	SHARE	-	26	
代表出願人	REPRESENTATIVE-APPLICANT	-	27	
識別番号	IDENTIFICATION-NUMBER	-	28	
国籍	NATIONALITY	-	29	
住所又は居所情報	ADDRESS-GROUP	-	30	
住所又は居所	ADDRESS		30-1	
氏名又は名称情報	NAME-GROUP	-	31	
氏名又は名称	NAME		31-1	
代理人	ATTORNEY	-	25	
	KIND-OF-ATTORNEY			
識別番号	IDENTIFICATION-NUMBER	-	28	
住所又は居所情報	ADDRESS-GROUP	-	30	
住所又は居所	ADDRESS		30-1	
氏名又は名称情報	NAME-GROUP	-	31	
氏名又は名称	NAME		31-1	
パリ条約による優先権等の主張	PARIS-PRIORITY-CLAIM-ARTICLE	-	32	
パリ優先権主張	PARIS-PRIORITY-GROUP	○	33	
国名	NATION	-	34	
出願日	FILING-DATE	-	19	
出願番号	APPLICATION-NUMBER	-	8	
持分率	SHARE-RATE	-	35	

## 【参考1：補足】 マスタ願書のタグ編集規準

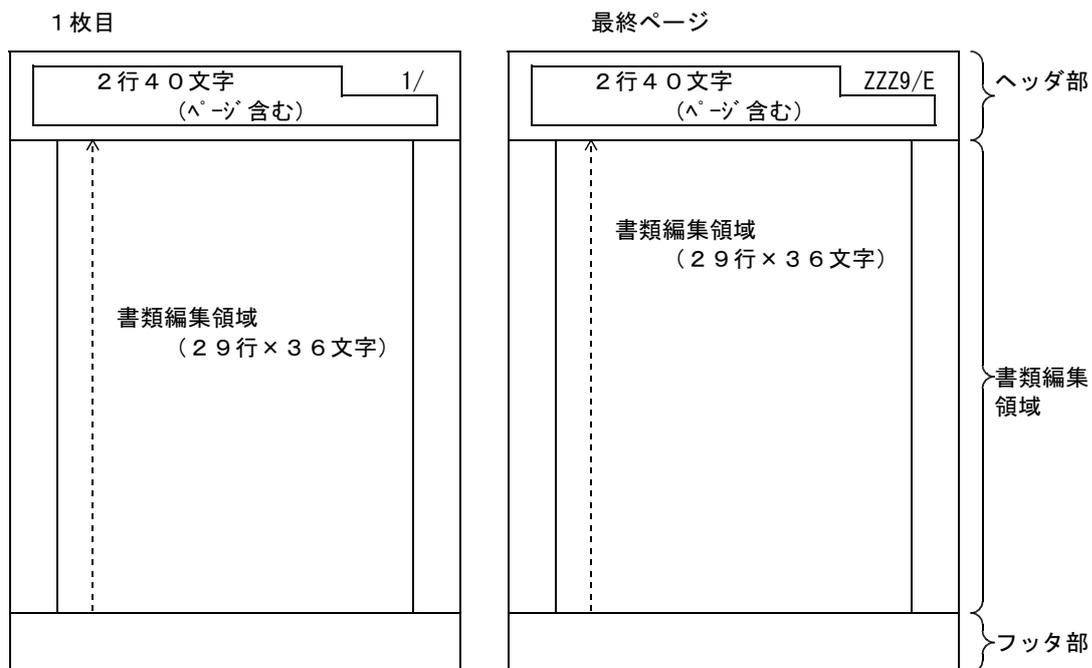
### 1. 目的

この編集規準は、庁内でマスタ願書を、SGMLフォーマットを利用して紙出力する際に用いている規準をタグ別に規定したものである。

SGMLフォーマットの入力となるSGMLは紙出力SGMLとなる。

### 2. 帳票レイアウト

帳票のレイアウトは以下とする。



以下、ヘッダ部・フッタ部・書類編集領域に分けて編集概要を述べる。

### 3. ヘッダ部の編集条件

ヘッダ部は当該書類の編集において1ページから最終ページまで共通の内容が編集される。(ページ除く)  
ヘッダは以下のレイアウトで編集する。

#### 3. 1 ページ編集を行う場合

##### (1) ページ

ページは1行目の38文字目～40文字目に半角文字で以下の形式で編集する。

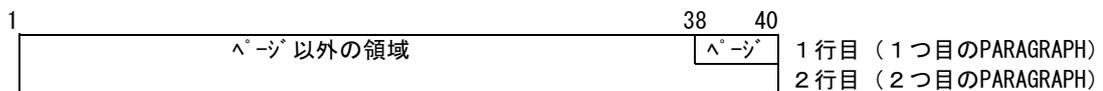
最終ページ以外 ZZZ9/Δ (Δ:半角スペース)

最終ページ ZZZ9/E

##### (2) ページ以外の領域

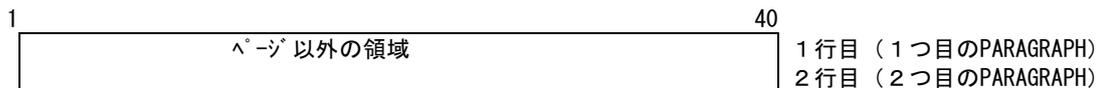
ページ以外の領域はヘッダ情報 (HEADER-INFORMATION) 配下にある段落 (PARAGRAPH) タグを  
順に1行目から編集していく。

よって、ヘッダ情報配下の1つ目の段落には37文字以内の編集となる。(2つ目以降は  
40文字)



#### 3. 2 ページ編集を行わない場合

ページの編集を行わない場合は、ヘッダ情報 (HEADER-INFORMATION) 配下にある段落 (PARAGRAPHh) タグを  
順に1行目から編集する。全ての段落タグには40文字まで編集可である。



### 4. フッタ部の編集条件

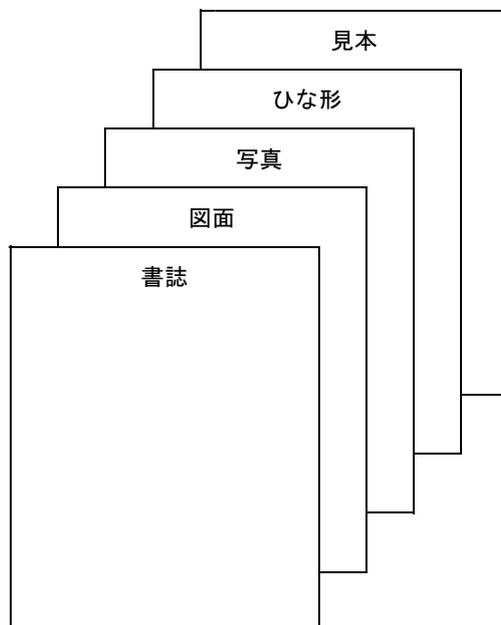
フッタ部はフッタ情報 (FOOTER-INFORMATION) 配下にある段落 (PARAGRAPH) の内容をそのまま編集する。  
フッタ部は40文字まで編集可能である。

## 5. 書類編集領域の編集条件

手続書類は以下のドキュメントからなる。

NO	ドキュメント名	タグ	備考
1	書誌	書類識別 (MASTER-A63 等)	意匠マスタ願書などの書誌事項が定義されたドキュメント
2	図面	DRAWING-ARTICLE	意匠の場合のみ、存在しない場合もある
3	写真	PHOTOGRAPH-ARTICLE	意匠の場合のみ、存在しない場合もある
4	ひな形	MODEL-ARTICLE	意匠の場合のみ、存在しない場合もある
5	見本	SAMPLE-ARTICLE	意匠の場合のみ、存在しない場合もある

上記ドキュメントは以下の順で出力し、ドキュメントの区切りでは改ページを行う。



## 5. 1 書誌の編集概要

- (1) タグの出力順序  
S G M Lに格納されているタグの順に出力する
- (2) 改ページ条件
  - ①ページ当たりの行数は、29行とする
  - ②グループ項目は、それを構成する1つ以上の項目が同一ページに編集できない場合は、29行未満でも改ページを行う
- (3) 改行条件
  - ①行当たりの文字数（漢字）は、36文字とする。
- (4) タイトルの編集
  - ①タイトルはタグが存在すれば、実データの有無に関係なく出力する
  - ②タイトルの書き出し位置
    - a) 1桁目から編集するタイトル
      - ・単独項目のタグ
      - ・グループ項目のタグ
    - c) 3桁目から編集するタイトル
      - ・グループ項目を構成するタグ及びグループ項目の一部のタイトル  
【例】住所又は居所（ADDRESS）
  - ③複数行にまたがる場合のタイトル編集位置
    - ③-1 初回行の書き出し位置に揃える  
【例】【初回行・・・・・・・・・・・・・・  
の書き出し位置に合わせる】
    - ③-2 繰り返し時のタイトル編集の要否
      - a) 以下の3種類の編集を行う
        - ・繰り返しの都度、タイトルを編集する
        - ・初回のみタイトルを編集する
        - ・タイトルを出力しない
- (5) 実データの編集
  - ①段落タグを除く実データの書き出し位置（補正の内容も同様）
    - ①-1 開始行
      - ・タイトルが10桁以内の場合、12桁目とする
      - ・タイトルが11桁以上の場合、1桁のスペースを挿入後に編集する
    - ①-2 複数行にまたがるときの書き出し位置
      - ・継続行の書き出し位置は、12桁目（固定）とする
- (6) イメージの編集
  - ①印刷可能領域の左端から表示する
  - ②イメージはページまたがりしないようにする。（またがる場合は改ページして表示する）

## 5. 2 図面の編集概要

- (1) タグの出力順序  
S G M Lに格納されているタグの順に出力する
- (2) 改ページ条件
  - ①ページ当たりの行数は、29行とする
  - ②図 (FIGURE-GROUP配下のIMAGE) と図の表記 (FIGURE-GROUP配下のTITLE) はセットで編集し、同一ページに編集できない場合は改ページを行う
- (3) 改行条件
  - ①行当たりの文字数 (漢字) は、36文字とする。
- (4) タイトルの編集
  - ①タイトルはタグが存在すれば、実データの有無に関係なく出力する
  - ②タイトルの書き出し位置  
全て1桁目から編集する
  - ③複数行にまたがる場合のタイトル編集位置  
初回行の書き出し位置に揃える  
[例] 【初回行・・・・・・・・・・・・・・  
の書き出し位置に合わせる】
- (5) イメージの編集
  - ①印刷可能領域の左端から表示する
  - ②イメージはページまたがりしないようにする。(またがる場合は改ページして表示する)

## 5. 3 図面代用写真の編集概要

5. 2と同様

## 5. 4 図面代用ひな形の編集概要

5. 2と同様

## 5. 5 図面代用見本の編集概要

5. 2と同様

<商標マスタ願書編集条件>









項番	5		タグ名	SPECIAL-MENTION-MATTER-ARTICLE	日本語標準名	特記事項	属性	-	桁数	-	繰返	-																																																		
タグ属性																																																														
属性名				任意/必須		設定値			備考																																																					
英名		日本語名				設定値																																																								
ERROR-CODE		エラーコード		任意		4桁の数値																																																								
タグ構成項目																																																														
タグ名			日本語標準名			タグ名			日本語標準名																																																					
ARTICLE			条文																																																											
編集時の参照タグ																																																														
なし																																																														
項目名の編集条件																																																														
項目名の編集を行わない																																																														
特記事項 ・なし																																																														
項目内容の編集条件																																																														
項目内容の編集を行わない																																																														
編集位置																																																														
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td><td>33</td><td>34</td><td>35</td><td>36</td><td>37</td><td>38</td><td>39</td><td>40</td><td>41</td><td>42</td><td>43</td><td>44</td><td>45</td><td>46</td><td>47</td><td>48</td><td>49</td><td>50</td> </tr> </table>													1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50													
備考																																																														







項番	9		日本語標準名	商標登録を受けようとする商標	属性	—	桁数	—	繰返	—																						
タグ名	TRADEMARK-ARTICLE																															
タグ属性																																
属性名			任意/必須	設定値		備考																										
英名	日本語名			設定値																												
ERROR-CODE	エラーコード		任意	4桁の数値																												
タグ構成項目																																
タグ名	日本語標準名	タグ名	日本語標準名																													
IMAGE	イメージ	CHARACTER	文字																													
編集時の参照タグ																																
参照する上位タグ																																
タグ名	日本語名																															
MASTER-A63	書類識別 商標登録願																															
MASTER-A639	書類識別 団体商標登録願																															
MASTER-A638	書類識別 地域団体商標登録願																															
MASTER-A632	書類識別 防護標章登録願																															
項目名の編集条件																																
参照する上位タグ名	編集する項目名				編集開始																											
MASTER-A63	【商標登録を受けようとする商標】				1カラム																											
MASTER-A639	【商標登録を受けようとする商標】				1カラム																											
MASTER-A638	【商標登録を受けようとする商標】				1カラム																											
MASTER-A632	【防護標章登録を受けようとする標章】				1カラム																											
特記事項																																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位タグがMASTER-A633, MASTER-A634, MASTER-A635、MASTER-A637の場合は表示しない</li> <li>・当該タグ配下の項目はセットで改ページを行う</li> </ul>																																
項目内容の編集条件																																
なし																																
編集位置																																
<table border="1"> <tr> <td colspan="11">【商標登録を受けようとする商標】</td> </tr> <tr> <td colspan="11">【防護標章登録を受けようとする標章】</td> </tr> </table>											【商標登録を受けようとする商標】											【防護標章登録を受けようとする標章】										
【商標登録を受けようとする商標】																																
【防護標章登録を受けようとする標章】																																
<p>上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639の場合</p> <p>上位タグがMASTER-A632の場合</p>																																
備考																																
<p>MASTER-A633, MASTER-A634, MASTER-A635、MASTER-A637はD T D上はタグ定義されているが、マスタ願書SGMLには設定されない(*)ため、特別な編集は行わない</p> <p>(*: MASTER-A633, MASTER-A634, MASTER-A635, MASTER-A637を作成する元となる出願書類に定義されていないため)</p> <p>MASTER-A633・・・防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願</p> <p>MASTER-A634・・・書換登録申請書</p> <p>MASTER-A635・・・防護標章登録に基づく権利書換登録申請書</p> <p>MASTER-A637・・・重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願</p>																																

項番 10

タグ名 IMAGE 日本語標準名 イメージ 属性 - 桁数 - 繰返 ○

タグ属性

属性名		任意/ 必須	設定値	備考
英名	日本語名		設定値	
FILE-NAME	ファイル名	必須	イメージファイルの実体名	
HEIGHT	縦	必須	イメージ表示時の縦の長さ (単位mm)	
WIDTH	横	必須	イメージ表示時の横の長さ (単位mm)	
ERROR-CODE	エラーコード	任意	4桁の数値	

タグ構成項目

なし

編集時の参照タグ

なし

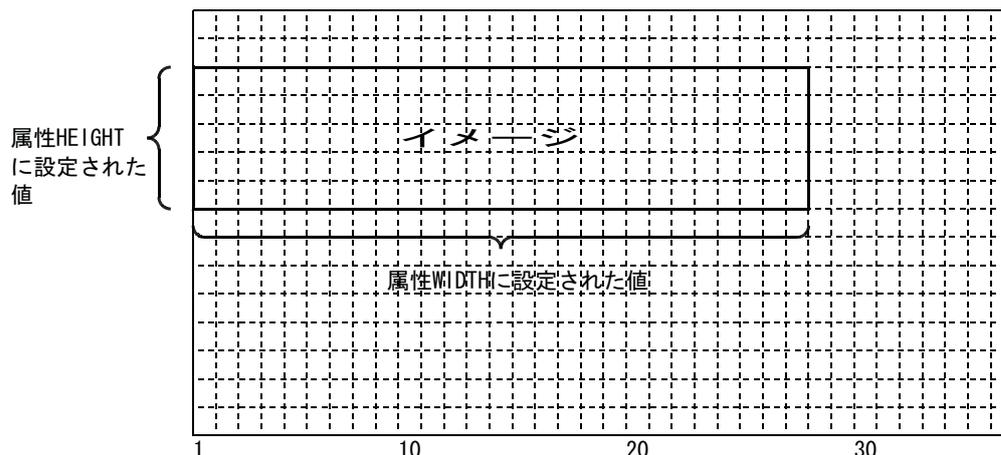
項目名の編集条件

項目名は編集しない

項目内容の編集条件

属性FILE-NAMEに設定された実体名に対応するイメージファイルを表示する  
 表示位置 . . . . . 1カラム目  
 縦の長さ . . . . . 属性HEIGHTの値 (HTML表示時にはピケル数に変換して表示)  
 横の長さ . . . . . 属性WIDTHの値 (HTML表示時にはピケル数に変換して表示)

編集位置



備考



項番	12		タグ名	STANDARD-CHARACTER	日本語標準名	標準文字	属性	-	桁数	-	繰返	-																										
タグ属性																																						
属性名				任意/必須		設定値			備考																													
英名		日本語名		任意		設定値																																
ERROR-CODE		エラーコード		任意		4桁の数値																																
タグ構成項目																																						
なし																																						
編集時の参照タグ																																						
なし																																						
項目名の編集条件																																						
参照する上位タグ名				編集する項目名				編集開始																														
-				【標準文字】				1カラム																														
特記事項 ・なし																																						
項目内容の編集条件																																						
なし																																						
編集位置																																						
<table border="1"> <tr> <td colspan="13">【標準文字】</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>													【標準文字】													1	10	20	30									
【標準文字】																																						
1	10	20	30																																			
備考																																						

項番	13		タグ名	THREE-DIMENSIONAL-TRADEMARK	日本語標準名	立体商標	属性	-	桁数	-	繰返	-																										
タグ属性																																						
属性名				任意/必須		設定値			備考																													
英名		日本語名		任意		設定値																																
ERROR-CODE		エラーコード		任意		4桁の数値																																
タグ構成項目																																						
なし																																						
編集時の参照タグ																																						
なし																																						
項目名の編集条件																																						
参照する上位タグ名				編集する項目名				編集開始																														
-				【立体商標】				1カラム																														
特記事項 ・なし																																						
項目内容の編集条件																																						
なし																																						
編集位置																																						
<table border="1"> <tr> <td colspan="13">【立体商標】</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>													【立体商標】													1	10	20	30									
【立体商標】																																						
1	10	20	30																																			
備考																																						

項番	14		タグ名	CLASS-OF-GOODS-AND-SERVICE-ART	日本語標準名	指定商品又は指定役務並びに区分	属性	-	桁数	-	繰返	-						
タグ属性																		
属性名				任意/必須		設定値			備考									
英名		日本語名				設定値												
ERROR-CODE		エラーコード		任意		4桁の数値												
タグ構成項目																		
タグ名			日本語標準名			タグ名			日本語標準名									
GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROOUP			商品役務並びに区分															
編集時の参照タグ																		
参照する上位タグ																		
タグ名			日本語名															
MASTER-A63			書類識別 商標登録願															
MASTER-A639			書類識別 団体商標登録願															
MASTER-A638			書類識別 地域団体商標登録願															
MASTER-A632			書類識別 防護標章登録願															
MASTER-A633			書類識別 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願															
MASTER-A634			書類識別 書換登録申請書															
MASTER-A635			書類識別 防護標章登録に基づく権利書換登録申請書															
項目名の編集条件																		
参照する上位タグ名			編集する項目名						編集開始									
MASTER-A63			【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】						1カラム									
MASTER-A639			【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】						1カラム									
MASTER-A638			【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】						1カラム									
MASTER-A632			【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】						1カラム									
MASTER-A633			【商品及び役務の区分】						1カラム									
MASTER-A634			【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】						1カラム									
MASTER-A635			【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】						1カラム									
特記事項																		
・上位タグがMASTER-A637の場合は表示しない																		
項目内容の編集条件																		
なし																		
編集位置																		
<table border="1"> <tr> <td>【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】</td> <td>上位タグがMASTER-A63、MASTER-A639、MASTER-A632の場合</td> </tr> <tr> <td>【商品及び役務の区分】</td> <td>上位タグがMASTER-A633の場合</td> </tr> <tr> <td>【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】</td> <td>上位タグがMASTER-A634、MASTER-A635の場合</td> </tr> </table>													【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	上位タグがMASTER-A63、MASTER-A639、MASTER-A632の場合	【商品及び役務の区分】	上位タグがMASTER-A633の場合	【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】	上位タグがMASTER-A634、MASTER-A635の場合
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	上位タグがMASTER-A63、MASTER-A639、MASTER-A632の場合																	
【商品及び役務の区分】	上位タグがMASTER-A633の場合																	
【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】	上位タグがMASTER-A634、MASTER-A635の場合																	
備考																		
MASTER-A637はD T D上はタグ定義されているが、マスタ願書SGMLには設定されない(*)ため、特別な編集は行わない (*: MASTER-A637を作成する元となる出願書類に定義されていないため) MASTER-A637・・・重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願																		

項番	15		タグ名	GOODS-AND-SERVICE-CLASS-GROUP	日本語標準名	商品役務並びに区分	属性	-	桁数	-	繰返	○																										
タグ属性																																						
属性名				任意/必須		設定値			備考																													
英名		日本語名		任意		設定値																																
ERROR-CODE		エラーコード		任意		4桁の数値																																
タグ構成項目																																						
タグ名			日本語標準名			タグ名			日本語標準名																													
CLASS			類			GOODS-AND-SERVICE			商品役務																													
編集時の参照タグ																																						
なし																																						
項目名の編集条件																																						
項目名は編集しない																																						
項目内容の編集条件																																						
なし																																						
編集位置																																						
<table border="1"> <tr> <td colspan="13"> </td> </tr> <tr> <td colspan="1">1</td> <td colspan="9">10</td> <td colspan="2">20</td> <td colspan="1">30</td> </tr> </table>																										1	10									20		30
1	10									20		30																										
備考																																						

項番	16		タグ名	CLASS	日本語標準名	類	属性	K	桁数	V	繰返	-												
タグ属性																								
属性名		任意/必須	設定値				備考																	
英名	日本語名		設定値																					
ERROR-CODE	エラーコード	任意	4桁の数値																					
タグ構成項目																								
なし																								
編集時の参照タグ																								
なし																								
項目名の編集条件																								
参照する上位タグ名	編集する項目名					編集開始																		
-	【第kk類】					3カラム																		
注：																								
【 : 固定																								
第 : 固定																								
kk : タグの内容をそのまま設定																								
類 : 固定																								
】 : 固定																								
特記事項																								
・なし																								
項目内容の編集条件																								
なし																								
編集位置																								
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【第1類】</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【第11類】</td> </tr> </table>													1	10	20	30	【第1類】				【第11類】			
1	10	20	30																					
【第1類】																								
【第11類】																								
備考																								



項番	18		タグ名	PARENT-APPLICATION-ARTICLE	日本語標準名	原出願の表示	属性	-	桁数	-	繰返	-																										
タグ属性																																						
属性名				任意/必須		設定値			備考																													
英名		日本語名				設定値																																
ERROR-CODE		エラーコード		任意		4桁の数値																																
タグ構成項目																																						
タグ名			日本語標準名			タグ名			日本語標準名																													
APPLICATION-NUMBER			出願番号			AMENDMENT-SUBMISSION-DATE			手続補正書提出日																													
FILING-DATE			出願日																																			
編集時の参照タグ																																						
なし																																						
項目名の編集条件																																						
参照する上位タグ名				編集する項目名				編集開始																														
-				【原出願の表示】				1カラム																														
特記事項																																						
・当該タグ配下の項目はセットで改ページを行う																																						
項目内容の編集条件																																						
なし																																						
編集位置																																						
<table border="1"> <tr> <td colspan="13">【原出願の表示】</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table>													【原出願の表示】													1	10	20	30									
【原出願の表示】																																						
1	10	20	30																																			
備考																																						

項番	19		タグ名	FILING-DATE	日本語標準名	出願日	属性	K	桁数	V	繰返	-				
タグ属性																
属性名				任意/必須		設定値				備考						
英名		日本語名		任意		設定値										
ERROR-CODE		エラーコード		任意		4桁の数値										
タグ構成項目																
なし																
編集時の参照タグ																
なし																
項目名の編集条件																
参照する上位タグ名				編集する項目名				編集開始								
-				【出願日】				3カラム								
特記事項 ・なし																
項目内容の編集条件																
		表示位置														
1行目		12カラム														
2行目以降		12カラム														
編集位置																
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> </table>													1	10	20	30
1	10	20	30													
備考																



項番	21		タグ名	TRADEMARK-REGISTRATION-NUMBER	日本語標準名	商標登録の登録番号	属性	K	桁数	V	繰返	-																																																																														
タグ属性																																																																																										
属性名				任意/必須		設定値		備考																																																																																		
英名		日本語名		任意		設定値																																																																																				
ERROR-CODE		エラーコード		任意		4桁の数値																																																																																				
タグ構成項目																																																																																										
なし																																																																																										
編集時の参照タグ																																																																																										
参照する上位タグ																																																																																										
タグ名		日本語名																																																																																								
MASTER-A632		書類識別 防護標章登録願																																																																																								
MASTER-A633		書類識別 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願																																																																																								
MASTER-A634		書類識別 書換登録申請書																																																																																								
MASTER-A635		書類識別 防護標章登録に基づく権利書換登録申請書																																																																																								
MASTER-A637		書類識別 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願																																																																																								
項目名の編集条件																																																																																										
参照する上位タグ名		編集する項目名								編集開始																																																																																
MASTER-A632		【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】								1カラム																																																																																
MASTER-A633		【防護標章登録の登録番号】								1カラム																																																																																
MASTER-A634		【商標登録の登録番号】								1カラム																																																																																
MASTER-A635		【防護標章登録の登録番号】								1カラム																																																																																
MASTER-A637		【商標登録の登録番号】								1カラム																																																																																
特記事項																																																																																										
・参照する上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638の場合項目名を編集しない																																																																																										
項目内容の編集条件																																																																																										
参照する上位タグ名		表示位置																																																																																								
MASTER-A632		1行目		24カラム																																																																																						
		2行目		12カラム																																																																																						
MASTER-A633		1行目		15カラム																																																																																						
		2行目		12カラム																																																																																						
MASTER-A634		1行目		13カラム																																																																																						
		2行目		12カラム																																																																																						
MASTER-A635		1行目		15カラム																																																																																						
		2行目		12カラム																																																																																						
MASTER-A637		1行目		13カラム																																																																																						
		2行目		12カラム																																																																																						
編集位置																																																																																										
<table border="1"> <tr> <td colspan="13">【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】 k:k:k:k:k:k:k:k:k:k</td> </tr> <tr> <td colspan="13">【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】 k:k:k:k:k:k:k:k:k:k k:k:k:k:k</td> </tr> <tr> <td colspan="13">【防護標章登録の登録番号】 k:k:k:k:k:k:k:k:k:k</td> </tr> <tr> <td colspan="13">【防護標章登録の登録番号】 k:k k:k:k:k:k</td> </tr> <tr> <td colspan="13">【商標登録の登録番号】 k:k:k:k:k:k:k:k:k:k</td> </tr> <tr> <td colspan="13">【商標登録の登録番号】 k:k k:k:k:k:k</td> </tr> </table>													【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】 k:k:k:k:k:k:k:k:k:k													【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】 k:k:k:k:k:k:k:k:k:k k:k:k:k:k													【防護標章登録の登録番号】 k:k:k:k:k:k:k:k:k:k													【防護標章登録の登録番号】 k:k k:k:k:k:k													【商標登録の登録番号】 k:k:k:k:k:k:k:k:k:k													【商標登録の登録番号】 k:k k:k:k:k:k												
【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】 k:k:k:k:k:k:k:k:k:k																																																																																										
【防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号】 k:k:k:k:k:k:k:k:k:k k:k:k:k:k																																																																																										
【防護標章登録の登録番号】 k:k:k:k:k:k:k:k:k:k																																																																																										
【防護標章登録の登録番号】 k:k k:k:k:k:k																																																																																										
【商標登録の登録番号】 k:k:k:k:k:k:k:k:k:k																																																																																										
【商標登録の登録番号】 k:k k:k:k:k:k																																																																																										
1	10	20	30																																																																																							

備考

MASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638はD T D上はタグ定義されているが、マスタ願書S G M Lには設定されない(\*)ため、特別な編集は行わない

(\*: MASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638を作成する元となる出願書類に定義されていないため)

MASTER-A63 . . . 商標登録願

MASTER-A639 . . . 団体商標登録願

MASTER-A638 . . . 地域団体商標登録願

項番	22		タグ名	REQUESTER-AND-ATTORNEY-ARTICLE	日本語標準名	申請者／代理人の記事	属性	-	桁数	-	繰返	-																																																												
タグ属性																																																																								
属性名				任意/必須		設定値			備考																																																															
英名		日本語名				設定値																																																																		
ERROR-CODE		エラーコード		任意		4桁の数値																																																																		
タグ構成項目																																																																								
タグ名			日本語標準名			タグ名			日本語標準名																																																															
REQUESTER-AND-ATTORNEY -GROUP			申請者／代理人																																																																					
編集時の参照タグ																																																																								
なし																																																																								
項目名の編集条件																																																																								
項目名は編集しない																																																																								
項目内容の編集条件																																																																								
なし																																																																								
編集位置																																																																								
<table border="1"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> </table>													1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																											
備考																																																																								



項番	24		タグ名	REQUESTER	日本語標準名	申請者	属性	-	桁数	-	繰返	-								
タグ属性																				
属性名			任意/必須	設定値		備考														
英名	日本語名			設定値																
ERROR-CODE	エラーコード		任意	4桁の数値																
タグ構成項目																				
タグ名	日本語標準名		タグ名	日本語標準名																
SHARE	持分		NATIONALITY	国籍																
REPRESENTATIVE-APPLICANT	代表出願人		ADDRESS-GROUP	住所又は居所情報																
IDENTIFICATION-NUMBER	識別番号		NAME-GROUP	氏名又は名称情報																
編集時の参照タグ																				
参照する上位タグ																				
タグ名	日本語名																			
MASTER-A63	書類識別 商標登録願																			
MASTER-A639	書類識別 団体商標登録願																			
MASTER-A638	書類識別 地域団体商標登録願																			
MASTER-A632	書類識別 防護標章登録願																			
MASTER-A633	書類識別 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願																			
MASTER-A634	書類識別 書換登録申請書																			
MASTER-A635	書類識別 防護標章登録に基づく権利書換登録申請書																			
MASTER-A637	書類識別 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願																			
項目名の編集条件																				
参照する上位タグ名	編集する項目名		編集開始																	
MASTER-A63	【商標登録出願人】		1カラム																	
MASTER-A639	【商標登録出願人】		1カラム																	
MASTER-A638	【商標登録出願人】		1カラム																	
MASTER-A632	【防護標章登録出願人】		1カラム																	
MASTER-A633	【更新登録出願人】		1カラム																	
MASTER-A634	【書換登録申請者】		1カラム																	
MASTER-A635	【書換登録申請者】		1カラム																	
MASTER-A637	【更新登録出願人】		1カラム																	
特記事項																				
・当該タグ配下の項目はセットで改ページを行う																				
項目内容の編集条件																				
なし																				
編集位置																				
<table border="1"> <tr> <td>【商標登録出願人】</td> <td>上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638の場合</td> </tr> <tr> <td>【防護標章登録出願人】</td> <td>上位タグがMASTER-A632の場合</td> </tr> <tr> <td>【更新登録出願人】</td> <td>上位タグがMASTER-A633, MASTER-A637の場合</td> </tr> <tr> <td>【書換登録申請者】</td> <td>上位タグがMASTER-A634, MASTER-A635の場合</td> </tr> </table>													【商標登録出願人】	上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638の場合	【防護標章登録出願人】	上位タグがMASTER-A632の場合	【更新登録出願人】	上位タグがMASTER-A633, MASTER-A637の場合	【書換登録申請者】	上位タグがMASTER-A634, MASTER-A635の場合
【商標登録出願人】	上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A638の場合																			
【防護標章登録出願人】	上位タグがMASTER-A632の場合																			
【更新登録出願人】	上位タグがMASTER-A633, MASTER-A637の場合																			
【書換登録申請者】	上位タグがMASTER-A634, MASTER-A635の場合																			
備考																				

項番 25

タグ名	ATTORNEY	日本語標準名	代理人	属性	-	桁数	-	繰返	-
-----	----------	--------	-----	----	---	----	---	----	---

タグ属性

属性名		任意/必須	設定値		備考
英名	日本語名		設定値	意味	
KIND-OF-ATTORNEY	代理人種別	必須	REPRESENTATIVE SUB-REPRESENTATIVE LEGAL-REPRESENTATIVE DESIGNATED-REPRESENTATIVE	代理人 復代理人 法定代理人 指定代理人	
ERROR-CODE	エラーコード	任意	4桁の数値		

タグ構成項目

タグ名	日本語標準名	タグ名	日本語標準名
IDENTIFICATION-NUMBER	識別番号	NAME-GROUP	氏名又は名称情報
ADDRESS-GROUP	住所又は居所情報		

編集時の参照タグ

なし

項目名の編集条件

参照する上位タグ名	当該タグの属性 (KIND-OF-ATTORNEY)	編集する項目名	編集開始
	REPRESENTATIVE	【代理人】	1カラム
	SUB-REPRESENTATIVE	【復代理人】	1カラム
	LEGAL-REPRESENTATIVE	【法定代理人】	1カラム
	DESIGNATED-REPRESENTATIVE	【指定代理人】	1カラム

特記事項

- ・当該タグ配下の項目はセットで改ページを行う

項目内容の編集条件

なし

編集位置

1	10	20	30
【代理人】			
【復代理人】			
【法定代理人】			
【指定代理人】			

備考

項番	26		タグ名	SHARE	日本語標準名	持分	属性	K	桁数	V	繰返	-								
タグ属性																				
属性名			任意/必須	設定値				備考												
英名		日本語名		設定値																
ERROR-CODE		エラーコード	任意	4桁の数値																
タグ構成項目																				
なし																				
編集時の参照タグ																				
なし																				
項目名の編集条件																				
参照する上位タグ名			編集する項目名				編集開始													
-			【持分】				3カラム													
特記事項 ・なし																				
項目内容の編集条件																				
		表示位置																		
1行目		12カラム																		
2行目以降		12カラム																		
編集位置																				
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> </table>													1	10	20	30				
1	10	20	30																	
備考																				

項番	27		タグ名	REPRESENTATIVE-APPLICANT	日本語標準名	代表出願人	属性	-	桁数	-	繰返	-																										
タグ属性																																						
属性名			任意/必須	設定値		備考																																
英名	日本語名			設定値																																		
ERROR-CODE	エラーコード		任意	4桁の数値																																		
タグ構成項目																																						
なし																																						
編集時の参照タグ																																						
参照する上位タグ																																						
タグ名	日本語名																																					
MASTER-A63	書類識別 商標登録願																																					
MASTER-A639	書類識別 団体商標登録願																																					
MASTER-A638	書類識別 地域団体商標登録願																																					
MASTER-A632	書類識別 防護標章登録願																																					
MASTER-A633	書類識別 防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願																																					
MASTER-A634	書類識別 書換登録申請書																																					
MASTER-A635	書類識別 防護標章登録に基づく権利書換登録申請書																																					
MASTER-A637	書類識別 重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願																																					
項目名の編集条件																																						
参照する上位タグ名	編集する項目名		編集開始																																			
MASTER-A63	【代表出願人】		3カラム																																			
MASTER-A639	【代表出願人】		3カラム																																			
MASTER-A638	【代表出願人】		3カラム																																			
MASTER-A632	【代表出願人】		3カラム																																			
MASTER-A633	【代表出願人】		3カラム																																			
MASTER-A634	【代表申請者】		3カラム																																			
MASTER-A635	【代表申請者】		3カラム																																			
MASTER-A637	【代表出願人】		3カラム																																			
特記事項 ・なし																																						
項目内容の編集条件																																						
なし																																						
編集位置																																						
<table border="1"> <tr> <td colspan="13"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【代表出願人】</p> <p>【代表申請者】</p> </div> </td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table>													<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【代表出願人】</p> <p>【代表申請者】</p> </div>													1	10	20	30									
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【代表出願人】</p> <p>【代表申請者】</p> </div>																																						
1	10	20	30																																			
<p>上位タグがMASTER-A63, MASTER-A639, MASTER-A632, MASTER-A633, MASTER-A637の場合</p> <p>上位タグがMASTER-A634, MASTER-A635の場合</p>																																						
備考																																						

項番	28		タグ名	IDENTIFICATION-NUMBER	日本語標準名	識別番号	属性	K	桁数	V	繰返	—																										
タグ属性																																						
属性名		任意/必須	設定値				備考																															
英名	日本語名		設定値																																			
ERROR-CODE	エラーコード	任意	4桁の数値																																			
タグ構成項目																																						
なし																																						
編集時の参照タグ																																						
なし																																						
項目名の編集条件																																						
参照する上位タグ名		編集する項目名			編集開始																																	
—		【識別番号】			3カラム																																	
特記事項 ・なし																																						
項目内容の編集条件																																						
		表示位置																																				
1行目		12カラム																																				
2行目以降		12カラム																																				
編集位置																																						
<table border="1"> <tr> <td colspan="13"> <pre> 【識別番号】 k k k k k k k k k k 【識別番号】 k </pre> </td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table>													<pre> 【識別番号】 k k k k k k k k k k 【識別番号】 k </pre>													1	10	20	30									
<pre> 【識別番号】 k k k k k k k k k k 【識別番号】 k </pre>																																						
1	10	20	30																																			
備考																																						



項番	30		タグ名	ADDRESS-GROUP	日本語標準名	住所又は居所情報	属性	—	桁数	—	繰返	—
タグ属性												
属性名				任意/必須		設定値			備考			
英名		日本語名		必須		設定値						
ERROR-CODE		エラーコード		任意		4桁の数値						
タグ構成項目												
タグ名				日本語標準名								
ADDRESS				住所又は居所								
編集時の参照タグ												
なし												
項目名の編集条件												
なし												
項目内容の編集条件												
なし												
編集位置												
なし												
備考												

項番	30-1		タグ名	ADDRESS	日本語標準名	住所又は居所	属性	K	桁数	V	繰返	-								
タグ属性																				
属性名			任意/必須	設定値				備考												
英名		日本語名		設定値																
ERROR-CODE		エラーコード	任意	4桁の数値																
タグ構成項目																				
なし																				
編集時の参照タグ																				
なし																				
項目名の編集条件																				
参照する上位タグ名			編集する項目名				編集開始													
-			【住所又は居所】				3カラム													
特記事項 ・なし																				
項目内容の編集条件																				
		表示位置																		
1行目		12カラム																		
2行目以降		12カラム																		
編集位置																				
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <pre> 【住所又は居所】 k k k k k k k k k 【住所又は居所】 k </pre> </td> </tr> </table>													1	10	20	30	<pre> 【住所又は居所】 k k k k k k k k k 【住所又は居所】 k </pre>			
1	10	20	30																	
<pre> 【住所又は居所】 k k k k k k k k k 【住所又は居所】 k </pre>																				
備考																				

項番	31		日本語標準名	氏名又は名称情報	属性	—	桁数	—	繰返	—	
タグ名	NAME-GROUP										
タグ属性											
属性名			任意/必須	設定値				備考			
英名	日本語名		任意	設定値							
ERROR-CODE	エラーコード		任意	4桁の数値							
タグ構成項目											
タグ名			日本語標準名								
NAME			氏名又は名称								
編集時の参照タグ											
なし											
項目名の編集条件											
なし											
項目内容の編集条件											
なし											
編集位置											
なし											
備考											



項番	32		日本語標準名	パリ条約による優先権等の主張	属性	-	桁数	-	繰返	-
タグ名	PARIS-PRIORITY-CLAIM-ARTICLE									
タグ属性										
属性名			任意/必須	設定値	備考					
英名	日本語名			設定値						
ERROR-CODE	エラーコード		任意	4桁の数値						
タグ構成項目										
タグ名	日本語標準名	タグ名	日本語標準名							
PARIS-PRIORITY-GROUP	パリ優先権主張									
編集時の参照タグ										
なし										
項目名の編集条件										
項目名は編集しない										
項目内容の編集条件										
なし										
編集位置										
<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <span>1</span> <span>10</span> <span>20</span> <span>30</span> </div>										
備考										

項番	33		タグ名	PARIS-PRIORITY-GROUP	日本語標準名	パリ優先権主張	属性	-	桁数	-	繰返	○																										
タグ属性																																						
属性名			任意/必須	設定値				備考																														
英名		日本語名		設定値																																		
ERROR-CODE		エラーコード	任意	4桁の数値																																		
タグ構成項目																																						
タグ名	日本語標準名		タグ名	日本語標準名																																		
NATION	国名		APPLICATION-NUMBER	出願番号																																		
FILING-DATE	出願日																																					
編集時の参照タグ																																						
なし																																						
項目名の編集条件																																						
参照する上位タグ名		編集する項目名			編集開始																																	
-		【パリ条約による優先権等の主張】			1カラム																																	
特記事項																																						
・当該タグ配下の項目はセットで改ページを行う																																						
項目内容の編集条件																																						
なし																																						
編集位置																																						
<table border="1"> <tr> <td colspan="13">【パリ条約による優先権等の主張】</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table>													【パリ条約による優先権等の主張】													1	10	20	30									
【パリ条約による優先権等の主張】																																						
1	10	20	30																																			
備考																																						



項番	35			属性	K	桁数	V	繰返	-																				
タグ名	SHARE-RATE	日本語標準名	持分率																										
タグ属性																													
属性名		任意/必須	設定値	備考																									
英名	日本語名		設定値																										
ERROR-CODE	エラーコード	任意	4桁の数値																										
タグ構成項目																													
なし																													
編集時の参照タグ																													
なし																													
項目名の編集条件																													
参照する上位タグ名	編集する項目名	編集開始																											
-	【持分の割合】	1カラム																											
特記事項 ・なし																													
項目内容の編集条件																													
	表示位置																												
1行目	12カラム																												
2行目以降	12カラム																												
編集位置																													
<table border="1"> <tr> <td>【持分の割合】</td> <td>kkkkkkkkkkkk</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【持分の割合】</td> <td>kkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkk</td> <td>kk</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										【持分の割合】	kkkkkkkkkkkk									【持分の割合】	kkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkk	kk							
【持分の割合】	kkkkkkkkkkkk																												
【持分の割合】	kkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkkk	kk																											
1	10	20	30																										
備考																													

**＜国際商標登録出願＞ 識別力サーチ 受発注媒体等**

**【 発 注 】**

<b>媒体</b>	DAT ( DDS-4 ) 20GBタイプ	
<b>媒体格納形式</b>	tar形式 (OpenSSLによりAES(鍵長:256)による暗号化。共通鍵により複合化)	
<b>媒体蓄積最大容量</b>	20GB	
<b>文字コード</b>	SJIS	
<b>格納ディレクトリ構成</b>	＜国際商標登録出願＞識別力サーチ TARファイルのファイル構成例 (別添参照)	
<b>格納ファイル 及び条件</b>	(1)＜国際商標登録出願＞案件 データ 解析用データ	詳しくは以下参照 ・解析用データ タグ一覧 (別添参照) ・解析用データ サンプル (別添参照)
	(2)＜国際商標登録出願＞案件 データ 書誌データ	詳しくは以下参照 ・書誌データ タグ一覧 (別添参照)
	(3)＜国際商標登録出願＞案件 データ マークイメージ	
	(4)＜国際商標登録出願＞案件 一覧ファイル	

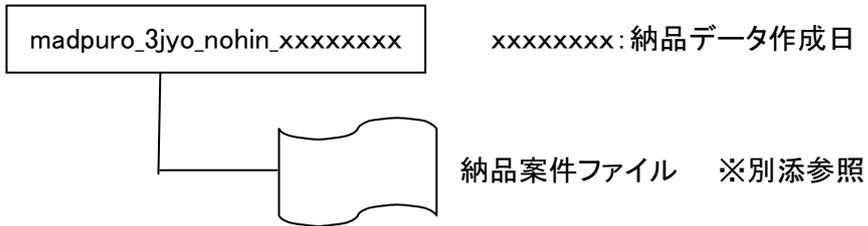
**【 納 入 】**

- ※ 国際商標登録出願のサーチレポートは、紙納入。
- ※ 国際商標登録出願については、納入番号一覧のみ、電子データ納入。

<b>媒体</b>	CD-RW	
<b>媒体格納形式</b>	700MB (CD-RW)	
<b>文字コード</b>	SJIS	
<b>格納ファイル形式</b>	CSV形式	
<b>格納ディレクトリ構成</b>	＜国際商標登録出願＞識別力サーチ 納入データ 格納ディレクトリ構成 (別添参照)	
<b>格納ファイル 及び条件</b>	＜国際商標登録出願＞識別力 サーチ 納入番号ファイル	レコード仕様は以下参照。 ・＜国際商標登録出願＞納入番号ファイル/レコード仕様  また、以下の条件を満たすこと。 ・管理番号でソート(昇順)すること。 ・管理番号が重複しないこと。 ・外注管理番号識別が“2”(庁内整理番号)であること。 ・外注種別は“1”(3条)であること。

＜国際商標登録出願＞識別力サーチ 納入データ

■ ＜国際商標登録出願＞納入番号ファイル 格納ディレクトリ構成



＜国際商標登録出願＞識別力サーチ 納入データ  
 ■ ＜国際商標登録出願＞納入番号ファイル／レコード仕様

入カファイル／レコード仕様書								
ファイル名称	納入番号ファイル	ファイルID	データ量	可変長 (157バイト/レコード)	ファイル媒体	FD	ファイル形式	CSV形式
項目名	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)
属性	C	C	C	C	C	C	C	C
バイト数	11	11	8	8	1	4	8	1
	管理番号	外注種別	発注データ作成日	納入データ作成日	代表審査室コード	出願日	公式通知日	区分
	11	1	8	8	1	8	8	MAX100
	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)
	C	C	C	C	C	C	C	C
	1	1	1	1	1	1	1	1
	11	1	8	8	4	8	8	MAX100
	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)	区切り文字 (カンマ)
	C	C	C	C	C	C	C	C
	1	1	1	1	1	1	1	1
	11	1	8	8	4	8	8	MAX100
	区切り文字 (改行)							
	C							
	1							

『 ＜国際商標登録出願＞案件データ 』 関連資料集

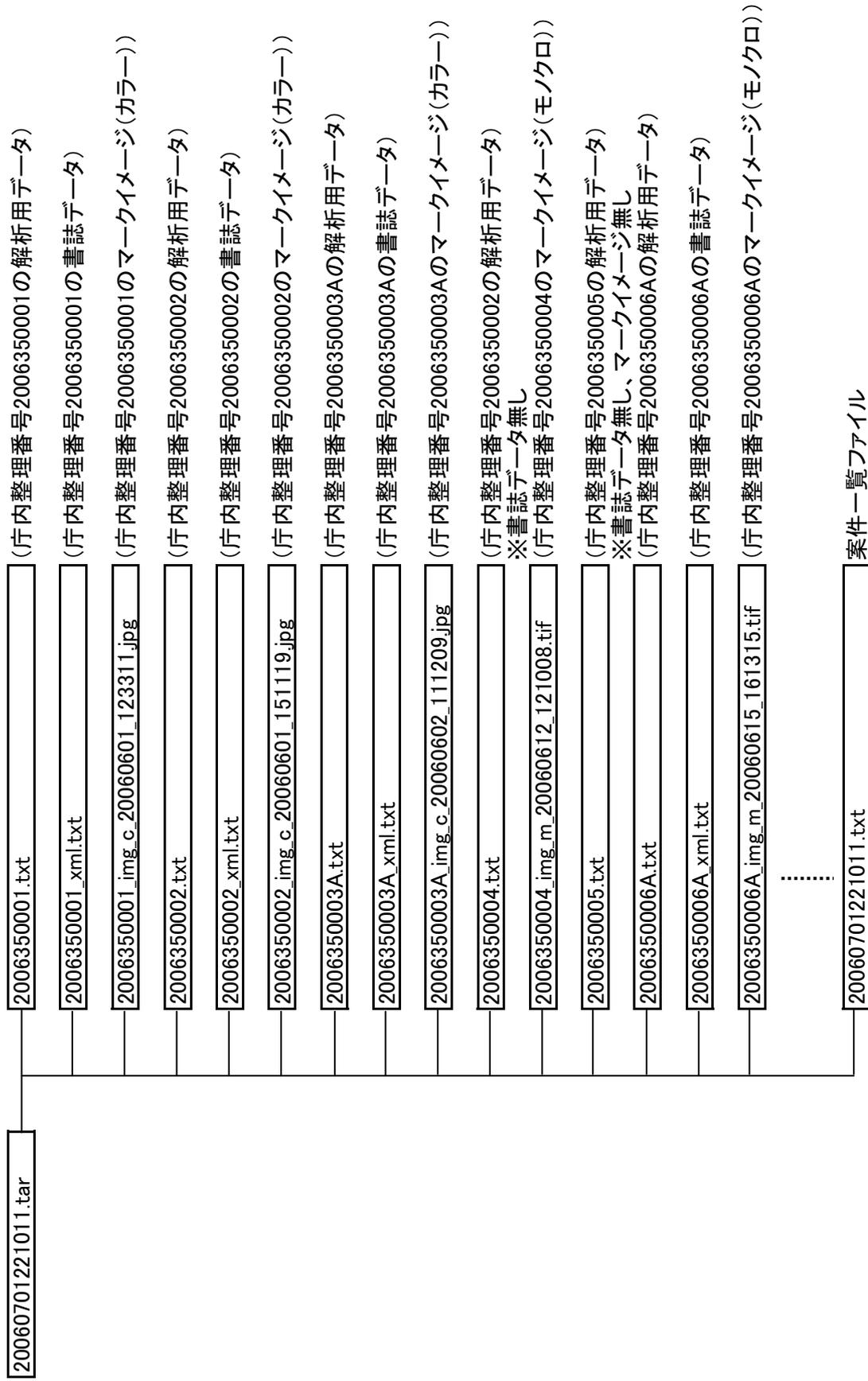
■TARファイルのファイル構成例

■解析用データ タグ一覧

■解析用データ データサンプル

■書誌データ タグ一覧

■ TARファイルのファイル構成例



■ 解析用データ タグ一覧

項番	項目名	開始タグ	終了タグ	子タグ項目名	開始タグ	終了タグ	孫タグ項目名	開始タグ	終了タグ	備考
1	庁内整理番号	<OFFREF>	</OFFREF>*n							庁内整理番号10桁+分割記号1桁 分割記号がない場合は分割記号部に何も設定しない。
2	国際登録番号	<INTREGN>	</INTREGN>*n							更新回数記号コード2桁+国際登録番号7桁+分割記号コード1桁 更新回数記号がない場合は更新回数記号部に何も設定しない。 分割記号がない場合は分割記号部に何も設定しない。
3	色彩主張	<COLCLAEN>	</COLCLAEN>*n							主要部分色彩表示を設定
4	主要部分色彩表示	<COLPAREN>	</COLPAREN>*n							主要部分色彩表示を設定
5	標章音訳	<MARTRAN>	</MARTRAN>*n							標章音訳を設定
6	標章記述	<MARDESGR>	</MARDESGR>*n							標章記述を設定
7	商品・サービス情報	<BASICGS>*n	</BASICGS>*n							商品・サービス情報グループのタグ 1商品・サービス区分グループが存在しない場合、当該タグのみ表示
8	版	<NICEVER>	</NICEVER>*n							ニースバージョンを設定
9				1商品・サービス情報	<GSGR>*n	</GSGR>*n				1商品・サービス区分グループのタグ 商品・サービスが1件もない場合、当該タグと孫タグは表示されない
10							商品・サービス指定区分	<NICCLAI>	</NICCLAI>*n	商品・サービス指定区分の設定
11							商品・サービス名	<GSTERMEN>	</GSTERMEN>*n	商品・サービス名の設定
12	マークデータ種別	<TYPE>	</TYPE>*n							マークイメージの種別 カラーイメージの場合"JPG" モノクロイメージの場合"TIF" 存在しない場合"***"
13	マークイメージファイル名	<NAME>	</NAME>*n							マークイメージのファイル名
14	書誌データファイル名	<IBDATA>	</IBDATA>*n							書誌データのファイル名

※ \*nは、そのタグで改行することを意味する。

■ 解析用データ データサンプル

① 通常  
 <OFFREF>2006350001</OFFREF>  
 <INTREGN>0854001</INTREGN>  
 <COLCLAEN>Dark red, silver grey</COLCLAEN>  
 <COLPAREN>White: characters "MARA THON"; orange: three stars; blue: background.</COLPAREN>  
 <MARTRAN>MEI TE SI BANG WE</MARTRAN>  
 <MARDESGR>The word "NORGE" is red, the rest of the device is blue.</MARDESGR>  
 <BASICGS>  
 <NICEVER>09</NICEVER>  
 <GSGR>  
 <NICCLAI>01</NICCLAI>  
 <GSTERMEN>Soaps; perfumery, essential oils, cosmetics, hair lotions.</GSTERMEN>  
 <GSGR>  
 <GSGR>  
 <NICCLAI>09</NICCLAI>  
 <GSTERMEN></GSTERMEN>  
 <GSGR>  
 <BASICGS>  
 <TYPE>JPG</TYPE>  
 <NAME>2006350001.img.c.20060611.121109.jpg</NAME>  
 <IBDATA>2006350001.xml.txt</IBDATA>

② 空の情報がある場合

<OFFREF>2006350002</OFFREF>  
 <INTREGN>0854002</INTREGN>  
 <COLCLAEN></COLCLAEN>  
 <COLPAREN></COLPAREN>  
 <MARTRAN></MARTRAN>  
 <MARDESGR></MARDESGR>  
 <BASICGS>  
 <NICEVER>09</NICEVER>  
 <BASICGS>  
 <TYPE>\*\*\*</TYPE>  
 <NAME></NAME>  
 <IBDATA></IBDATA>

↑ 庁内整理番号  
 ↑ 国際登録番号  
 ↑ 色彩主張 (値がない場合)  
 ↑ 主要部分色彩表示 (値がない場合)  
 ↑ 標章音訳 (値がない場合)  
 ↑ 標章記述 (値がない場合)  
 ↑ 商品・サービス情報 (値がない場合)  
 ↑ 版  
 ↑ 商品・サービス情報が終わることを表す  
 ↑ マークデータ種別 (マークイメージが存在しない場合)  
 ↑ マークイメージファイル名 (マークイメージが存在しない場合)  
 ↑ 書誌データファイル名 (書誌データが存在しない場合)

↑ 庁内整理番号  
 ↑ 国際登録番号  
 ↑ 色彩主張 (値がない場合)  
 ↑ 主要部分色彩表示 (値がない場合)  
 ↑ 標章音訳 (値がない場合)  
 ↑ 標章記述 (値がない場合)  
 ↑ 商品・サービス情報 (値がない場合)  
 ↑ 版  
 ↑ 商品・サービス情報が終わることを表す  
 ↑ マークデータ種別 (マークイメージが存在しない場合)  
 ↑ マークイメージファイル名 (マークイメージが存在しない場合)  
 ↑ 書誌データファイル名 (書誌データが存在しない場合)

■ 書誌データ一覧

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
1	ADDRESS	ELEMENT				住所(居所)グループ	
2	ADDRL	ELEMENT			<ADDRL1-6> </ADDRL1-6>	住所(居所) <連続して複数存在>	
3	BASAPPD	ELEMENT			<BASAPPD>	本国官庁における基礎出願の出願日	
4	BASAPPGR	ELEMENT				基礎出願グループ	
5	BASAPPN	ELEMENT			<BASAPPN>	本国官庁における基礎出願の出願番号	
6	BASGR	ELEMENT			<BASGR> </BASGR>	基礎登録グループ	
7	BAS1CGS	ELEMENT				基本商品・サービスグループ	
8	BAS1CGS	ATTLIST	NICEVER (6 7 8 9)	省略可		使用されているニースクラスのバージョン	
9	BASREGD	ELEMENT			<BASREGD>	本国官庁における基礎登録の登録日	
10	BASREGGR	ELEMENT				基礎登録グループ	
11	BASREGN	ELEMENT			<BASREGN>	本国官庁における基礎登録の登録番号	
12	BIRTH	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	新規国際登録手続 <新規>	
13		ATTLIST	DESUNDER (PIA)	必須項目		指定締約国がどの条約下であるかの表示 A=アグリメント, P=プロトコル 料金の調整に使われる。	
14			DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
15			EXPDATE	必須項目		標準の満了日	
16			HOLREF	省略可		名義人使用欄。特定の要請を識別するために名義人によって使用可能なフリー欄	
17			INTREGD	必須項目		標準のデータ記録日	
18			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
19			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
20			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
21			OOCD	必須項目		本国官庁コード(2文字, WIPOST3準拠)	
22			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1=英語, 3=仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
23			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録に関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
24			REGRDAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
25			RENDATE	省略可		最新の更新登録年月日	
26			TRANSTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: ENN (registration), EXN (Subsequent designation), CPN (Partial change of ownership), FUN (Merger)	
27	CR0P	ELEMENT				基礎登録の効果の部分停止	
28		ATTLIST	GAZNO	省略可		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
29			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1=英語, 3=仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
30	COLCLAEN	ELEMENT			<COLCLAEN>	色彩主張(英語)	
31	COLCLAGR	ELEMENT				色彩主張グループ	
32	COLMARI	ELEMENT				色彩の組み合わせの主張	
33	COLPAREN	ELEMENT			<COLPAR>	色彩主張された標準の部分(英語) 色彩主張がなされた場合、標準の部分と適用可能な色彩の記載	
34	CORRECT	ELEMENT				指定締結国への修正手続のコピー	
35		ATTLIST	CHANGED-BASIC (Y N)	初期値		基礎出願・基礎登録情報が変更された旨の表示 (初期値=N)	
36			CHANGED-CORR (Y N)	初期値		代理人住所が変更された旨の表示 (初期値=N)	
37			CHANGED-DESGTN (Y N)	初期値		指定国が変更された旨の表示。 (初期値=N)	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SCMLタグ名称	日本語意味	備考
38			CHANGED-GS (Y N)	初期値		指定商品・役務が変更された旨の表示 (初期値=N)	
39			CHANGED-HOLDER (Y N)	初期値		権利者の名前・住所が変更された旨の表示 (初期値=N)	
40			CHANGED-IMAGE (Y N)	初期値		商標見本が変更された旨の表示 (初期値=N)	
41			CHANGED-IR (Y N)	初期値		商標情報(登録日、テキスト等)が変更された旨の表示 (初期値=N)	
42			CHANGED-IRTEXT (Y N)	初期値		商標情報(色采の説明等)が変更された旨の表示 (初期値=N)	
43			CHANGED-OR (Y N)	初期値		リミテーションや一部取消等が変更された旨の表示 (初期値=N)	
44			CHANGED-OR-GS (Y N)	初期値		指定商品・役務情報を変更された旨の表示 (初期値=N)	
45			CHANGED-PRTY (Y N)	初期値		優先権情報を変更された旨の表示 (初期値=N)	
46			CHANGED-REP (Y N)	初期値		代理人が変更された旨の表示 (初期値=N)	
47			CHANGED-TYPE (Y N)	初期値		トランザクションタイプが変更された旨の表示 (初期値=N)	
48	CORRECTION	ELEMENT	DOCID	必須項目	<TRANSAC> </TRANSAC>	前の通知書に対する修正 <コレクション> 以下注意: 1)「CORRECT」タグの要素が空のケース。これは、修正のトランザクションが前の通知書の指定国に影響がない、もしくは、もとのトランザクションが取消になると発生する。 2)もし、もとの通知が指定国に影響を及ぼさないが、修正によって影響を及ぼす場合、それらは「CORRECTION(修正)」トランザクションではなく、「normal(通常)」トランザクションとして通知を送る。これにより、指定国のプロセスはシンプルになる。  WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。  本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)  変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録に関する事項が国際登録原簿に記載されたトランザクションの日付である。  通信の宛先グループ  出願人・代理人識別子 (例:CLID="390704")  通信の宛先識別子  住所に対応する国コード 2文字、WIPO ST3準拠  指定締約国コード  一部移転	
49			DOCID	必須項目			
50			OFFREF	省略可			
51			REGEDAT	必須項目			
52	CORRGR	ELEMENT	CLID	必須項目			
53			ATTLIST		<CORRIND>		EMPTY
54	CORRIND	ELEMENT			<COUNTRY>		
55	COUNTRY	ELEMENT					
56	CPGD	ELEMENT					
57	CPO	ELEMENT					
58			ALLOFF (Y N)	省略可			
59			GAZNO	省略可			
60			ORIGLAN (1 3)	必須項目			
61	CREATED	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号) 本国官庁への通報:この通知は国際事務局から本国官庁に対して通知されるもので、国際登録が(国際登録若しくは出願を基礎として)なされたことを意味する。  WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。  標準の満了日  名義人使用欄。特定の要請を識別するために名義人によって使用可能なフリー欄。  国際登録番号  通知書の通知日  本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)  本国官庁コード(2文字、WIPO ST3準拠)  原本請求の言語 1=英語 3=仏語 (旧 1=英語 2=仏語)  変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録に関する事項が国際登録原簿に記載されたトランザクションの日付である。	
62			DOCID	必須項目			
63			EXPDATE	必須項目			
64			HOLREF	省略可			
65			INTREGN	必須項目			
66			NOTDATE	必須項目			
67			OFFREF	省略可			
68			OOD	必須項目			
69			ORIGLAN (1 3)	必須項目			
70			REGEDAT	必須項目			
71			TRAN Typ	必須項目			
72	DCPGD	ELEMENT			<DCPGD>	有効なトランザクションタイプ: ENN (registration), CPN (Partial change of ownership)	
73	DEATH	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	指定締約国コード (指定締約国を識別するために使用される国コード、2文字WIPO ST3準拠) 指定締約国で保護の必要のない国際登録 (抹消)	EMPTY

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SCMLタグ名称	日本語意味	備考
74		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID:国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
75			EXPDTE	必須項目		標準の満了日(TRANITYPがP2Nの場合、国際登録日又は事後指定日)	
76			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
77			REGDAT	必須項目		国際登録の更新日	
78			TRANITYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: RAN. (cancellation), REN2 (Non renewal of trademark), REN3 (non renewal of contracting party), EEN2 (non renewal of contracting party under rule 40.3), CBNT (Total cancellation of basic registration), RNN (Renunciation), CPN (partial change of ownership), FUN(Merger) P2N(2nd payment not paid)	
79	DESAG	ELEMENT			<DESAG>	マドリッド協定の指定締約国グループ	
80	DESPG	ELEMENT			<DESPG>	マドリッドプロトコルの指定締約国グループ	
81	DISCLAIMEREN	ELEMENT				保護をディスプレイする旨の宣言(英語)	
82	DISCLAIMGR	ELEMENT				保護をディスプレイする旨の宣言グループ	
83	DURTEN	ELEMENT				ライセンスの期間(英語)	
84	DURTFR	ELEMENT				ライセンスの期間(仏語)	
85	ENOTIF	ELEMENT			<TMTRANS> </TMTRANS>	電子通知書 root要素に必須	
86		ATTLIST	BIRTHCOUNT	必須項目		XMLデータ中のBIRTHトランザクションの数	
87			CORRECTIONCOUNT	必須項目		XMLデータ中のCORRECTIONトランザクションの数	
88			CPGD	必須項目		指定締約国コード	
89			CREATEDCOUNT	必須項目		XMLデータ中のCREATEDトランザクションの数	
90			DEATHCOUNT	必須項目		XMLデータ中のDEATHトランザクションの数	
91			GAZNO	必須項目		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
92			LICENCE-BIRTHCOUNT	必須項目		XMLデータ中のLICENCE-BIRTHトランザクションの数	
93			LICENCE-NEWNAMECOUNT	必須項目		XMLデータ中のLICENCE-NEWNAMECOUNTトランザクションの数	
94			NEWBASECOUNT	必須項目		XMLデータ中のNEWBASEトランザクションの数	
95			NEWNAMECOUNT	必須項目		XMLデータ中のNEWNAMEトランザクションの数	
96			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
97			NOTLANG (1 3 0)	必須項目		通知言語 1=英語, 3=仏語	
98			PAIDCOUNT	必須項目		XMLデータ中のPAIDトランザクションの数	
99			PROCESSEDCOUNT	必須項目		XMLデータ中のPROLONGトランザクションの数	
100			PROLONGCOUNT	必須項目		XMLデータ中のPROLONGトランザクションの数	
101			PUBDATE	必須項目		公報発行日	
102			RESTRICTCOUNT	必須項目		XMLデータ中のRESTRICTトランザクションの数	
103			WEEKNO	必須項目		週番号:この番号は通知書の参照用に利用される。	
104	ENTADDR	ELEMENT				資格者の居所 (MM2 3.(b).(i))	
105	ENTEST	ELEMENT			<ENTLIND>	資格者の実在する有効な商工業上の営業所 (MM2 3.(b).(ii))	
106	ENTNATL	ELEMENT			<ENTLIND>	資格者の国籍 (MM2 3.(a).(ii)) (指定締約国を識別するために使用される国コード、2文字 WIPO ST3準拠、出願人、譲渡人、権利者の国籍を表す)	
107	F10C	ELEMENT				フェーストアクションにおける最終決定	EMPTY
108		ATTLIST	CPGD	必須項目		指定締約国コード	
109			GAZNO	省略可		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
110	F100	ELEMENT				他の最終決定	
111		ATTLIST	CPGD	必須項目		指定締約国コード	
112			GAZNO	省略可		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
113			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
114	GAZNUM	ELEMENT			<GAZNUM>	公報番号 (国際登録公報の公報番号)	
115	GSFOOTEN	ELEMENT			<GSFOOT>	商品・サービスのフッター(英語);商品・サービスに関する汎用のフッター	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
116	GSGR	ELEMENT			<GSGR> </GSGR>	商品・サービスグループ	
117	NICCLA1	ATTRIBUTE	(01~45)	必須項目	<GSGR>	ニース分類番号・商品・サービスリストと対応した分類。1~45類までである。	
118	GSHEADEN	ELEMENT			<GSHEAD>	商品・サービスのヘッダー(英語)：商品・サービスに関する汎用のヘッダー	
119	GSSTERMEN	ELEMENT			<GSTERMO>	商品・サービスターム？(英語)	
120	HOLGR	ELEMENT			<HOLGR> </HOLGR>	名義人グループ	
121	ATTLIST	ATTRIBUTE		必須項目		出願人・代理人識別子(例:CLID="390704")	
122	NOTLANG	ATTRIBUTE	(1 3)	必須項目		通知書の言語 1=英語, 3=仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
123	IMAGE	ELEMENT				標準イメージ	EMPTY
124	ALIGN	ATTRIBUTE		省略可		Y/N	
125	COLOUR	ATTRIBUTE	(Y N G B)	必須項目			
126	HEIGHT	ATTRIBUTE		省略可			
127	NAME	ATTRIBUTE		必須項目		イメージファイルの名前	
128	RES	ATTRIBUTE		省略可		イメージ変換形式	
129	TEXT	ATTRIBUTE		省略可		商標のテキスト要素	
130	TYPE	ATTRIBUTE	(TIF JPG)	必須項目		イメージタイプ	
131	YOFFSET	ATTRIBUTE		省略可			
132	INCORRECT	ELEMENT				指定締結国への誤通知のコピー	
133	INOP	ELEMENT				一部無効(失効)	
134	CPCD	ATTRIBUTE		必須項目		指定締約国コード	
135	GAZNO	ATTRIBUTE		省略可		公報番号：国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
136	ORIGLAN	ATTRIBUTE	(1 3)	必須項目		通知書の言語 1=英語, 3=仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
137	INTENTG	ELEMENT				使用するグループの意味	
138	INTREGN	ELEMENT			<INTREGN>	国際登録番号	
139	LCSEGR	ELEMENT				ライセンスグループ	
140	CLID	ATTRIBUTE				Identifier	
141	LEGMAT	ELEMENT			<LEGMAT>	法人の法的性質 (MM2 2.(f),(ii))	
142	LEGMATU	ELEMENT			<LEGMATU>	法人の法的性質グループ (MM2 2.(f))	
143	LICENCE-BIRTH	ELEMENT				新規ライセンス手続	
144	ALLGSI	ATTRIBUTE	(Y N)	必須項目		全ての商品サービスの表示(初期値=N)	
145	DOCID	ATTRIBUTE		必須項目		WPOドキュメントID：国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
146	INTREGN	ATTRIBUTE		必須項目		国際登録番号	
147	LICID	ATTRIBUTE		必須項目		ライセンスID：国際登録番号と共にユニーク	
148	LICTYPE	ATTRIBUTE	(EX SO PL)	省略可		ライセンスタイプの表示：EX-専用 SO-単独 PL-通常	
149	NOTDATE	ATTRIBUTE		必須項目		通知書の通知日	
150	ORIGLAN	ATTRIBUTE	(1 3)	必須項目		言語 1=英語, 3=仏語	
151	REGEDAT	ATTRIBUTE		必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録に関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
152	REGROAT	ATTRIBUTE		必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
153	TRANTYP	ATTRIBUTE		必須項目		新しいライセンス	
154	LICENCE-NEWNAME	ELEMENT				ライセンスの住所、氏名の変更手続	
155	DOCID	ATTRIBUTE		必須項目		WPOドキュメントID：国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
156	INTREGN	ATTRIBUTE		必須項目		国際登録番号	
157	LICID	ATTRIBUTE		必須項目		ライセンスID：国際登録番号と共にユニーク	
158	NOTDATE	ATTRIBUTE		必須項目		通知書の通知日	
159	ORIGLAN	ATTRIBUTE	(1 3)	必須項目		言語 1=英語, 3=仏語	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SCMLタグ名称	日本語意味	備考
160			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録に関する事項が国際登録原簿に記載されたトランザクションの日付である。	
161			REGRDAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
162			TRANSTYP	必須項目		ライセンスの名前、住所変更	
163	L IMGR	ELEMENT			</L IMGR> </L IMGR>	リミテーショングループ	
164	L IMTO	ELEMENT				商品・サービスのリストリミテッド	
165		ATTLIST	NICCLAI (01~45)	必須項目		二一ス分類番号・商品・サービスリストと対応した分類。1~45類までである。	
166	L IO	ELEMENT				リミテーション	
167		ATTLIST	ALLOFF (Y N)	省略可		公報番号：国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
168			GAZNO	省略可		原本請求の言語 1 = 英語 3 = 仏語 (旧 1 = 英語 2 = 仏語)	
169			ORIGLAN (1 3)	必須項目		カラー商標の図形要素の色彩を表す。	EMPTY
170	MARCOLI	ELEMENT			<MARGOLI>	標章(標準文字)の説明(英語)	
171	MARDESEN	ELEMENT			<MARDESC> </MARDESC>		
172	MARDESGR	ELEMENT				標章の説明グループ	
173	MARDUR	ELEMENT			<MARDUR>	標章の保護期間 10年間もしくは20年間	
174	MARTRAN	ELEMENT			<MARTREN>	標章の音訳	
175	MARTREN	ELEMENT			<MARTREN> </MARTREN>	標章の翻訳(英語)	
176	MARTRGR	ELEMENT				標章の翻訳グループ	
177	NAME	ELEMENT				氏名(名称)グループ	
178	NAMEL	ELEMENT			<NAMEL 1-14> </NAMEL 1-14>	氏名(名称)	
179	NAMETR	ELEMENT				名称の音訳	
180	NATDECEN	ELEMENT				国家行政機関による宣言(英語)	
181	NATDECGR	ELEMENT				国家行政機関による宣言グループ	
182	NATLTY	ELEMENT			<NAT>	国籍(指定締約国を識別するために使用される国コード、2文字WIPO ST3準拠、出願人、譲渡人、権利者の国籍を表す)	
183	NEWBASE	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	新しい基礎適用トランザクショングループ	
184		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている	
185			INTOFF	必須項目		本国官庁コード: 本国官庁を示すために使われる、WIPO ST3準拠の2桁の国コード。	
186			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
187			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
188			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
189			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録に関する事項が国際登録原簿に記載されたトランザクションの日付である。	
190			TRANSTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: DBN (Division of basic registration)	
191	NEWNAME	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	新しい国際商標の権利者グループ	
192		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
193			HOLREF	省略可		権利者参考情報: 特定の要請を識別するために権利者によって使用できるフリーフォーム	
194			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
195			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
196			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SCMLタグ名称	日本語意味	備考
197			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録に関する事項が国際登録原簿に記載されたトランザクションの日付である。	
198			TRANITYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: MTN (Change of Holder name or address), TRN (Transfer), MAN (Change of Representative), LIN(Limitation), PCN(Partial Cancellation)	
199	PAID	ELEMENT				登録料納付	
200		ATTLIST	CLASSES	必須項目		支払った区分の数	
201			DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
202			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
203			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録に関する事項が国際登録原簿に記載されたトランザクションの日付である。	
204			REGDRAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
205			TRANITYP	必須項目		トランザクションタイプの値 (P2P: 2nd payment paid)	
206	PGO	ELEMENT			<BOG> </BOG>	一部取消	
207		ATTLIST	GAZNO	省略可		公報番号: 国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
208			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1 = 英語 2 = 仏語)	
209	PHOLGR	ELEMENT				先の名義人グループ	
210		ATTLIST	CLID	必須項目		出願人・代理人識別子 (例: CLID="390704")	
211	PLAINCO	ELEMENT			<PLAINCO> </PLAINCO>	法人の場所 (MM2 2.(f),(ii))	
212	PLCSEGR	ELEMENT				先のライセンスグループ	
213		ATTLIST	CLID	必須項目		識別子 (例: CLID="390704")	
214	PREREGD	ELEMENT			<PREREGD>	先の国際登録番号	
215	PREREGG	ELEMENT			<PREREGG> </PREREGG>	先の国際登録グループ	
216	PREREGN	ELEMENT			<PREREGN>	先の国際登録番号	
217	PRIAPPD	ELEMENT			<PRIAPPD>	優先権主張日	
218	PRIAPPN	ELEMENT			<PRIAPPN>	優先権主張番号	
219	PRICP	ELEMENT				優先権主張国コード	
220	PRIGR	ELEMENT			<PRIGR> </PRIGR>	パリ優先権主張グループ	
221	PRIGS	ELEMENT				優先権を主張する商品・サービス	
222		ATTLIST	NICCLAI (01~45)	必須項目		ニース分類番号・商品・サービスリストと対応した分類。1~45類までである。	
223	PROCESSED	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	トランザクションが処理されたことを知らせる該当官庁への通知: これは該当官庁から国際事務局に送られた手続きを処理したということを知らせるために、国際事務局から要請のあった官庁への通知である。その中に含まれる情報はただ手続き識別させることに十分なものである。それは手続きの詳細を戻さない。	
224		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局は引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
225			HOLREF	省略可		権利者参考情報: 特定の要請を識別するために権利者によって使用できるフリーフォーム	
226			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄 (本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
227			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録に関する事項が国際登録原簿に記載されたトランザクションの日付である。	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SCMLタグ名称	日本語意味	備考
228			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: REN(Renewal),RCN(Complementary renewal), TRN(Change of Ownership),EXN(Subsequent designation), LIN(Limitation), PCN(Partial Cancellation), RNN(Renunciation),DBN(Division(or Mreger) of Basic Registration/Application Numbers), CBNP(Partial ceasing of effect of basic registration), CBNT(Total ceasing of effect of basic registration),CBN1(Judicial actions or proceedings under rule 22(1)(b) which are taking place in the Office of Origin),CBNZ(Facts and decisions under rule 22(1)(a) and(c)),HRN(Restriction of a holders right of disposal),EEN1(Renewal under Rule 40.3), FUN(Merger), FBN(Replacement of a National Registration by an International Registration),RTN (Refusal of a Change in Ownership),MAN(Appointment of a Representative), MTN(Change of Holder Name and/or Address), RAN(Cancellation),CPN(Partial Change of Ownership),OPN(Notification of Opposition periods beyond 18 months),  RIN(Correction), GPN(Grant of Protection),GPON( Grant of protection subject to Opposition), GP2N (Grant of protection after the expiry of the Opposition period), APNE(Request for review of appeal expired), APNMW(Request for review of appeal withdrawn), APNL(Request for review of appeal lodged), RFNT(Total Refusal), RFNP(Partial Refusal), FINC(Final decision confirming the original refusal), FINV (Final decision reversing the original refusal), FINO(Other Final decision (usually a partial reversal)), FINP (Final decision refusing some of the goods and services), FINT (Final decision refusing all of the goods and services), INNT(Total invalidation), INNP(Partial Invalidation), DIN(Disclaimer), NLC(New Licence), LLC(Licencee name and/or address change), LNN(Declaration that a limitation has no effect.)	
229	PROLONG	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	更新を目的とする国際登録手続き	EMPTY
230		ATTLIST	DESUNDER (PIA)	省略可		指定締約国がどの条約下であるかの表示 A=アグリメント, P=プロトコル 料金の調整に使われる。	
231			DOCID	必須項目		有効なトランザクションタイプは以下の通り	
232			EXPDAT	必須項目		新しい期間満了日	
233			INTREG	必須項目		国際登録番号	
234			REGDAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
235			RENDATE	省略可		標章の最新の更新年月日	
236			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: REN (Renewal), RCN (Complementary Renewal), EEN1 (renewal under rule 40.3)	
237	REMVD	ELEMENT			<LISL IMT>	保護対象からはずされた指定商品・サービスの詳細	
238		ATTLIST	NICCLA1 (01~45)	必須項目		ニース分類番号・商品・サービスリストに対応した分類。1~45類までである。	
239	REPCANI	ELEMENT				キャンセルされた代理人の表示。もし現在代理人がキャンセルされているなら表示する。	
240	REPGR	ELEMENT				代理人グループ	
241		ATTLIST	CLID	必須項目		出願人・代理人識別子 (例:CLID="390704")	
242	RESTRICT	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	保護の制限	
243		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
244			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
245			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
246			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
247			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語 3 = 仏語 (旧 1 = 英語 2 = 仏語)	
248			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録する事項が国際登録原簿に記載されたトランザクションの日付である。	
249			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: LIN (Limitation), PCN (Partial Cancellation), CBNP (partial ceasing of effect of basic registration), CPN (Partial change of ownership)	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
250	RFOP	ELEMENT				一部拒絶	
251		ATTLIST	CPOD	必須項目		指定締約国コード	
252			GAZNO	省略可		公報番号: 国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
253			ORIGLAN (113)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語, 2 = 仏語	
254	RFOT	ELEMENT				全部拒絶	EMPTY
255		ATTLIST	CPOD	必須項目		指定締約国コード	
256			GAZNO	省略可		公報番号: 国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
257	SQUMARI	ELEMENT			<SQUMARI>	音響標章識別子	EMPTY
258	STDMIND	ELEMENT			<STDMIND>	標準文字主張識別子	EMPTY
259	TEXTEN	ELEMENT				フリーテキスト(英語)	
260	TEXTFR	ELEMENT				フリーテキスト(仏語)	
261	THROMAR	ELEMENT			<THROMAR>	立体標章識別子	EMPTY
262	TYPMARI	ELEMENT			<TYPMARI>	標章のタイプの識別子 X - 団体標章か証明標章あるいは保証標章のいずれかであることを示します。 C - 団体標章であることを示します。 R - 証明標章であることを示します。 G - 保証標章であることを示します。 C、R 及び G の値は、プロトコルが施行される前から登録されている標章にある。	
263	VIEWCLAI	ELEMENT			<VIEWCLAI>	ウイーン分類(図形国際分類)	
264	VIENMAGR	ELEMENT				ウイーン分類グループ	
265		ATTLIST	VIEWWER (314)	省略可		ウイーン分類のバージョン	

商標審査前サーチレポート  
(商標の文字部に関する識別力等調査) 作成事業

収 集 予 定 図 書 リ ス ト

- ・ 共通資料 2
- ・ 類別資料・小売等役務資料

収集予定図書リスト

共通資料2

通番	資料名	版表示	発行年	出版元
1	イミダス 2007	2007	2006	集英社
2	ウェブスター英英和辞典		1972	日本ブリタニカ
3	くずし字解読辞典		1993	東京堂出版
4	現代用語の基礎知識	2012	2012	自由国民社
5	コンサイスカタカナ語辞典	第4版	2010	三省堂
6	商品大辞典		1976	東洋経済新報社
7	新大字典	(特装版)	1993	講談社
8	中日大辞典	第3版	2010	大修館書店
9	中日辞典	第三版	2010	講談社

類別資料・小売等役務資料

通番	資料名	版表示	発行年	出版元
1	2011時計ブランド年鑑	2011年版	2011	日本時計輸入協会
2	BEAUTY DICTIONARY	3版	2002	女性モード社
3	BOOK PAGE 本の年鑑2010	2010年版	2010	日外アソシエーツ
4	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
5	SHOES&BAG		1986	ぜんしん
6	エステティック用語辞典	第3版	2008	ザ・ビューレック社
7	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)	初版	2002	アルファベータ
8	カラー図解音楽事典		1989	白水社
9	ゴルフ雑学事典		1999	毎日新聞社
10	コンクリート便覧	二版	1996	技報堂出版
11	ザ・カラー 色と配色の事典	初版	1993	河出書房新社
12	新 かばん・バッグの商品知識	改訂第10版	1997	エフワークス
13	図解プラスチック用語辞典	第2版	1994	日刊工業新聞社
14	すぐ分かるゴルフ用語辞典		1988	日本文芸社
15	タバコの歴史		1998	大修館書店
16	中国の酒事典		1991	書物亀鶴社
17	日英中自動車用語辞典		2007	自動車技術会
18	廃棄物のバイオコンバージョン		2001	地人書館
19	パロンス金融用語辞典	第7版	2009	日経BP社
20	パン・洋菓子事典	初版	1980	製菓実験社
21	ハンディ版 総合食品事典	第6版新訂版	1995	同文書院
22	フライフィッシング用語辞典	初版	2005	カワノ・ブックス
23	プラスチック読本	第20版	2009	プラスチック・エージ
24	ポケット肥料要覧	2008	2009	農林統計協会
25	わかりやすいオーディオの基礎知識		2001	オーム社
26	医薬実務用語集	第16版	2007	薬事日報社
27	医薬用語事典	第8版	2005	じほう
28	一番役立つ インテリアコーディネーター早引きプロ用語辞典		2010	ハウジングエージェンシー
29	英和コンピュータ用語大辞典	第3版	2001	日外アソシエーツ
30	英和プラスチック工業辞典	4版	1985	工業調査会
31	英和医学辞典	増補第12版	1979	金原出版
32	英和海洋航海用語辞典	初版	1998	成山堂書店
33	化学大辞典		1989	東京化学同人
34	家政学事典	初版	2005	朝倉書店
35	花卉園芸ハンドブック	新編第7版	2000	養賢堂
36	改訂増補油脂化学の知識	第3版	1992	幸書房
37	機械工学辞典	初版	1988	朝倉書店
38	機械工学用語辞典	1版	2004	理工学社
39	金融証券用語辞典	五訂	1993	銀行研修社
40	芸能界紳士録(芸能手帳)	2010年版	2010	連合通信社
41	建築・土木5万語中辞典		1998	アルファベータ
42	建築施工単価	10-7夏	2010	経済調査会
43	現代電力技術便覧		2007	オーム社
44	工業炉ハンドブック(新版)	新版 1版	1997	省エネルギーセンター
45	香りの総合事典	初版	1998	朝倉書店
46	香りの百科	初版	1989	朝倉書店

収集予定図書リスト

類別資料・小売等役務資料

通番	資料名	版表示	発行年	出版元
47	国際金融用語辞典	第六版	2008	銀行研修社
48	穀物・豆(新・食品事典1)		1994	真珠書院
49	最新 医学大辞典	第3版	2006	医歯薬出版
50	最新スポーツ大辞典		1985	国書刊行会
51	最新音楽用語事典	改訂新版 第9版	1998	リットーミュージック
52	最新化学語辞典	第1版	2000	三共出版
53	雑誌・新聞総かたろぐ	2010年版	2010	メディア・リサーチ・センター
54	脂肪酸化学	第2版	1990	幸書房
55	資産運用実務用語辞典		1999	金融財政事情研究会
56	飼料ハンドブック	第2版	2004	日本科学飼料協会
57	自動車のメカニズム		2007	ナツメ社
58	実践メカトロニクス入門		2006	オーム社
59	実用インテリア辞典	新装版	2007	朝倉書店
60	写真用語の基礎知識 — これだけ知れば基本はOK		2010	日本カメラ社
61	出版年鑑2010		2010	日本書籍出版協会
62	初・中級者のためのパソコン・IT・ネット用語辞典基本＋最新キーワード1100		2010	アスキー・メディアワークス
63	小売業用語辞典	第9版	2007	HCI
64	照明の基礎知識中級編	改訂版	2007	照明学会
65	証券用語辞典	第五版	2010	銀行研修社
66	情報技術用語大事典	第1版	2001	オーム社
67	情報通信技術・法令用語事典		2004	電気通信振興会
68	食肉用語事典	新訂版	2000	食肉通信社
69	食品知識ミニブックスシリーズ チーズ入門	増補改訂版	1989	日本食糧新聞社
70	信託実務用語辞典		2002	金融財政事情研究会
71	新音楽辞典 楽語		1977	音楽之友社
72	新靴の商品知識	改訂20版	2007	エフ ワークス
73	新歯学大事典(ポケット版)		1985	永末書店
74	新修体育大辞典	4版	1979	不昧堂出版
75	新常用歯科辞典(単行本)	第3版	1999	医歯薬出版
76	新訂標準音楽辞典 上・下	新訂第1版	2008	音楽之友社
77	新訂牧野新日本植物図鑑	初版	2000	北隆館
78	新版自動車用語辞典	増補2版	2009	精文館
79	新版薬草・漢方薬	新版	1995	新星出版社
80	新編日本食品事典	第1版	1982	医歯薬出版
81	新和菓子大系(上・下)	六版	1972	製菓実験社
82	図解 給排水衛生設備の基礎—はじめて建築設備を学ぶ人のために		2006	ナツメ社
83	図解世界楽器大事典		2005	雄山閣出版
84	図解入門 よくわかる最新レンズの基本と仕組み—身近な現象と機器に学ぶ		2005	秀和システム
85	図説電気・電子用語事典	新版	2009	廣済堂
86	水・飲料(新・食品事典11)		1992	真珠書院
87	生体材料 環境調和新材料シリーズ		2008	日刊工業新聞社
88	調味料(新・食品事典7)		1991	真珠書院
89	電気電子用語事典	第1版	1991	オーム社
90	土木工学ハンドブック(I, IIセット)	第四版	1989	技報堂
91	土木用語大辞典	1版	1999	技報堂出版
92	日本の名酒事典	最新版	2005	講談社
93	日本美術作品レファレンス事典 第II期 陶磁器・工芸篇		2009	日外アソシエーツ
94	野菜・藻類(新・食品事典5)		1991	真珠書院
95	薬草	初版	2010	山と溪谷社
96	料理道具の便利帳—腕前がぐっと上がる		2009	大泉書店
97	良いクツの基礎知識	改訂第11版	1995	日本靴総合研究会
98	和英・英和船舶用語辞典	改訂22版	2008	成山堂書店
99	和英コンピュータ用語大辞典	第3版	2001	日外アソシエーツ

商標審査前サーチレポート  
(商標の文字部に関する識別力等調査) 作成事業

貸 与 図 書 リ ス ト

- ・ 共通資料 2
- ・ 類別資料・小売等役務資料

## 貸与図書リスト

### 共通資料2

通番	資料名	版表示	発行年	出版元
1	外国地名レファレンス事典		2006	日外アソシエーツ
2	クラウン仏和辞典	第6版	2006	三省堂
3	現代スペイン語辞典	増訂版	1999	白水社
4	コンサイス日本人名事典	第5版	2009	三省堂
5	コンサイス外国人名事典	第3版	1999	三省堂
6	コンサイス外国地名事典	第3版	1998	三省堂
7	コンサイス日本地名事典	第5版	2007	三省堂
8	コンサイス露和辞典	第5版	2003	三省堂
9	ランダムハウス英和大辞典	第2版	1993	小学館
10	略語大辞典	第2版	2003	丸善
11	伊和中辞典	第2版	1999	小学館
12	英和商品名辞典		1990	研究社
13	現代商品大辞典 新商品版		1986	東洋経済新報社
14	広辞苑 机上版	第6版	2008	岩波書店
15	新コンサイス独和辞典	初版	1998	三省堂
16	朝鮮語辞典	初版	1993	小学館

## 貸与図書リスト

### 類別資料

区分	類資料	版表示	発行年	出版元
1	2010年受験用全国短大受験年鑑		2010	旺文社
2	CD-ROM版 マグロ-ヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
3	CD版 実用プラスチック用語辞典	第四版	2005	プラスチック・エージ
4	DVD&ビデオソフト総カタログ 2006年版		2006	音楽出版社
5	GMP・ICH医薬用語事典	第2版	2010	じほう
6	IEEE電気・電子用語辞典		1989	丸善
7	JISハンドブック〈紙・パルプ 2011〉	2010年版	2011	日本規格協会
8	JISハンドブックゴム I	2010年版	2010	日本規格協会
9	JISハンドブックゴム II	2010年版	2010	日本規格協会
10	JISハンドブックプラスチック I	2010年版	2010	日本規格協会
11	JISハンドブックプラスチック II	2010年版	2010	日本規格協会
12	JISハンドブック機械要素2011	2010年版	2011	日本規格協会
13	JISハンドブック塗料2011	2010年版	2011	日本規格協会
14	JIS鉄鋼材料入門	第3版	1978	大河出版
15	Oxford Picture Dictionary: English/ Japanese	Blg版	2008	Oxford Univ Pr
16	Senken FB 2011 ファッション企業ブランドガイド		2011	織研新聞社
17	アパレル素材の基本	第2版	2005	織研新聞社
18	イタリア料理用語辞典		1992	白水社
19	インテリアコーディネーター早引きプロ用語辞典		2010	ハウジングエージェンシー
20	インテリアデザイン辞典	初版	1981	朝倉書店
21	インテリア学辞典	第1版	1995	壁装材料協会
22	エレクトロニクス用語辞典	第1版	2006	電波新聞社
23	カラー写真技術事典		1993	写真工業出版社
24	きもの文様図鑑—明治・大正・昭和に見る		2005	平凡社
25	金融ビジネス用語英和辞典 — 証券銀行保険		2005	IBCパブリッシング
26	これだけは知っておきたい新素材・新材料のすべて	第5版	2006	日刊工業新聞社
27	コンピュータ&情報通信用語事典	第1版	2001	オーム社
28	材料名の事典	第2版	1995	アグネ技術センター
29	ジュエリー用語事典		2006	社団法人日本ジュエリー協会
30	縮刷版日本宗教事典	初版	1994	弘文堂
31	シンセサイザー入門—音作りが分かるシンセの教科書		2007	リットーミュージック
32	ステッドマン医学大辞典 英和・和英	改訂第6版	2008	メジカルビュー社
33	スポーツ用語辞典		2008	三修社
34	セラミックス辞典	第2版 普及版	2005	丸善
35	セラミックス用語辞典	初版	1997	日刊工業新聞社
36	繊維総合辞典	初版	2002	織研新聞社
37	全国美術館ガイド		2006	美術出版社
38	増補版服装大百科事典		1990	文化出版局
39	大車林	第3版	2003	三栄書房
40	たばこに続く道—たばこ 文化 人生		1991	有斐閣
41	たばこの事典		2009	たばこ総合研究センター
42	タレント名簿録VOL.46('11~'12)	VOL.46	2011	連合通信社

## 貸与図書リスト

### 類別資料

区分	類資料	版表示	発行年	出版元
43	チーズ図鑑		1993	文芸春秋
44	デザイナー人名事典		1996	日外アソシエーツ
45	なりたい自分発見！専門学校・各種学校わくわくガイド(2010年版)		2009	梧桐書院
46	日本歯科医学会学術用語集		2008	医歯薬出版
47	ニューマテリアルハンドブック	初版	1993	昭晃堂
48	バイオ・メディカル22万語 (CD版 専門用語対訳集 英和・和英)		2003	日外アソシエーツ
49	バイオサイエンス事典	新装版	2007	朝倉書店
50	ブラックバス釣りの基本		1999	地球丸
51	プロが選んだ調理道具		1995	平凡社
52	マーケティング・コミュニケーション大辞典		2006	宣伝会議
53	モータースポーツ入門		2005	グランプリ出版
54	やきもの事典	増補版	2000	平凡社
55	野菜品種名鑑	2009年版	2009	日本種苗協会
56	ヨット、モーターボート用語辞典		2005	舵社
57	ルアーフィッシング入門		1998	地球丸
58	ワインの事典	新版	2010	柴田書店
59	医学英和大辞典	改訂12版	2005	南山堂
60	医学略語辞典	改訂3版	1998	金芳堂
61	医療機器の一般的名称とクラス分類 CD-ROM付		2006	薬事日報社
62	一茶庵・友蕎子片倉康雄手打そばの技術	第1版	1988	旭屋出版
63	印刷事典	第五版	2002	印刷局朝陽会
64	英語図詳大辞典	第1版	1985	小学館
65	英和・和英 機械用語図解辞典	第2版	1985	日刊工業新聞社
66	英和・和英 金融・証券・保険用語辞典	第3版	1995	WAVE出版
67	英和・和英機械用語図解辞典	第2版	1985	日刊工業新聞社
68	英和化粧品用語集	2版	2002	フレグランスジャーナル社
69	液晶ディスプレイ製造装置用語辞典	第3版	2007	日刊工業新聞社
70	化粧品事典		2003	丸善
71	加工食品・冷凍食品(新・食品事典9)		1999	真珠書院
72	家具の事典	初版	1986	朝倉書店
73	科学技術英和大辞典	第2版	2004	オーム社
74	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ
75	果物・種実(新・食品事典6)		1991	真珠書院
76	菓子(新・食品事典10)		1991	真珠書院
77	菓子の事典		2000	朝倉書店
78	会計用語辞典		2006	日本経済新聞社
79	外資系企業総覧	2011年版	2011	東洋経済新聞社
80	学校体育用語辞典		1988	大修館書店
81	漢方用語大辞典		1984	燎原
82	丸善食品総合辞典		1998	丸善
83	岩波情報科学辞典		1990	岩波書店
84	岩波仏教辞典	第2版	2002	岩波書店
85	岩波理化学辞典	第5版	1998	岩波書店
86	基本流通用語辞典	改訂版	2007	白桃書房
87	機械工学便覧α.基礎編 合本		2007	日本機械学会

## 貸与図書リスト

### 類別資料

区分	類資料	版表示	発行年	出版元
88	機械工学便覧β.デザイン編 合本		2008	日本機械学会
89	機械工学便覧γ.応用システム編 γ1		2005	日本機械学会
90	機械工学便覧γ.応用システム編 γ2		2007	日本機械学会
91	機械工学便覧γ.応用システム編 γ3		2005	日本機械学会
92	機械工学便覧γ.応用システム編 γ4		2006	日本機械学会
93	機械工学便覧γ.応用システム編 γ5		2005	日本機械学会
94	機械工学便覧γ.応用システム編 γ6		2006	日本機械学会
95	機械工学便覧γ.応用システム編 γ7		2008	日本機械学会
96	機械工学便覧γ.応用システム編 γ8		2005	日本機械学会
97	機械工学便覧γ.応用システム編 γ9		2008	日本機械学会
98	機械工学便覧γ.応用システム編 γ10		2008	日本機械学会
99	機械工学便覧γ.応用システム編 γ11		2007	日本機械学会
100	機械用語大辞典(コンパクト版)		2000	日刊工業新聞社
101	給湯設備のABC 住まいと湯	初版	1993	TOTO出版
102	魚Ⅰ(新・食品事典3)		1991	真珠書院
103	魚Ⅱ(新・食品事典4)		1991	真珠書院
104	教育学用語辞典	第4版(改訂版)	2010	学文社
105	金属便覧	改訂6版	2000	丸善
106	経営用語辞典		2006	日本経済新聞社
107	経済新語辞典	2008年版	2007	日本経済新聞社
108	健康・栄養食品事典	2008改訂新版	2008	東洋医学舎
109	健康食品・サプリメント(成分)のすべて	第1版	2010	同文書院
110	建築英語事典	第1版	1978	彰国社
111	建築現場実用語辞典	改訂版	2006	井上書院
112	建築現場実用語辞典	改訂版	2005	井上書院
113	建築大辞典 第二版 普及版	第二版 普及版	1993	彰国社
114	検索CD-ROM付き 世界の名酒事典	2010-11年版	2009	講談社
115	原色陶器大辞典		1972	淡交社
116	工業炉ハンドブック(新版)	新版 1版	1997	省エネルギーセン ター
117	広告用語辞典	第4版	2005	日本経済新聞出版社
118	合成染料の技法		2005	染織と生活社
119	今日の治療薬2010	2010年版	2010	南江堂
120	最新パソコン・IT用語事典	2010-11年版	2010	技術評論社
121	最新やさしく読めるハイテク&デジタル用語事典		2005	日経BP社
122	最新香料の事典	初版	2000	朝倉書店
123	材料名の事典	第2版	2005	アグネ技術センター
124	紙・不織布・フィルム 加工ガイド2011 市場と技術		2010	紙業タイムス社
125	紙の知識100		2009	東京書籍
126	資格取り方選び方全ガイド	2012年版	2010	高橋書店
127	次世代構造材料の最新技術—社会・産業へのインパクト(新材料・新素材シリーズ)		2008	シーエムシー出版
128	自動車メカニズム図鑑	三訂版	1994	グランプリ出版
129	自動車用語ハンドブック	改訂版	1993	グランプリ出版
130	実用コンピュータ用語辞典		1995	日刊工業新聞社
131	酒(新・食品事典12)		1992	真珠書院
132	初めて学ぶメカトロニクス入門早わかり		1997	オーム社
133	商業用語事典		2006	商業界
134	色の名前507	決定版	2011	主婦の友社

## 貸与図書リスト

### 類別資料

区分	類資料	版表示	発行年	出版元
135	食べられる野生植物大事典 草本・木本・シダ		2007	柏書房
136	食材クッキング事典—素材 de 料理	改訂新版	2001	学習研究社
137	食材図典 生鮮食材編	新版	2003	小学館
138	食材図典Ⅱ 加工食材篇		2001	小学館
139	食材図典Ⅲ 地産食材篇		2008	小学館
140	新・化学用語小辞典		1993	講談社
141	新・実用服飾用語辞典		2000	文化出版局
142	新・食品事典〈11〉水・飲料		1992	真珠書院
143	新・食品事典〈14〉料理器具		1999	真珠書院
144	新・田中千代服飾事典		1991	同文書院
145	新フランス料理用語辞典	新訂版版	2009	白水社
146	新靴の商品知識	改訂20版	2007	エフ ワークス
147	新装合本漆芸事典		2004	光芸出版
148	新版 食材図典 生鮮食材編	初版	2003	小学館
149	新編 建築材料	第4版	2010	市ヶ谷出版社
150	新牧野日本植物図鑑		2008	北隆館
151	図解 機械用語辞典	第4版	2005	日刊工業新聞社
152	図解土木用語辞典	第2版	1988	日刊工業新聞社
153	図解服飾用語事典	増補新版	2003	杉野学園ドレスメーカー学院出版局
154	図説建築用語事典	新版	1988	実教出版
155	世界の一流品大図鑑10-'11年版		2010	講談社
156	世界の名酒事典10-'11年版	2010-2011版	2009	講談社
157	世界ビール大百科	初版	1997	大修館書店
158	清涼飲料水入門		2007	全国清涼飲料工業会
159	生化学辞典	第4版	2007	東京化学同人
160	生物生産機械ハンドブック	初版	1996	コロナ社
161	生理・生化学用語辞典 縮刷学生版	縮刷学生版第1版	1985	化学同人
162	石油化学プロセス (KS化学専門書)	改訂版	2001	講談社
163	石油辞典	第2版	2005	丸善
164	接着大百科	普及版	2010	朝倉書店
165	洗剤・洗浄百科事典	新装版	2007	朝倉書店
166	全国大学案内〈2011年版〉	2011年版	2010	梧桐書院
167	全国霊場大事典 全国霊場巡礼・巡拝案内	初版	2000	六月書房
168	測量用語辞典		1994	共立出版
169	知っておきたい紙パの実際2011		2011	紙業タイムス社
170	畜産大事典	新編	1996	養賢堂
171	中国の酒事典		1991	書物亀鶴社
172	調理用語辞典	改訂	1998	全国調理師養成施設協会
173	通信ネットワーク用語事典	改定第5版	2007	秀和システム
174	漬け物(新・食品事典8)		1991	真珠書院
175	釣り具博物誌		2008	書肆侃侃房

## 貸与図書リスト

### 類別資料

区分	類資料	版表示	発行年	出版元
176	電気用語辞典		1982	コロナ社
177	塗料と塗装のしくみ		2005	日本実業出版社
178	塗料用語辞典		1993	技報堂出版
179	土壌肥料用語事典	新版(第2版)	2010	農山漁村文化協会
180	南山堂 医学大辞典	19版	2006	南山堂
181	肉・乳・卵(新食品事典2)		1999	真珠書院
182	日経パソコン用語事典	2011年版	2010	日経BP社
183	日中ファッション用語入門		2006	チャネラー
184	日本スーパー名鑑2011<平成23年版>	平成23年版	2011	商業界
185	日本の薬草(小学館のフィールド・ガイドシリーズ(16))		1995	小学館
186	日本化粧品原料集 2007		2007	薬事日報社
187	日本化粧品成分表示名称事典	第2版	2005	日本化粧品工業会
188	日本宗教事典	縮刷版	1994	弘文堂
189	日本食品大事典	第2版	2008	医歯薬出版
190	日本人形玩具辞典	新装普及版	1997	東京堂出版
191	日本料理語源集	新版	2004	旭屋出版
192	廃棄物処理技術用語辞典	初版	2000	日刊工業新聞社
193	半導体製造装置用語辞典	第6版	2006	日刊工業新聞社
194	肥料便覧	第6版	2008	農山漁村文化協会
195	標準化学用語辞典	第2版	2005	丸善
196	不動産取引用語辞典	8訂版	2009	住宅新報社
197	服飾図鑑	改訂版	2010	文化出版局
198	仏英独＝和 洋菓子用語辞典		1989	白水社
199	仏教要語の基礎知識	新版	2006	春秋社
200	包装実務ハンドブック		2001	日刊工業新聞社
201	貿易用語辞典	改訂版	2006	白桃書房
202	味覚辞典日本料理	新装普及版	2001	東京堂出版
203	木材切削加工用語辞典		1993	文永堂出版
204	野菜園芸ハンドブック	新編	2001	養賢堂
205	薬効・薬理別 医薬品事典	平成16年8月版	2004	じほう
206	有斐閣経済辞典	第4版	2002	有斐閣
207	用土と肥料の選び方・使い方		2010	農山漁村文化協会
208	酪農用語解説	新版	2008	デーリィ・ジャパン社
209	料理材料大図鑑 マルシェ		1995	講談社
210	料理用語(新・食品事典13)		1994	真珠書院
211	和漢薬の事典	新装版	2007	朝倉書店
212	廣川 薬科学大辞典	第4版	1997	廣川書店

商標審査前サーチレポート  
(商標の文字部に関する識別力等調査) 作成事業

調 査 対 象 文 献 リ ス ト

- ・ 共通資料 1
- ・ 共通資料 2
- ・ 類別資料
- ・ 小売等役務資料

## 調査対象文献リスト(1)

### 共通資料1

通番	資料名	備考
1	日本で知られている外国の商標	
2	商標顕著性事典	発行元:パテントジャパン
3	4条1項16号リスト	電子データ FD1枚 [MICROSOFT EXCEL形式]
4	外国政府提供植物リスト(ブラジル編)	電子データ FD1枚 [MICROSOFT EXCEL形式]
5	韓国地理的表示団体標章等リスト	電子データ FD1枚 [MICROSOFT EXCEL形式]
6	EPA地理的表示リスト(メキシコ、チリ、スイス)	電子データ FD1枚 [MICROSOFT EXCEL形式]
7	台湾地理的表示リスト	電子データ FD1枚 [MICROSOFT EXCEL形式]

### 共通資料2

通番	資料名	版表示	発行年	出版元
1	ランダムハウス英和大辞典	第2版	1993	小学館
2	ウェブスター英英和辞典		1972	日本ブリタニカ
3	クラウン仏和辞典	第6版	2006	三省堂
4	新コンサイス独和辞典		1998	三省堂
5	現代スペイン語辞典	増訂版	1999	白水社
6	伊和中辞典	第2版	1999	小学館
7	コンサイス露和辞典	第5版	2003	三省堂
8	外国地名レファレンス事典		2006	日外アソシエーツ
9	コンサイス外国地名事典	第3版	1998	三省堂
10	コンサイス日本地名事典	第5版	2007	三省堂
11	現代用語の基礎知識	2012	2012	自由国民社
12	商品大辞典		1976	東洋経済新報社
13	現代商品大辞典 新商品版		1986	東洋経済新報社
14	広辞苑(机上版)	第六版	2008	岩波書店
15	新大辞典	(特装版)	1993	講談社
16	くずし字解説辞典		1993	東京堂出版
17	中日大辞典	第3版	2010	大修館書店
18	朝鮮語辞典	初版	1993	小学館
19	コンサイスカタカナ語辞典	第4版	2010	三省堂
20	英和商品名辞典		1990	研究社
21	イミダス2007	2007	2006	集英社
22	中日辞典	第三版	2010	講談社
23	コンサイス日本人名事典	第5版	2009	三省堂
24	コンサイス外国人名事典	第3版	1999	三省堂
25	略語大辞典	第2版	2003	丸善

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
1	1	JISハンドブックプラスチック I	2010年版	2010	日本規格協会
2	1	JISハンドブックプラスチック II	2010年版	2010	日本規格協会
3	1	セラミックス辞典	第2版 普及版	2005	丸善
4	1	セラミックス用語辞典	初版	1997	日刊工業新聞社
5	1	ニューマテリアルハンドブック	初版	1993	昭晃堂
6	1	ポケット肥料要覧	2008	2009	農林統計協会
7	1	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
8	1	英和プラスチック工業辞典	4版	1985	工業調査会
9	1	化学大辞典	縮刷版	1989	東京化学同人
10	1	金属便覧	改訂6版	2000	丸善
11	1	工業材料大辞典	初版	1997	工業調査会
12	1	材料名の事典	第2版	2005	アグネ技術センター
13	1	JISハンドブック〈紙・パルプ 2010〉	2010年版	2010	日本規格協会
14	1	脂肪酸化学	第2版	1990	幸書房
15	1	カラー写真技術事典		2000	写真工業出版社
16	1	新・化学用語小辞典		1993	講談社
17	1	これだけは知っておきたい新素材・新材料のすべて	第5版	2006	日刊工業新聞社
18	1	図解プラスチック用語辞典	第2版	1981	日刊工業新聞社
19	1	生化学辞典	第4版	2007	東京化学同人
20	1	生理・生化学用語辞典	縮刷学生版第1版	1985	化学同人
21	1	接着大百科	普及版	2010	朝倉書店
22	1	調味料(新・食品事典7)		1991	真珠書院
23	1	原色陶器大辞典		1972	淡交社
24	1	南山堂医学大辞典	19版	2006	南山堂
25	1	バイオサイエンス事典	新装版	2007	朝倉書店
26	1	肥料便覧	第6版	2008	農山漁村文化協会
27	1	土壌肥料用語事典	新版(第2版)	2010	農山漁村文化協会
28	1	標準化学用語辞典	第2版	2005	丸善
29	1	廣川 薬科学大辞典	第4版	1990	廣川書店
30	2	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
31	2	印刷事典	第五版	2002	印刷朝陽会
32	2	化学大辞典	縮刷版	1989	東京化学同人
33	2	金属便覧	改訂6版	2000	丸善
34	2	合成染料の技法		2005	染織と生活社
35	2	脂肪酸化学	第2版	1990	幸書房
36	2	これだけは知っておきたい新素材・新材料のすべて	第5版	2006	日刊工業新聞社
37	2	塗料用語辞典		1993	技報堂出版
38	2	石油化学プロセス (KS化学専門書)	改訂版	2001	講談社
39	2	塗料と塗装のしくみ		2005	日本実業出版社
40	2	生化学辞典	第4版	2007	東京化学同人
41	3	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
42	3	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
43	3	英和化粧品用語集	2版	2005	フレグランスジャーナル社
44	3	化学大辞典	縮刷版	1989	東京化学同人
45	3	日本化粧品成分表示名称事典	第2版	2005	日本化粧品工業会
46	3	香りの総合事典	初版	1998	朝倉書店
47	3	化粧品事典		2003	丸善
48	3	JISハンドブック塗料2010	2010年版	2010	日本規格協会
49	3	生化学辞典	第4版	2007	東京化学同人
50	3	洗剤・洗浄百科事典	新装版	2007	朝倉書店
51	3	塗料用語辞典		1993	技報堂出版
52	4	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
53	4	化学大辞典	縮刷版	1989	東京化学同人
54	4	改訂増補油脂化学の知識	第3版	1992	幸書房
55	4	脂肪酸化学	第2版	1990	幸書房
56	4	石油化学プロセス (KS化学専門書)	改訂版	2001	講談社
57	4	生化学辞典	第4版	2007	東京化学同人
58	4	石油辞典	第2版	2005	丸善
59	5	GMP・ICH医薬用語事典	第2版	2010	じほう
60	5	健康・栄養食品事典	2008改訂新版	2008	東洋医学舎
61	5	ステッドマン医学大辞典	改訂第6版	2008	メジカルビュー社
62	5	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
63	5	医学英和大辞典	改訂第12版	2005	南山堂
64	5	医薬実務用語集	第16版	2007	薬事日報社
65	5	化学大辞典	縮刷版	1989	東京化学同人
66	5	今日の治療薬2010	2010年版	2010	南江堂
67	5	最新 医学大辞典	第3版	2006	医歯薬出版
68	5	新訂牧野新日本植物図鑑	初版		北隆館
69	5	和漢薬の事典	新装版	2009	朝倉書店
70	5	新版薬草・漢方薬	新版	1995	新星出版社
71	5	生化学辞典	第4版	2007	東京化学同人
72	5	薬効・薬理別 医薬品事典	平成16年8月版	2004	じほう
73	5	南山堂医学大辞典	19版	2006	南山堂
74	5	廣川 薬科学大辞典	第4版	1990	廣川書店
75	6	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
76	6	インテリアコーディネーター早引きプロ用語辞典		2010	ハウジングエージェンシー
77	6	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)	初版	2002	アルファベータ
78	6	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
79	6	図解 機械用語辞典	第4版	2005	日刊工業新聞社
80	6	家具の事典	初版	1986	朝倉書店
81	6	機械工学用語辞典	1版	2004	理工学社
82	6	機械用語大辞典(コンパクト版)		2000	日刊工業新聞社
83	6	金属便覧	改訂6版	2000	丸善

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
84	6	建築英語事典	第1版	1978	彰国社
85	6	建築現場実用語辞典	改訂版	2006	井上書院
86	6	建築大辞典	第2版普及版	1993	彰国社
87	6	エレクトロニクス用語辞典	増補改訂版	2006	電波新聞社
88	6	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ
89	6	これだけは知っておきたい新素材・新材料のすべて	第5版	2006	日刊工業新聞社
90	6	図説建築用語事典	新版	2005	実教出版
91	6	JIS鉄鋼材料入門	第3版	1978	大河出版
92	6	土木用語大辞典	1版	1999	技報堂出版
93	6	包装実務ハンドブック		2001	日刊工業新聞社
94	7	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
95	7	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)	初版	2002	アルファベータ
96	7	日英中自動車用語辞典		2007	自動車技術会
97	7	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
98	7	モータースポーツ入門		2005	グランプリ出版
99	7	ヨット、モーターボート用語辞典		2005	舵社
100	7	印刷事典	第五版	2002	印刷朝陽会
101	7	英和・和英機械用語図解辞典	第2版	1985	日刊工業新聞社
102	7	英和コンピュータ用語大辞典	第3版	1996	日外アソシエーツ
103	7	液晶ディスプレイ製造装置用語辞典	第3版	2007	日刊工業新聞社
104	7	科学技術英和大辞典	第2版	2004	オーム社
105	7	機械工学用語辞典	1版	2004	理工学社
106	7	機械用語大辞典(コンパクト版)		2000	日刊工業新聞社
107	7	建築大辞典	第2版普及版	1993	彰国社
108	7	エレクトロニクス用語辞典	増補改訂版	2006	電波新聞社
109	7	三訂版自動車メカニズム図鑑	三訂版	1994	グランプリ出版
110	7	新版自動車用語辞典	増補2版	2009	精文館
111	7	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ
112	7	新版電気用語辞典		1982	コロナ社
113	7	初めて学ぶメカトロニクス入門早わかり		1997	オーム社
114	7	自動車のメカニズム		2007	ナツメ社
115	7	図解土木用語辞典	第2版	1988	日刊工業新聞社
116	7	プロが選んだ調理道具		1995	平凡社
117	7	生物生産機械ハンドブック	初版	1996	コロナ社
118	7	料理道具の便利帳—腕前がぐっと上がる		2009	大泉書店
119	7	電気電子用語事典	第1版	1991	オーム社
120	7	土木工学ハンドブック(I, IIセット)	第四版	1989	技報堂
121	7	土木用語大辞典	1版	1999	技報堂出版
122	7	最新やさしく読めるハイテク&デジタル用語事典		2005	日経BP社
123	7	廃棄物処理技術用語辞典	初版	2000	日刊工業新聞社
124	7	半導体製造装置用語辞典	第6版	2006	日刊工業新聞社
125	7	和英・英和船舶用語辞典	改訂22版	2008	成山堂書店
126	7	和英コンピューター用語大辞典	第3版	1997	日外アソシエーツ
127	8	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
128	8	Oxford Picture Dictionary: English/ Japanese	Blg版	2008	Oxford Univ Pr
129	8	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)	初版	2002	アルファベータ

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
130	8	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
131	8	英和・和英機械用語図解辞典	第2版	1985	日刊工業新聞社
132	8	科学技術英和大辞典	第2版	2004	オーム社
133	8	機械用語大辞典(コンパクト版)		2000	日刊工業新聞社
134	8	建築大辞典	第2版普及版	1993	彰国社
135	8	最新スポーツ大辞典		1985	国書刊行会
136	8	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ
137	8	学校体育用語辞典		1988	大修館書店
138	8	プロが選んだ調理道具		1995	平凡社
139	8	最新やさしく読めるハイテク&デジタル用語事典		2005	日経BP社
140	9	IEEE電気・電子用語辞典		1989	丸善
141	9	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
142	9	エレクトロニクス用語辞典	増補改訂版	2006	電波新聞社
143	9	わかりやすいオーディオの基礎知識		2001	オーム社
144	9	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)	初版	2002	アルファベータ
145	9	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
146	9	図解入門 よくわかる最新レンズの基本と仕組み—身近な現象と機器に学ぶ		2005	秀和システム
147	9	英和コンピュータ用語大辞典	第3版	1996	日外アソシエーツ
148	9	英和海洋航海用語辞典	初版	1998	成山堂書店
149	9	科学技術英和大辞典	第2版	2004	オーム社
150	9	岩波理化学辞典	第5版	1998	岩波書店
151	9	機械工学用語辞典	1版	2004	理工学社
152	9	機械用語大辞典(コンパクト版)		2000	日刊工業新聞社
153	9	最新パソコン・IT用語事典	2010-11年版	2010	技術評論社
154	9	写真用語の基礎知識 — これだけ知れば基本はOK		2010	日本カメラ社
155	9	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ
156	9	新訂標準音楽辞典 上・下	新訂第1版	2008	音楽之友社
157	9	図説電気・電子用語事典	新版	2009	実教出版
158	9	新服飾事典(田中千代)	新訂版	1991	同文書院
159	9	図解 機械用語辞典	第4版	2005	日刊工業新聞社
160	9	測量用語辞典		1994	共立出版
161	9	通信ネットワーク用語事典	改定第5版	2007	秀和システム
162	9	情報通信技術・法令用語事典		2004	電気通信振興会
163	9	最新やさしく読めるハイテク&デジタル用語事典		2005	日経BP社
164	9	日経パソコン用語事典	2011年版	2010	日経BP社
165	9	半導体製造装置用語辞典	第6版	2006	日刊工業新聞社
166	9	和英コンピューター用語大辞典	第3版	1997	日外アソシエーツ
167	10	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
168	10	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)	初版	2002	アルファベータ
169	10	ステッドマン医学大辞典	改訂第6版	2008	メジカルビュー社
170	10	バイオ・メディカル22万語 (CD版 専門用語対訳集 英和・和英)		2003	日外アソシエーツ

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
171	10	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
172	10	医学英和大辞典	改訂第12版	2005	南山堂
173	10	医学略語辞典	改訂第3版	1998	金芳堂
174	10	医療機器の一般的名称とクラス分類 CD-ROM付		2006	薬事日報社
175	10	英和医学辞典	増補第12版	1979	金原出版
176	10	機械用語大辞典(コンパクト版)		2000	日刊工業新聞社
177	10	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ
178	10	新歯学大事典(ポケット版)		1985	永末書店
179	10	新常用歯科辞典(単行本)	第3版	1999	医歯薬出版
180	10	生体材料 環境調和新材料シリーズ		2008	日刊工業新聞社
181	10	南山堂医学大辞典	19版	2006	南山堂
182	10	廣川 薬科学大辞典	第4版	1990	廣川書店
183	11	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
184	11	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)	初版	2002	アルファベータ
185	11	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
186	11	実用インテリア辞典	新装版	2007	朝倉書店
187	11	科学技術英和大辞典	第2版	2004	オーム社
188	11	機械工学用語辞典	1版	2004	理工学社
189	11	機械用語大辞典(コンパクト版)		2000	日刊工業新聞社
190	11	給湯設備のABC	初版	1993	TOTO出版
191	11	図解 給排水衛生設備の基礎—はじめて建築設備を学ぶ人のために		2006	ナツメ社
192	11	工業炉ハンドブック(新版)	新版 1版	1997	電気エネルギーセンター
193	11	エレクトロニクス用語辞典	増補改訂版	2006	電波新聞社
194	11	照明の基礎知識中級編	改訂版	2007	照明学会
195	11	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ
196	11	現代電力技術便覧		2007	オーム社
197	11	実践メカトロニクス入門		2006	オーム社
198	11	プロが選んだ調理道具		1995	平凡社
199	11	料理道具の便利帳—腕前がぐっと上がる		2009	大泉書店
200	11	最新やさしく読めるハイテク&デジタル用語事典		2005	日経BP社
201	11	廃棄物のバイオコンバージョン		2001	地人書館
202	12	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
203	12	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)	初版	2002	アルファベータ
204	12	大車林	第3版	2003	三栄書房
205	12	日英中自動車用語辞典		2007	自動車技術会
206	12	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
207	12	モータースポーツ入門		2005	グランプリ出版
208	12	ヨット、モーターボート用語辞典		2005	舵社
209	12	英和・和英機械用語図解辞典	第2版	1985	日刊工業新聞社
210	12	科学技術英和大辞典	第2版	2004	オーム社

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
211	12	改訂版自動車用語ハンドブック	改訂初版	1993	グランプリ出版
212	12	機械工学用語辞典	1版	2004	理工学社
213	12	機械用語大辞典(コンパクト版)		2000	日刊工業新聞社
214	12	エレクトロニクス用語辞典	増補改訂版	2006	電波新聞社
215	12	三訂版自動車メカニズム図鑑	三訂版	1994	グランプリ出版
216	12	新版自動車用語辞典	増補2版	2009	精文館
217	12	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ
218	12	新版電気用語辞典		1982	コロナ社
219	12	初めて学ぶメカトロニクス入門早わかり		1997	オーム社
220	12	自動車のメカニズム		2007	ナツメ社
221	12	電気電子用語事典	第1版	1991	オーム社
222	12	和英・英和船舶用語辞典	改訂22版	2008	成山堂書店
223	13	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
224	13	機械用語大辞典(コンパクト版)		2000	日刊工業新聞社
225	14	2010時計ブランド年鑑	2010年版	2010	日本時計輸入協会
226	14	服飾図鑑	改訂版	2010	文化出版局
227	14	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
228	14	SHOES&BAG		1986	ぜんしん
229	14	一番役立つ インテリアコーディネーター早引きプロ用語辞典		2010	ハウジングエージェンシー
230	14	色の名前507	決定版	2006	主婦の友社
231	14	縮刷版日本宗教事典	初版	1994	弘文堂
232	14	デザイナー人名事典(日本人名のみ)		1996	日外アソシエーツ
233	14	Senken FB 2010 ファッションブランドガイド		2010	織研新聞社
234	14	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
235	14	英語図詳大辞典	第1版	1985	小学館
236	14	家具の事典	初版	1986	朝倉書店
237	14	金属便覧	改訂6版	2000	丸善
238	14	原色陶器大辞典		1972	淡交社
239	14	材料名の事典	第2版	2005	アグネ技術センター
240	14	図解服飾用語事典	増補新版	2003	杉野学園ドレスメーカー学院出版局
241	14	新靴の商品知識	改訂20版	2007	エフ ワークス
242	14	これだけは知っておきたい新素材・新材料のすべて	第5版	2006	日刊工業新聞社
243	14	新服飾事典(田中千代)	新訂版版	1991	同文書院
244	14	ジュエリー用語事典		2007	社団法人日本ジュエリー協会
245	14	世界の一流品大図鑑10・11年版		2010	講談社
246	14	最新やさしく読めるハイテク&デジタル用語事典		2005	日経BP社
247	14	服装大百科事典(上・下)	増補版	1990	文化出版局
248	14	良いクツの基礎知識	改訂第11版	1995	日本靴総合研究会
249	15	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
250	15	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)	初版	2002	アルファベータ
251	15	カラー図解音楽事典		2007	白水社

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
252	15	シンセサイザー入門—音作りが分かるシンセの教科書		2007	リットーミュージック
253	15	実用コンピュータ用語辞典		1995	日刊工業新聞社
254	15	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
255	15	英語図詳大辞典	第1版	1985	小学館
256	15	英和・和英機械用語図解辞典	第2版	1985	日刊工業新聞社
257	15	科学技術英和大辞典	第2版	2004	オーム社
258	15	機械工学便覧α.基礎編 合本	新版	2007	日本機械学会
259	15	機械工学便覧β.デザイン編 合本		2008	日本機械学会
260	15	エレクトロニクス用語辞典	増補改訂版	2006	電波新聞社
261	15	最新音楽用語事典	改訂新版 第9版	1998	リットーミュージック
262	15	新音楽辞典 楽語		1977	音楽之友社
263	15	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ
264	15	新訂標準音楽辞典 上・下	新訂第1版	2008	音楽之友社
265	15	図解世界楽器大事典		2005	雄山閣出版
266	16	2010年受験用全国短大受験年鑑		2010	旺文社
267	16	BOOK PAGE 本の年鑑2010	2010年版	2010	日外アソシエーツ
268	16	DVD&ビデオソフト総カタログ 2006年版		2005	音楽出版社
269	16	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
270	16	インテリアコーディネーター早引きプロ用語辞典		2010	ハウジングエージェンシー
271	16	紙・不織布・フィルム 加工ガイド2010—市場と技術		2009	紙業タイムス社
272	16	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)	初版	2002	アルファベータ
273	16	実用コンピュータ用語辞典		1995	日刊工業新聞社
274	16	教育学用語辞典	第4版	2010	学文社
275	16	タレント名簿録VOL.45('10~'11)	VOL.45	2010	連合通信社
276	16	なりたい自分発見! 専門学校・各種学校わくわくガイド(2010年版)		2009	梧桐書院
277	16	日経パソコン用語事典	2011年版	2010	日経BP社
278	16	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
279	16	印刷事典	第五版	2002	印刷朝陽会
280	16	英和・和英機械用語図解辞典	第2版	1985	日刊工業新聞社
281	16	科学技術英和大辞典	第2版	2004	オーム社
282	16	岩波情報科学辞典		1990	岩波書店
283	16	機械工学便覧α.基礎編 合本	新版	2007	日本機械学会
284	16	機械工学便覧β.デザイン編 合本		2008	日本機械学会
285	16	機械工学用語辞典	1版	2004	理工学社
286	16	資格取り方選び方全ガイド	2012年版	2010	高橋書店
287	16	エレクトロニクス用語辞典	増補改訂版	2006	電波新聞社
288	16	知っておきたい紙パの実際2010		2010	紙業タイムス社
289	16	雑誌・新聞総かたろぐ	2010版	2010	メディア・リサーチ・センター
290	16	紙の知識100		2009	東京書籍
291	16	脂肪酸化学	第2版	1990	幸書房
292	16	出版年鑑2010		2010	日本書籍出版協会
293	16	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
294	16	初めて学ぶメカトロニクス入門早わかり		1997	オーム社
295	16	全国大学案内<2011年版>	2011年版	2010	梧桐書院
296	16	包装実務ハンドブック		2001	日刊工業新聞社
297	17	JISハンドブックゴムⅠ	2010年版	2010	日本規格協会
298	17	JISハンドブックゴムⅡ	2010年版	2010	日本規格協会
299	17	JISハンドブックプラスチックⅠ	2010年版	2010	日本規格協会
300	17	JISハンドブックプラスチックⅡ	2010年版	2010	日本規格協会
301	17	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
302	17	JISハンドブック機械要素2010	2010年版	2010	日本規格協会
303	17	工業材料大辞典		1997	工業調査会
304	17	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)	初版	2002	アルファベータ
305	17	プラスチック読本	第20版	2009	フューチャース・エ
306	17	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
307	17	英和・和英機械用語図解辞典	第2版	1985	日刊工業新聞社
308	17	英和プラスチック工業辞典	4版	1985	工業調査会
309	17	科学技術英和大辞典	第2版	2004	オーム社
310	17	機械用語大辞典(コンパクト版)		2000	日刊工業新聞社
311	17	金属便覧	改訂6版	2000	丸善
312	17	建築設備実用語辞典	改訂版	2005	井上書院
313	17	最新化学語辞典	第1版	2000	三共出版
314	17	紙・不織布・フィルム 加工ガイド2010－市場と技術		2009	紙業タイムス社
315	17	材料名の事典	第2版	2005	アグネ技術センター
316	17	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ
317	17	これだけは知っておきたい新素材・新材料のすべて	第5版	2006	日刊工業新聞社
318	17	新版電気用語辞典		1982	コロナ社
319	17	図解プラスチック用語辞典	第2版	1981	日刊工業新聞社
320	17	エレクトロニクス用語辞典	増補改訂版	2006	電波新聞社
321	17	電気電子用語事典	第1版	1991	オーム社
322	17	最新やさしく読めるハイテク&デジタル用語事典		2005	日経BP社
323	17	包装実務ハンドブック		2001	日刊工業新聞社
324	18	SHOES&BAG		1986	ぜんしん
325	18	ザ・カラー 色と配色の事典	初版	1993	河出書房新社
326	18	デザイナー人名事典(日本人名のみ)		1996	日外アソシエーツ
327	18	新 かばん・バッグの商品知識	改訂第10版	1997	エフワークス
328	18	Senken FB 2010 ファッションブランドガイド		2010	織研新聞社
329	18	最新スポーツ大辞典		1985	国書刊行会
330	18	新・実用服飾用語辞典		2000	文化出版局
331	18	新服飾事典(田中千代)	新訂版版	1991	同文書院
332	18	世界の一流品大図鑑10-'11年版		2010	講談社
333	18	服装大百科事典(上・下)	増補版	1990	文化出版局
334	18	包装実務ハンドブック		2001	日刊工業新聞社
335	19	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
336	19	インテリアデザイン辞典	初版	1981	朝倉書店

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
337	19	一番役立つ インテリアコーディネーター早引きプロ用語辞典		2010	ハウジングエージェンシー
338	19	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)	初版	2002	アルファベータ
339	19	コンクリート便覧	二版	1996	技報堂出版
340	19	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
341	19	図解 機械用語辞典	第4版	2005	日刊工業新聞社
342	19	化学大辞典	縮刷版	1989	東京化学同人
343	19	機械用語大辞典(コンパクト版)		2000	日刊工業新聞社
344	19	建築英語事典	第1版	1978	彰国社
345	19	建築現場実用語辞典	改訂版	2006	井上書院
346	19	建築大辞典	第2版普及版	1993	彰国社
347	19	新編 建築材料		2003	市ヶ谷出版社
348	19	材料名の事典	第2版	2005	アグネ技術センター
349	19	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ
350	19	これだけは知っておきたい新素材・新材料のすべて	第5版	2006	日刊工業新聞社
351	19	図説建築用語事典	新版	2005	実教出版
352	19	生化学辞典	第4版	2007	東京化学同人
353	19	土木用語大辞典	1版	1999	技報堂出版
354	20	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
355	20	JISハンドブック機械要素2010	2010年版	2010	日本規格協会
356	20	インテリアデザイン辞典	初版	1981	朝倉書店
357	20	一番役立つ インテリアコーディネーター早引きプロ用語辞典		2010	ハウジングエージェンシー
358	20	インテリア学辞典	第1版	1995	彰国社
359	20	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)		2002	アルファベータ
360	20	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
361	20	英和・和英機械用語図解辞典	第2版	1985	日刊工業新聞社
362	20	家具の事典	初版	1986	朝倉書店
363	20	木材切削加工用語辞典		1993	文永堂出版
364	20	科学技術英和大辞典	第2版	2004	オーム社
365	20	岩波仏教辞典	二版	2002	岩波書店
366	20	機械用語大辞典(コンパクト版)		2000	日刊工業新聞社
367	20	建築大辞典	第2版普及版	1993	彰国社
368	20	原色陶器大辞典		1972	淡交社
369	20	最新スポーツ大辞典		1985	国書刊行会
370	20	CD版 実用プラスチック用語辞典	第四版	2005	フレステック・エー
371	20	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ
372	20	学校体育用語辞典		1988	大修館書店
373	20	これだけは知っておきたい新素材・新材料のすべて	第5版	2006	日刊工業新聞社
374	20	新服飾事典(田中千代)	新訂版版	1991	同文書院
375	20	仏教要語の基礎知識	新版	2006	春秋社
376	20	包装実務ハンドブック		2001	日刊工業新聞社
377	21	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
378	21	新装合本漆芸事典		2004	光芸出版

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
379	21	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
380	21	やきもの事典	増補版	2000	平凡社
381	21	原色茶道大辞典	13版	1990	淡交社
382	21	原色陶器大辞典		1972	淡交社
383	21	材料名の事典	第2版	2005	アグネ技術センター
384	21	新靴の商品知識	改訂20版	2007	エフ ワークス
385	21	プロが選んだ調理道具		1995	平凡社
386	21	セラミックス辞典	第2版 普及版	2005	丸善
387	21	日本宗教事典	縮刷版	1994	弘文堂
388	21	包装実務ハンドブック		2001	日刊工業新聞社
389	22	ザ・カラー 色と配色の事典	初版	1993	河出書房新社
390	22	最新スポーツ大辞典		1985	国書刊行会
391	22	材料名の事典	第2版	2005	アグネ技術センター
392	22	新靴の商品知識	改訂20版	2007	エフ ワークス
393	22	新服飾事典(田中千代)	新訂版版	1991	同文書院
394	22	包装実務ハンドブック		2001	日刊工業新聞社
395	22	良いクツの基礎知識	改訂第11版	1995	日本靴総合研究会
396	22	和英・英和船舶用語辞典	改訂22版	2008	成山堂書店
397	23	ザ・カラー 色と配色の事典	初版	1993	河出書房新社
398	23	繊維総合辞典	初版	2002	織研新聞社
399	23	新服飾事典(田中千代)	新訂版版	1991	同文書院
400	24	インテリアデザイン辞典	初版	1981	朝倉書店
401	24	一番役立つ インテリアコーディネーター早引きプロ用語辞典		2010	ハウジングエージェンシー
402	24	ザ・カラー 色と配色の事典	初版	1993	河出書房新社
403	24	繊維総合辞典	初版	2002	織研新聞社
404	24	デザイナー人名事典(日本人名のみ)		1996	日外アソシエーツ
405	24	岩波仏教辞典	二版	2002	岩波書店
406	24	材料名の事典	第2版	2005	アグネ技術センター
407	24	新服飾事典(田中千代)	新訂版版	1991	同文書院
408	25	SHOES&BAG		1986	ぜんしん
409	25	きもの文様図鑑—明治・大正・昭和に見る		2005	平凡社
410	25	ザ・カラー 色と配色の事典	初版	1993	河出書房新社
411	25	すぐ分かるゴルフ用語辞典		1991	日本文芸社
412	25	繊維総合辞典	初版	2002	織研新聞社
413	25	デザイナー人名事典(日本人名のみ)		1996	日外アソシエーツ
414	25	Senken FB 2010 ファッションブランドガイド		2010	織研新聞社
415	25	最新スポーツ大辞典		1985	国書刊行会
416	25	図解服飾用語事典	増補新版	2003	杉野学園ドレスメーカー学院出版局
417	25	新靴の商品知識	改訂20版	2007	エフ ワークス
418	25	学校体育用語辞典		1988	大修館書店
419	25	新服飾事典(田中千代)	新訂版版	1991	同文書院
420	25	世界の一流品大図鑑10・11年版		2010	講談社
421	25	服装大百科事典(上・下)	増補版	1990	文化出版局
422	25	良いクツの基礎知識	改訂第11版	1995	日本靴総合研究会

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
423	25	日中ファッション用語入門		2006	チャネラー
424	26	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
425	26	SHOES & BAG		1986	ぜんしん
426	26	アパレル素材の基本	第3版	2005	織研新聞社
427	26	ザ・カラー 色と配色の事典	初版	1993	河出書房新社
428	26	繊維総合辞典	初版	2002	織研新聞社
429	26	デザイナー人名事典(日本人名のみ)		1996	日外アソシエーツ
430	26	岩波仏教辞典	二版	2002	岩波書店
431	26	新靴の商品知識	改訂20版	2007	エフ ワークス
432	26	新服飾事典(田中千代)	新訂版版	1991	同文書院
433	26	世界の一流品大図鑑10-'11年版		2010	講談社
434	26	服装大百科事典(上・下)	増補版	1990	文化出版局
435	26	良いクツの基礎知識	改訂第11版	1995	日本靴総合研究会
436	27	一番役立つ インテリアコーディネーター早引きプロ用語辞典		2010	ハウジングエージェンシー
437	27	インテリア学辞典	第1版	1995	彰国社
438	27	紙・不織布・フィルム 加工ガイド2010—市場と技術		2009	紙業タイムス社
439	27	木材切削加工用語辞典		1993	文永堂出版
440	27	建築大辞典	第2版普及版	1993	彰国社
441	27	原色陶器大辞典		1972	淡交社
442	27	最新スポーツ大辞典		1985	国書刊行会
443	27	知っておきたい紙パの実際2010		2010	紙業タイムス社
444	27	科学技術略語大辞典		2003	日外アソシエーツ
445	27	学校体育用語辞典		1988	大修館書店
446	27	次世代構造材料の最新技術—社会・産業へのインパクト(新材料・新素材シリーズ)		2008	シーエムシー出版
447	27	新服飾事典(田中千代)	新訂版版	1991	同文書院
448	28	カラー図解音楽事典		2007	白水社
449	28	すぐ分かるゴルフ用語辞典		1991	日本文芸社
450	28	スポーツ用語辞典		2008	三修社
451	28	ブラックバス釣りの基本		1999	地球丸
452	28	フライフィッシング用語辞典	初版	2005	カワノ・ブックス
453	28	英語図詳大辞典	第1版	1985	小学館
454	28	英和・和英機械用語図解辞典	第2版	1985	日刊工業新聞社
455	28	ルアーフィッシング入門		1998	地球丸
456	28	機械工学用語辞典	1版	2004	理工学社
457	28	最新スポーツ大辞典		1985	国書刊行会
458	28	学校体育用語辞典		1998	大修館書店
459	28	新服飾事典(田中千代)	新訂版版	1991	同文書院
460	28	釣り具博物誌		2008	書肆侃侃房
461	28	日本人形玩具辞典	新装普及版 初版	1997	東京堂出版
462	29	イタリア料理用語辞典		1992	白水社
463	29	チーズ図鑑		2001	文藝春秋
464	29	ハンディ版 総合食品事典	第6版新訂版	1995	同文書院
465	29	加工食品・冷凍食品(新食品事典9)		1999	真珠書院
466	29	果物・種実(新・食品事典6)		1991	真珠書院
467	29	菓子(新・食品事典10)		1991	真珠書院
468	29	改訂調理用語辞典	改訂版	1998	全国調理師養成施設協会

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
469	29	丸善食品総合辞典		1998	丸善
470	29	魚Ⅰ(新・食品事典3)		1991	真珠書院
471	29	魚Ⅱ(新・食品事典4)		1991	真珠書院
472	29	健康・栄養食品事典	2008改訂新版	2008	東洋医学舎
473	29	穀物・豆(新・食品事典1)		1994	真珠書院
474	29	食肉用語事典	新訂版	2000	食肉通信社
475	29	食品知識ミニブックスシリーズ チーズ入門	増補改訂版	1989	日本食糧新聞社
476	29	新フランス料理用語辞典		2009	白水社
477	29	新版 食材図典 生鮮食材編	初版	2003	小学館
478	29	酪農用語解説	新版	2008	デーリィ・ジャパン社
479	29	新編日本食品事典	第1版	2008	医歯薬出版
480	29	水・飲料(新・食品事典11)		1992	真珠書院
481	29	調味料(新・食品事典7)		1991	真珠書院
482	29	漬け物(新・食品事典8)		1991	真珠書院
483	29	肉・乳・卵(新食品事典2)		1999	真珠書院
484	29	日本料理語源集	新版	2004	旭屋出版
485	29	野菜・藻類(新・食品事典5)		1991	真珠書院
486	29	健康食品のすべて	第2版	2008	同文書院
487	29	料理材料大図鑑 Marche マルシェ		1995	講談社
488	29	料理用語(新・食品事典13)		1994	真珠書院
489	30	イタリア料理用語辞典		1992	白水社
490	30	パン・洋菓子事典	初版	1980	製菓実験社
491	30	ハンディ版 総合食品事典	第6版新訂版	1995	同文書院
492	30	化学大辞典	縮刷版	1989	東京化学同人
493	30	加工食品・冷凍食品(新食品事典9)		1999	真珠書院
494	30	菓子(新・食品事典10)		1991	真珠書院
495	30	改訂調理用語辞典	改訂版	1998	全国調理師養成施設協会
496	30	丸善食品総合辞典		1998	丸善
497	30	健康・栄養食品事典	2008改訂新版	2008	東洋医学舎
498	30	香りの総合事典	初版	1998	朝倉書店
499	30	香りの百科	初版	1989	朝倉書店
500	30	穀物・豆(新・食品事典1)		1994	真珠書院
501	30	最新香料の事典	初版	2000	朝倉書店
502	30	手打そばの技術 片倉康雄	第1版	1988	旭屋出版
503	30	食品知識ミニブックスシリーズ チーズ入門	増補改訂版	1989	日本食糧新聞社
504	30	新フランス料理用語辞典		2009	白水社
505	30	新版 食材図典 生鮮食材編	初版	2003	小学館
506	30	新和菓子大系(上・下)	六版	1972	製菓実験社
507	30	水・飲料(新・食品事典11)		1992	真珠書院
508	30	生化学辞典	第4版	2007	東京化学同人
509	30	調味料(新・食品事典7)		1991	真珠書院
510	30	肉・乳・卵(新食品事典2)		1999	真珠書院
511	30	洋菓子用語辞典 仏英独=和		1989	白水社
512	30	料理材料大図鑑 Marche マルシェ		1995	講談社
513	30	料理用語(新・食品事典13)		1994	真珠書院
514	31	食べられる野生植物大事典		2007	柏書房

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
515	31	野菜品種名鑑	2009年版	2009	日本種苗協会
516	31	果物・種実(新・食品事典6)		1991	真珠書院
517	31	花卉園芸ハンドブック	新編第7版	2000	養賢堂
518	31	改訂調理用語辞典	改訂版	1998	全国調理師養成施設協会
519	31	丸善食品総合辞典		1998	丸善
520	31	魚Ⅰ(新・食品事典3)		1991	真珠書院
521	31	魚Ⅱ(新・食品事典4)		1991	真珠書院
522	31	穀物・豆(新・食品事典1)		1994	真珠書院
523	31	飼料ハンドブック	第2版	2004	日本科学飼料協会
524	31	新版 食材図典 生鮮食材編	初版	2003	小学館
525	31	酪農用語解説	初版	2008	デーリィ・ジャパン社
526	31	畜産大事典	新編第1版	2004	養賢堂
527	31	調味料(新・食品事典7)		1991	真珠書院
528	31	食材クッキング事典—素材 de 料理	改訂新版	2001	学習研究社
529	31	野菜・藻類(新・食品事典5)		1991	真珠書院
530	31	新牧野日本植物図鑑		2008	北隆館
531	31	料理用語(新・食品事典13)		1994	真珠書院
532	32	健康食品のすべて	第2版	2008	同文書院
533	32	ハンディ版 総合食品事典	第6版新訂版	1995	同文書院
534	32	清涼飲料水入門		2007	全国清涼飲料工業会
535	32	改訂調理用語辞典	改訂版	1998	全国調理師養成施設協会
536	32	外資系企業総覧	2010年版	2010	東洋経済新聞社
537	32	丸善食品総合辞典		1998	丸善
538	32	健康・栄養食品事典	2008改訂新版	2008	東洋医学舎
539	32	酒(新・食品事典12)		1992	真珠書院
540	32	新版 食材図典 生鮮食材編	初版	2003	小学館
541	32	新版薬草・漢方薬	新版	1995	新星出版社
542	32	水・飲料(新・食品事典11)		1992	真珠書院
543	32	世界の名酒事典10-11年版	2010-2011版	2009	講談社
544	32	世界ビール大百科	初版	1997	大修館書店
545	32	肉・乳・卵(新食品事典2)		1999	真珠書院
546	32	野菜・藻類(新・食品事典5)		1991	真珠書院
547	32	薬草	初版	2010	山と溪谷社
548	32	料理用語(新・食品事典13)		1994	真珠書院
549	33	清涼飲料水入門		2007	全国清涼飲料工業会
550	33	果物・種実(新・食品事典6)		1991	真珠書院
551	33	改訂調理用語辞典	改訂版	1998	全国調理師養成施設協会
552	33	ワインの事典	新版	2010	柴田書店
553	33	外資系企業総覧	2010年版	1999	東洋経済新報社
554	33	丸善食品総合辞典		1998	丸善
555	33	酒(新・食品事典12)		1992	真珠書院
556	33	食材図典 生鮮食材編	新版	2003	小学館
557	33	新版薬草・漢方薬	新版	1995	新星出版社
558	33	世界の名酒事典10-11年版	2010-2011版	2009	講談社
559	33	中国の酒事典		1991	書物亀鶴社
560	33	日本の名酒事典	最新版	2005	講談社

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
561	33	薬草	初版	2010	山と溪谷社
562	33	料理用語(新・食品事典13)		1994	真珠書院
563	34	服飾図鑑	改訂版	2010	文化出版局
564	34	紙・不織布・フィルム 加工ガイド2010—市場と技術		2009	紙業タイムス社
565	34	たばこの事典		2009	たばこ総合研究センター
566	34	たばこに続く道—たばこ文化 人生		1992	有斐閣
567	34	CD-ROM版マグロー・ヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
568	34	英語図詳大辞典	第1版	1985	小学館
569	34	知っておきたい紙パの実際2010		2010	紙業タイムス社
570	34	JISハンドブック〈紙・パルプ 2010〉	2010年版	2010	日本規格協会
571	35	有斐閣経済辞典	第4版	2002	あり斐閣
572	35	マーケティング・コミュニケーション大辞典		2006	宣伝会議
573	35	会計用語辞典	第6版	2006	日本経済新聞社
574	35	外資系企業総覧	2010年版	1999	東洋経済新聞社
575	35	経営用語辞典	第5版	2006	日本経済新聞社
576	35	経済新語辞典	2008年版	2007	日本経済新聞社
577	35	広告用語辞典	第4版	2005	日本経済新聞社
578	35	商業用語事典		2006	商業界
579	35	小売業用語辞典	第9版	2007	HCI
580	35	日本スーパー名鑑2010<平成22年版>	平成22年版	2009	商業界
581	35	貿易用語辞典	改訂版	2006	白桃書房
582	35	基本流通用語辞典	改訂版	2007	白桃書房
583	36	バロンズ金融用語辞典	第7版	2009	日経BP社
584	36	有斐閣経済辞典	第4版	2002	有斐閣
585	36	英和 国際金融経済辞典	改訂新版	2005	研究社出版
586	36	金融ビジネス用語英和辞典 — 証券銀行保険		2005	IBCパブリッシング
587	36	金融証券用語辞典	五訂	1993	銀行研修社
588	36	国際金融用語辞典	第六版	2008	銀行研修社
589	36	資産運用実務用語辞典		1999	金融財政事情研究会
590	36	証券用語辞典	第五版	2010	銀行研修社
591	36	信託実務用語辞典		2002	金融財政事情研究会
592	36	不動産取引用語辞典	8訂版	2009	住宅新報社
593	36	英和・和英 金融・証券・保険用語辞典	第3版	2004	WAVE出版
594	37	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
595	37	英語図詳大辞典	第1版	1985	小学館
596	37	家政学事典	初版	2005	朝倉書店
597	37	機械工学辞典	初版	1988	朝倉書店
598	37	機械工学便覧α.基礎編 合本	新版	2007	日本機械学会
599	37	機械工学便覧β.デザイン編 合本		2008	日本機械学会
600	37	機械工学便覧γ.応用システム編 γ1		2005	日本機械学会
601	37	機械工学便覧γ.応用システム編 γ2		2007	日本機械学会
602	37	機械工学便覧γ.応用システム編 γ3		2005	日本機械学会
603	37	機械工学便覧γ.応用システム編 γ4		2006	日本機械学会
604	37	機械工学便覧γ.応用システム編 γ5		2005	日本機械学会
605	37	機械工学便覧γ.応用システム編 γ6		2006	日本機械学会

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
606	37	機械工学便覧γ.応用システム編 γ7		2008	日本機械学会
607	37	機械工学便覧γ.応用システム編 γ8		2005	日本機械学会
608	37	機械工学便覧γ.応用システム編 γ9		2008	日本機械学会
609	37	機械工学便覧γ.応用システム編 γ10		2008	日本機械学会
610	37	機械工学便覧γ.応用システム編 γ11		2007	日本機械学会
611	37	建築・土木5万語中辞典		1998	アルファベータ
612	37	建築現場実用語辞典	改訂版	2006	井上書院
613	37	建築施工単価	10-7夏	2010	経済調査会
614	37	建築大辞典	第2版普及版	1993	彰国社
615	37	土木用語大辞典	1版	1999	技報堂出版
616	38	岩波情報科学辞典		1990	岩波書店
617	38	情報技術用語大事典	第1版	2001	オーム社
618	38	通信ネットワーク用語事典	改定第5版	2007	秀和システム
619	38	電気電子用語事典	第1版	1991	オーム社
620	38	日経パソコン用語事典	2011年版	2010	日経BP社
621	39	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
622	39	和英・英和船舶用語辞典	改訂22版	2008	成山堂書店
623	40	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
624	40	印刷事典	第五版	2002	印刷朝陽会
625	40	家政学事典	初版	2005	朝倉書店
626	40	機械工学便覧α.基礎編 合本	新版	2007	日本機械学会
627	40	機械工学便覧β.デザイン編 合本		2008	日本機械学会
628	40	機械工学便覧γ.応用システム編 γ1		2005	日本機械学会
629	40	機械工学便覧γ.応用システム編 γ2		2007	日本機械学会
630	40	機械工学便覧γ.応用システム編 γ3		2005	日本機械学会
631	40	機械工学便覧γ.応用システム編 γ4		2006	日本機械学会
632	40	機械工学便覧γ.応用システム編 γ5		2005	日本機械学会
633	40	機械工学便覧γ.応用システム編 γ6		2006	日本機械学会
634	40	機械工学便覧γ.応用システム編 γ7		2008	日本機械学会
635	40	機械工学便覧γ.応用システム編 γ8		2005	日本機械学会
636	40	機械工学便覧γ.応用システム編 γ9		2008	日本機械学会
637	40	機械工学便覧γ.応用システム編 γ10		2008	日本機械学会
638	40	機械工学便覧γ.応用システム編 γ11		2007	日本機械学会
639	40	カラー写真技術事典		2000	写真工業出版社
640	40	新服飾事典(田中千代)	新訂版版	1991	同文書院
641	41	2010年受験用全国短大受験年鑑		2010	旺文社
642	41	実用コンピュータ用語辞典		1995	日刊工業新聞社
643	41	教育学用語辞典	第4版	2006	学文社
644	41	全国美術館ガイド		2006	美術出版社
645	41	タレント名簿録VOL.45('10~'11)	VOL.45	2010	連合通信社
646	41	なりたい自分発見! 専門学校・各種学校わくわくガイド<2010年版>		2009	梧桐書院
647	41	芸能界紳士録(芸能手帳)	2010年版	2010	連合通信社
648	41	資格取り方選び方全ガイド	2012年版	2010	高橋書店
649	41	最新スポーツ大辞典		1985	国書刊行会
650	41	学校体育用語辞典		1988	大修館書店
651	41	全国大学案内<2011年版>	2010年版	2009	梧桐書院
652	42	GMP・ICH医薬用語事典	第2版	2010	じほう
653	42	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
654	42	インテリアデザイン辞典	初版	1981	朝倉書店
655	42	ハンディ版 総合食品事典	第6版新訂版	1995	同文書院
656	42	コンピュータ&情報通信用語事典	第1版	2001	オーム社
657	42	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
658	42	医薬実務用語集	第16版	2007	薬事日報社
659	42	医療機器の一般的名称とクラス分類 CD-ROM付		2006	薬事日報社
660	42	英和コンピュータ用語大辞典	第3版	1996	日外アソシエーツ
661	42	化粧品事典		2003	丸善
662	42	岩波情報科学辞典		1990	岩波書店
663	42	健康・栄養食品事典	2008改訂新版	2008	東洋医学舎
664	42	建築大辞典	第2版普及版	1993	彰国社
665	42	エレクトロニクス用語辞典	増補改訂版	2006	電波新聞社
666	42	最新パソコン・IT用語事典	2010-11年版	2010	技術評論社
667	42	日本歯科医学会学術用語集		2008	医歯薬出版
668	42	日本の薬草(小学館のフィールド・ガイドシリーズ(16))		1995	小学館
669	42	漢方用語大辞典		1984	燎原
670	42	新服飾事典(田中千代)	新訂版版	1991	同文書院
671	42	日本食品大事典	第2版	2008	医歯薬出版
672	42	薬効・薬理別 医薬品事典	平成16年8月版	2004	じほう
673	42	畜産大事典	新編第1版	1989	養賢堂
674	42	電気電子用語事典	第1版	1991	オーム社
675	42	南山堂医学大辞典	19版	2006	南山堂
676	42	日経パソコン用語事典	2011年版	2010	日経BP社
677	42	日本化粧品原料集 2007		2007	薬事日報社
678	43	イタリア料理用語辞典		1992	白水社
679	43	インテリアデザイン辞典	初版	1981	朝倉書店
680	43	健康・栄養食品事典	2008改訂新版	1995	東洋医学舎
681	43	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
682	43	新・食品事典〈11〉水・飲料		1992	真珠書院
683	43	家具の事典	初版	1986	朝倉書店
684	43	改訂調理用語辞典	改訂版	1998	全国調理師養成施設協会
685	43	新フランス料理用語辞典		2009	白水社
686	43	食材図典 生鮮食材編	新版	2003	小学館
687	43	食材図典Ⅱ 加工食材篇		2001	小学館
688	43	食材図典Ⅲ 地産食材篇		2008	小学館
689	43	新・食品事典〈14〉料理器具		1999	真珠書院
690	43	検索CD-ROM付き 世界の名酒事典	2010-11年版	2009	講談社
691	43	菓子の事典		2000	朝倉書店
692	43	味覚辞典日本料理	新装普及版	2001	東京堂出版
693	44	BEAUTY DICTIONARY	3版	2002	女性モード社
694	44	GMP・ICH医薬用語事典	第2版	2010	じほう
695	44	エステティック用語辞典	第3版	2008	ザ・ビューレック社

## 調査対象文献リスト(1)

### 類別資料

通番	区分	類資料	版表示	発行年	出版元
696	44	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
697	44	医療機器の一般的名称とクラス分類 CD-ROM付		2006	薬事日報社
698	44	化粧品事典		2003	丸善
699	44	健康・栄養食品事典	2008改訂新版	2006	東洋医学舎
700	44	日本歯科医学会学術用語集		2008	医歯薬出版
701	44	日本の薬草(小学館のフィールド・ガイドシリーズ(16))		1995	小学館
702	44	漢方用語大辞典		1984	燎原
703	44	日本食品大事典	第2版	2008	医歯薬出版
704	44	薬効・薬理別 医薬品事典	平成16年8月版	2004	じほう
705	44	畜産大事典	新編	1996	養賢堂
706	44	南山堂医学大辞典	19版	2006	南山堂
707	44	野菜園芸ハンドブック	新編	2001	養賢堂
708	44	用土と肥料の選び方・使い方		2010	農山漁村文化協会
709	45	全国霊場大事典	初版	2000	六月書房
710	45	タレント名簿録VOL.45('10~'11)	VOL.45	2010	連合通信社
711	45	Senken FB 2010 ファッションブランドガイド		2010	織研新聞社
712	45	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
713	45	家政学事典	初版	2005	朝倉書店
714	45	岩波仏教辞典	二版	2002	岩波書店
715	45	芸能界紳士録(芸能手帳)	2010年版	2010	連合通信社
716	45	雑誌・新聞総かたろぐ	2010年版	2010	メディア・リサーチ・センター
717	45	新服飾事典(田中千代)	新訂版版	1991	同文書院
718	45	日本宗教事典	縮刷版	1994	弘文堂

## 調査対象文献リスト(2)

### 小売等役務資料

#### 小売共通資料

通番	図書名	版表示	発行年	出版元
1	広告用語辞典	第4版	2005	日本経済新聞社
2	貿易用語辞典	改訂版	2006	白桃書房
3	日本スーパー名鑑2011<平成23年版>	平成23年版	2011	商業界
4	小売業用語辞典	第9版	2007	日本ホームセンター研究所
5	マーケティング・コミュニケーション大辞典		2006	宣伝会議
6	商業用語事典		2006	商業界

#### 小売役務資料

通番	図書名	版表示	発行年	出版元
1	JIS工業用語大辞典	第5版	2001	日本規格協会
2	タバコの歴史		1998	大修館書店
3	インテリアコーディネーター早引きプロ用語辞典		2010	ハウジングエージェンシー
4	インテリア学辞典	第1版	1995	壁装材料協会/彰国社
5	科学技術35万語大辞典インタープレス版(和英編)	初版	2002	アルファベータ
6	ザ・カラー 色と配色の事典	初版	1993	河出書房新社
7	ゴルフ雑学事典		1999	毎日新聞社
8	パン・洋菓子事典	初版	1980	製菓実験社
9	DVD&ビデオソフト総カタログ 2006年版		2005	音楽出版社
10	Senken FB 2010 ファッションブランドガイド		2010	織研新聞社
11	CD-ROM版マグローヒル科学技術用語大辞典	改訂第3版	2001	日刊工業新聞社
12	医学英和大辞典	第12版	2005	南山堂
13	医学略語辞典	改訂第3版	1998	金芳堂
14	医薬実務用語集	第16版	2007	薬事日報社
15	医薬用語事典	第8版	2005	じほう
16	建築現場実用語辞典	改訂版	2006	井上書院
17	印刷事典	第五版	2002	印刷朝陽会
18	清涼飲料水入門		2007	全国清涼飲料工業会
19	英和プラスチック工業辞典	4版	1985	工業調査会
20	英和化粧品用語集	2版	2005	フレグランスジャーナル社
21	科学技術英和大辞典 第2版	第2版	2004	オーム社
22	改訂 調理用語辞典	改訂版	1998	全国調理師養成施設協会
23	丸善食品総合辞典		1998	丸善
24	機械用語大辞典(コンパクト版)		2000	日刊工業新聞社
25	健康・栄養食品事典	2004-2005 改訂新版	2004	東洋医学舎
26	建築大辞典	第2版普及版	1993	彰国社
27	工業材料大辞典	初版	1997	工業調査会
28	香りの総合事典	初版	1998	朝倉書店
29	初・中級者のためのパソコン・IT・ネット用語辞典基本+最新キーワード1100		2010	アスキー・メディアワークス
30	最新スポーツ大辞典		1985	国書刊行会
31	最新パソコンIT用語事典	2008-09年版 →'10-'11	2010	技術評論社
32	最新音楽用語事典	改訂新版 第9版	1998	リットーミュージック

## 調査対象文献リスト(2)

### 小売役務資料

通番	図書名	版表示	発行年	出版元
33	雑誌・新聞総かたろぐ	2008年版	2008	メディア・リサーチ・センター
34	JISハンドブック〈紙・パルプ 2010〉		2010	日本規格協会
35	通信ネットワーク用語事典	第5版	2007	秀和システム
36	新・田中千代服飾事典	第一版新訂	1998	同文書院
37	新靴の商品知識	改訂20版	2007	エフ ワークス
38	新歯学大事典(ポケット版)		1985	永末書店
39	新修体育大辞典	4版	1979	不昧堂出版
40	これだけは知っておきたい新素材・新材料のすべて	第5版	2006	日刊工業新聞社
41	新訂 標準音楽辞典 上・下	新訂第1版	2008	音楽之友社
42	新版 食材図典 生鮮食材編	新版	2003	小学館
43	日英中自動車用語辞典	第2版	2007	自動車技術会
44	プロが選んだ調理道具		1995	平凡社
45	世界の一流品大図鑑2007年版→'10~'11年版		2010	講談社
46	世界の名酒事典〈2010-11年版〉		2009	講談社
47	石油辞典	第2版	2005	丸善
48	塗料用語辞典	1版	1993	技報堂出版
49	土木用語大辞典	1版	1999	技報堂出版
50	セラミックス用語辞典		1997	日刊工業新聞社
51	日本美術作品レファレンス事典 第II期 陶磁器・工芸篇		2009	日外アソシエーツ
52	日本の名酒事典	最新版	2005	講談社
53	日本人形玩具辞典 新装普及版	初版	1997	東京堂出版
54	標準化学用語辞典	第2版	2005	丸善
55	包装実務ハンドブック		2001	日刊工業新聞社

商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)																	
出願番号(庁内整理番号)										本願商標							
—																	
担当審査室																	
指定区分																	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10								
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20								
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30								
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40								
41	42	43	44	45													

調査結果一覧

調査対象文字		調査文献名・ページ数 等				掲載状況		
(1)						共①	同一	酷似
						共②	同一	酷似
						類別	同一	酷似
(2)						共①	同一	酷似
						共②	同一	酷似
						類別	同一	酷似
(3)						共①	同一	酷似
						共②	同一	酷似
						類別	同一	酷似
(4)						共①	同一	酷似
						共②	同一	酷似
						類別	同一	酷似
全訳の対象文字		全 訳						
作成日	年	月	日	管理者	印	続葉 有・無		

## 商標審査前サーチレポートマニュアル

## 【はじめに】

商標審査前サーチレポート（商標の文字部に関する識別力等調査）作成事業を、請負先において効率的かつ効果的に行うために、以下について基本となるルールを定める。

- I. 調査対象案件を選定するための基準
- II. 調査対象案件の商標について調査対象文字を選定するための基準
- III. 調査で用いる調査文献等を選定するための基準

請負先は、本マニュアルに基づいて、調査結果一式を作成することとなる。

なお、本マニュアルに該当しない事案については、庁担当者へ相談し、庁の指示に従うこと。

## I. 調査対象案件を選定するための基準

### 【商標登録出願】

1. 特許庁から発注する商標登録出願のうち、文字のみからなる商標又は構成中に文字を含む商標の中から、識別力等の調査が必要な案件を本基準に従って選定する。

2. 年間の調査対象予定件数を考慮しつつ、必要性を考慮し、調査対象案件の選定を行う。

3. 出願された商標が、以下の項目に該当する場合は調査対象案件から除くこととする。

(1) 図形のみからなる商標（文字を含まない商標）

(2) 防護標章登録出願に係る商標

(3) 地域団体商標出願に係る商標

(4) 極めて簡単な商標で明らかに調査の必要がないと認められる商標

①アルファベット1文字又は2文字のみからなる商標

(例1) 商標「Z」

(例2) 商標「A a」

②数字のみからなる商標

(例1) 商標「4 5」

(例2) 商標「5 5 5」

③アルファベット1文字又は2文字と数字の組み合わせからなる商標

(例1) 商標「F 5」

(例2) 商標「WA-7」

④広く知られた地名のみからなる商標

(例1) 商標「銀座」

(例2) 商標「サンフランシスコ」

⑤ありふれた氏のみからなる商標

(例1) 商標「佐藤」

(例2) 商標「フジワラ」

- (5) 誰もが知っている単純な既成語よりなる商標で指定商品（役務）との関係において明らかに調査の必要がないと認められる商標
  - (例1) 明らかに指定商品（役務）そのものを表示している文字のみからなる商標（例：指定商品「菓子」・商標「菓子」）
  - (例2) 単純な形容詞で明らかに指定商品（役務）の品質を表す商標又はその形容詞と商品（役務）名との組み合わせからなる商標（例：指定商品「菓子」・商標「おいしい」又は商標「おいしい菓子」）
  - (例3) 日常語であり、指定商品（役務）に関係なく、明らかに調査の必要がないと認められる商標（例：商標「こんにちは」「ありがとう」等）
- (6) 複数の案件において、指定商品（役務）及び商標の構成文字が同一であり、図形の有無、書体の違い等において相違するだけで、調査結果の重複が想定される場合（いずれか一つの案件を調査対象案件として選定すれば足りる場合。）
- (7) その他、調査になじまないと認められる商標  
判断に迷った場合は、商標課担当者に問い合わせ、指示に従うこと。

#### 【国際商標登録出願】

1. 国際商標登録出願（指定国官庁）については、原則として全件を調査対象案件とするが、以下の項目に該当する案件は調査対象案件から除くこととする。

- (1) 図形のみからなる商標（文字を含まない商標）
- (2) 地域団体商標出願に係る商標
- (3) 極めて簡単な商標で明らかに調査の必要がないと認められる商標
  - ①アルファベット1文字又は2文字のみからなる商標
    - (例1) 商標「Z」
    - (例2) 商標「A a」
  - ②数字のみからなる商標
    - (例1) 商標「4 5」
    - (例2) 商標「5 5 5」
  - ③アルファベット1文字又は2文字と数字の組み合わせからなる商標
    - (例1) 商標「F 5」
    - (例2) 商標「WA-7」
- (4) 明らかに指定商品（役務）そのものを表示している文字のみからなる商標（例：指定商品 第16類「books」・商標「Books」）

(5) 複数の案件において、指定商品（役務）及び商標の構成文字が同一であり、図形の有無、書体の違い等において相違するだけで、調査結果の重複が想定される場合（いずれか一つの案件を調査対象案件として選定すれば足りる場合。）

## Ⅱ. 調査対象案件の商標について調査対象文字を選定するための基準

1. I. で調査対象に選定された商標登録出願及び国際商標登録出願の商標について、その構成・態様及び指定商品（役務）との関係から、調査対象文字を選定して調査を行う。

2. 平易な文字についての調査に関する過度の調査結果一式や、調査対象文字の選定方法の誤りによる調査不足・遺漏等は、審査に与える影響が大きく、調査結果一式の品質を下げるものであるから、望ましくない。

3. 調査対象文字の選定は、以下の基準に従うこととする。

(1) 全ての調査対象案件の商標について、商標構成中の文字部分が一連で表示されている場合は、該文字を必ず調査対象文字として選定する。

(2) 構成中の文字部分が、独立した成語あるいは単語によって構成されると認識される場合には、独立した成語あるいは単語ごとに分断して、それぞれを調査対象文字として選定する。

(例1) 商標「鶴亀 万寿」

【選定例】「鶴亀」「万寿」

(例2) 商標「パインタイガー」

【選定例】「パイン」「タイガー」

(3) 複数の段・行で構成されている商標は、それぞれの段又は行の文字毎に調査対象文字として選定する。

(例1) 商標「 あいうえお

カキクケコ 」

【選定例】「あいうえお」「カキクケコ」

(例2) 商標「 銀 河

紀 行 」

【選定例】「銀河」「紀行」

(4) 縦書き、横書き、斜書き等が混在して表されている商標は、書き方・書体等に則して分断し、それぞれの文字を調査対象文字として選定する。

(例1) 商標「 U L T A R A

C

E

」

【選定例】「U L T A R A」「A C E」

(例2) 商標「 トレイン  
ラ  
ベ  
ル 」

\* (「ト」の文字が重なって表示されている場合)

【選定例】「トレイン」「トラベル」「レイン」「ラベル」

(5) 構成中に「スペース」「ハイフン (-)」「カンマ (,)」等の記号を有する商標は、それらの記号の位置で分断し、それぞれの文字を調査対象文字として選定する。

(例1) 商標「B I G B A B Y」

【選定例】「B I G」「B A B Y」

(例2) 商標「A B C - D E F」

【選定例】「A B C」「D E F」

(6) 複数の文字部分が著しく離れた構成よりなる商標は、離れたそれぞれの文字を調査対象文字として選定する。

(例1) 商標「ポケット ハイキング」

【選定例】「ポケット」「ハイキング」

(例2) 商標「 天使

(図形)

ハート 」

【選定例】「天使」「ハート」

(7) 文字の大きさ、文字の種類、書体又は色彩が異なる文字からなる商標は、それらの相違により文字部分を分断し、それぞれの文字を調査対象文字として選定する。

(例1) 商標「S P E E D r a c e」

【選定例】「S P E E D」「r a c e」

(例2) 商標「スプリング フラワー」

【選定例】「スプリング」「フラワー」

(8) 欧文字と仮名文字が併記されている商標は、それぞれを調査対象文字として選定する。なお、仮名文字が欧文字の読みを特定していると思われる場合も同様とする。

(例1) 商標「 ステファニー

S T E F A N Y 」

【選定例】「ステファニー」「S T E F A N Y」

(例2) 商標「 ヴェルサイユ

V e r s a i l l e s 」

【選定例】「ヴェルサイユ」「V e r s a i l l e s 」

(9) 明らかに「日本の地名・地域名」と思われる文字(例：日本，本州，四国，秋田県，著名な観光地名等)を含む商標は、原則として、その地名等を表す文字を独立して調査対象文字とはしないが、その地名等を除いた文字部分を調査対象文字とする。

(例1) 商標「京都 弥生」

【選定例】「弥生」

(例2) 商標「琵琶湖ハイキング」

【選定例】「ハイキング」

(11) 「外国の地名」と思われる文字を含む商標は、その外国の地名及びその地名を除いた文字部分をも調査対象文字として選定する。

(例1) 商標「カリフォルニア ドリーム」

【選定例】「カリフォルニア」「ドリーム」

(例2) 商標「K ö l n ゲルマン」

【選定例】「K ö l n」「ゲルマン」

(12) 商号及び業種名等の一部として普通に用いられる文字、例えば「商店」「商会」「屋」「家」「社」「堂」「舎」「洋行」「協会」「研究所」「製作所」「会」「研究会」「合名会社」「合資会社」「有限会社」「株式会社」「K.」「Co.」「Co., L t d」「L t d.」等は、これらを独立して調査対象文字とはしないが、上記文字を除いた文字部分は調査対象文字として選定する。

(例1) 商標「株式会社 オーガスト」

【選定例】「オーガスト」

(例2) 商標「SHIMANO L t d.」

【選定例】「SHIMANO」

(13) 「The」「La」「in」「for」「and」等の外国語の定冠詞、前置詞、接続詞等と思われる文字及びその表音を含む商標は、原則としてそれらを独立して調査対象文字とはしないが、それらの語を除いた文字部分は調査対象文字として選定する。

(例1) 商標「The English」

【選定例】「English」

(例2) 商標「ラ プチ

L a P E T I T 」

【選定例】「プチ」「P E T I T 」

- (14) 指定商品（役務）の普通名称又は指定商品（役務）について慣用されている文字を含む商標は、普通名称の文字部分又は慣用されている文字部分を除いた文字部分を調査対象文字として選定する。
- （例1）指定商品「チョコレート」・商標「アイアン チョコレート」  
【選定例】「アイアン」
- （例2）指定商品「清酒」・商標「橘正宗」  
【選定例】「橘」
- \* 商標構成中「正宗」の文字は「清酒」を意味する慣用標章である。
- (15) 「〇〇&△△」「〇〇の△△」「〇〇or△△」等は、原則として全体一連のみを調査対象文字として選定する。ただし、「〇〇」「△△」の部分が、造語あるいはあまり知られていない外国文字よりなる場合は、その文字部分も調査対象文字として選定する。
- （例1）商標「Sky or Sea」  
【選定例】「Sky or Sea」
- （例2）商標「Glanz & Gipfel」  
【選定例】「Glanz & Gipfel」「Glanz」「Gipfel」
- (16) 「〇〇〇グループ」「〇〇〇クラブ」等の構成からなる商標は、原則として全体として1つの名称を表すものとして、調査対象文字として選定する。ただし、「〇〇〇」の部分が、造語あるいはあまり知られていない外国文字よりなる時は、その文字部分も調査対象文字として選定する。
- （例1）商標「スプリンググループ」  
【選定例】「スプリンググループ」
- （例2）商標「Licht Club」  
【選定例】「Licht Club」「Licht」
- (17) 愛称等に付される「君」「ちゃん」「さん」等の文字を含む構成よりなる商標は、原則としてその部分を除いた文字部分を調査対象文字として選定する。
- （例1）商標「マドプロ君」  
【選定例】「マドプロ」
- （例2）商標「さっちゃん」  
【選定例】「さっちゃん」
- \* 「さっ」の文字を調査対象文字として選定しない。
- (18) アルファベット1文字や数字のみは、原則として調査対象文字として選定しない。

- (例1) 商標「A」  
**【選定例】** → 選定しない。
- (例2) 商標「シックス」  
**【選定例】**「シックス」
- \* 「シックス」の文字が数字「6」の表音「シックス」だけではなく、人名「Siks」や「sixth」の可能性もあるため。
- (19) 明らかに色彩表示と思われる文字（例：黒，シロ，Red，イエロー，等）は、これのみを独立して調査対象文字とはしないが、それらの語を除いた文字は調査対象文字として選定する。特に、色彩が重要な要素となる商品（化粧品、被服等）を指定商品とする商標は、色彩表示を除いた文字を調査対象文字として選定すること。
- (例1) 指定商品「被服」・商標「イエローポエム」  
**【選定例】**「ポエム」
- (例2) 指定商品「化粧品」・商標「レッドカード」  
**【選定例】**「カード」
- (20) 誰もが知っている日常語であり、指定商品（役務）との特別な関係がないと認められる文字は、独立して調査対象文字として選定しない。
- (例1) 商標「ありがとう」  
**【選定例】** → 選定しない。
- (例2) 商標「こんにちは シャンゼリゼ」  
**【選定例】**「シャンゼリゼ」
- (21) 指定商品（役務）との関係において、明らかに品質、原材料等を表す文字又は役務の提供の場所、質等を表す文字を含む商標は、原則としてその部分を独立して調査対象文字とはしないが、それらの文字を除いた文字部分は調査対象文字として選定する。
- (例1) 指定商品「被服」・商標「WOOL SPEED」  
**【選定例】**「SPEED」
- (例2) 指定役務「飲食物の提供」・商標「高級料理 マドプロ」  
**【選定例】**「マドプロ」
- (22) 文字商標が複数の成語から構成されていると認められる場合は、それぞれの成語も独立して調査対象文字として選定する。
- (例1) 商標「サマーハイキング」  
**【選定例】**「サマーハイキング」「サマー」「ハイキング」
- (例2) 商標「商標サーチレポート」  
**【選定例】**「商標サーチレポート」「商標」「サーチ」「レポート」

- (23) 商標構成中の一部に成語が含まれていると認められる場合は、その成語及びそれを除いた文字部分も調査対象文字として選定する。
- (例1) 指定商品「日本酒」・商標「純米大吟醸 マドプロ」  
【選定例】「純米大吟醸 マドプロ」「純米大吟醸」「マドプロ」
- (例2) 指定商品「日本酒」・商標「特別仕込 マドプロ 地酒」  
【選定例】「特別仕込 マドプロ 地酒」「特別仕込」「マドプロ」「地酒」
- (24) 商標の付記的部分であって明らかに商品の識別標識として機能しない文字は、調査対象文字として選定しない。
- (例1) 指定商品「薬剤」・商標「内容量 100mg」  
【選定例】 → 選定しない。
- (例2) 指定商品「薬剤」・商標「本商品は子供の手が届かない場所で保管してください」  
【選定例】 → 選定しない。
- (25) 広く一般に知られている著名な商標を含む商標は、その著名な商標及びそれを除いた文字部分それぞれを調査対象文字として選定する。
- (例1) 商標「(\*\*著名商標\*\*) ABC」  
【選定例】「(\*\*著名商標\*\*)」「ABC」
- (例2) 商標「XYZ (\*\*著名商標\*\*) ABC」  
【選定例】「XYZ」「(\*\*著名商標\*\*)」「ABC」

### Ⅲ. 調査で用いる調査文献等を選定するための基準

1. Ⅱ. で抽出した各調査対象文字について、「調査対象文献リスト」に掲載の資料から真に有効と思われるものを選び、調査を行う。

2. 「調査対象文献リスト」に掲載する資料は、以下のとおり。

- (1) 「共通資料 1」
- (2) 「共通資料 2」
- (3) 「類別資料」
- (4) 「小売等役務資料」(小売共通図書及び小売分野別図書)

(1) 「共通資料 1」

原則全ての調査対象文字について調査する資料である。当該資料は、庁から請負先に貸与する。

(2) 「共通資料 2」

全ての調査対象文字について調査すべき一般的辞書、事典等である。どの資料を調査資料とするかは、原則、調査対象文字の構成・態様によるところ、以下の基準にしたがって調査資料を選定する。

ただし、「外国地名レファレンス事典」は、調査対象文字の構成・態様に関わらず、調査対象文字がアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、それ以外の文字で表記されている場合は調査対象文字から生じる読み仮名で調査すること。

① 調査対象文字が日本語以外の言語である場合、どの国の言語であるかを判断し、その言語に応じた調査資料を選定する。(例：英語であれば英和辞典、仏語であれば仏和辞典、スペイン語であれば西和辞典) なお、どの言語であるかを判断するにあたっては、出願人の国籍も参考とする。

② 調査対象文字が平仮名又は片仮名であり、外国語の表音を表していると思われる場合は、日本語に応じた資料のほか、「コンサイスカタカナ語辞典」も調査資料として選定する。加えて、該表音から外国語の綴りを導きだし、その推測される言語に応じた調査資料を選定する。

③ 調査対象文字が漢字である場合は、日本語に応じた資料のほか、中国語に応じた資料も調査資料として選定する。

④ 繊維の産業分野に関する出願は、ファッション関連の商品が多く、ヨーロッパの影響も受けやすい点を考慮して、調査対象文字のうち明らかな造語である場合を除いて、原則として「現代スペイン語辞典」「新伊和辞典」も調査資料として選定する。

⑤ その他、商標の構成及び指定商品（役務）との関係を基に、必要に応じて当該リストの中から審査に有効と思われる資料を調査資料として選定する。

### （３）「類別資料」

調査対象案件の区分及び指定商品（役務）に応じて調査すべき専門的図書である。調査資料とするか否かは調査対象文字の構成・態様及び指定商品（役務）によるところ、以下の基準にしたがって調査資料を選定する。

商標の構成及び指定商品（役務）との関係を基に、指定商品（役務）の区分に応じた「類別資料」の中から、審査に有効と思われる資料を調査資料として選定する。（例：指定商品が「菓子」であれば、「類別資料」の中から「菓子」と関連の深い図書を選定する。）

### （４）「小売等役務資料」（「小売共通図書」及び「小売分野別図書」）

第 3 5 類「〇〇の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（以下「小売等役務」という。）を指定役務とする案件については、「類別資料」中の第 3 5 類に関する資料の調査とは別に、「小売等役務資料」から、次の基準に従って調査資料を選定する。

#### a. 「小売共通図書」

原則として、小売等役務を指定役務に含む案件について、全件、調査資料とする。

#### b. 「小売分野別図書」

上記 a. の資料に加え、小売等役務を指定役務に含む案件については、その取り扱う商品分野の商品を網羅する代表的な図書を調査資料とする。

同じく、「衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を指定した案件は、上記 a.に加え、当該出願に係る商標の構成を考慮して、審査上有効と思われる図書を選定する。

**納入案件番号一覧リスト  
(商標の文字部に関する識別力等調査)**

	出願番号	区分 種別	担当 審査室	発注日	サーチポ-ト 作成日	納入日
1	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
2	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
3	2013-*****	多	〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
4	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
5	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
6	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
7	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
8	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
9	2013-*****	多	〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
10	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
11	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
12	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
13	2013-*****	多	〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
14	2013-*****	多	〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
15	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
16	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
17	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
18	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
19	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
20	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
21	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
22	2013-*****	多	〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
23	2013-*****	多	〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
24	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
25	2013-*****		〇〇	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
26	2013-*****		△△	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
27	2013-*****		△△	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
28	2013-*****		△△	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
29	2013-*****		△△	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
30	2013-*****	多	△△	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
31	2013-*****	多	△△	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
32	2013-*****		△△	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
33	2013-*****	多	△△	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
34	2013-*****	多	△△	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
35	2013-*****	多	△△	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
36	2013-*****	多	◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
37	2013-*****		◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
38	2013-*****		◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
39	2013-*****		◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
40	2013-*****	多	◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
41	2013-*****		◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
42	2013-*****		◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
43	2013-*****		◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
44	2013-*****	多	◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
45	2013-*****		◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
46	2013-*****		◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
47	2013-*****		◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
48	2013-*****		◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
49	2013-*****	多	◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
50	2013-*****	多	◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
51	2013-*****	多	◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**
52	2013-*****		◆◆	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**

**調査結果一式管理簿**  
**(商標の文字部に関する識別力等調査)**

	出願番号	担当 審査室	区分 種別	発注日	作成日	納入日	管理者名	調査者名
1	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
2	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
3	2013-*****	○○	多	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
4	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
5	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
6	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
7	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
8	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
9	2013-*****	○○	多	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
10	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
11	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
12	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
13	2013-*****	○○	多	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
14	2013-*****	○○	多	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
15	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
16	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
17	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
18	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
19	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
20	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
21	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
22	2013-*****	○○	多	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
23	2013-*****	○○	多	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
24	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
25	2013-*****	○○		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
26	2013-*****	△△		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
27	2013-*****	△△		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
28	2013-*****	△△		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
29	2013-*****	△△		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
30	2013-*****	△△		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
31	2013-*****	△△	多	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
32	2013-*****	△△	多	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
33	2013-*****	△△		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
34	2013-*****	△△		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
35	2013-*****	△△		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
36	2013-*****	◆◆		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
37	2013-*****	◆◆	多	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
38	2013-*****	◆◆	多	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
39	2013-*****	◆◆	多	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
40	2013-*****	◆◆	多	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
41	2013-*****	◆◆	多	2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
42	2013-*****	◆◆		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
43	2013-*****	◆◆		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
44	2013-*****	◆◆		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
45	2013-*****	◆◆		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
46	2013-*****	◆◆		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
47	2013-*****	◆◆		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
48	2013-*****	◆◆		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
49	2013-*****	◆◆		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
50	2013-*****	◆◆		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****
51	2013-*****	◆◆		2013.**.**	2013.**.**	2013.**.**	****	****

商標審査前サーチレポート  
(商標の文字部に関する識別力等調査)作成事業  
応札資料作成要領

特許庁

## 目 次

第 1 章	特許庁が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料.....	2
第 2 章	評価項目一覧に係る内容の作成要領.....	3
2.1	評価項目一覧の構成.....	3
2.2	遵守確認事項.....	3
2.3	提案要求事項.....	4
第 3 章	提案書に係る内容の作成要領及び説明.....	5
3.1	提案書の構成及び記載事項.....	5
3.2	提案書様式.....	6
3.3	応札者による資料の提案書の説明(プレゼンテーション).....	6
3.4	留意事項.....	6
第 4 章	提案書雛形.....	7
4.1	提案書雛形を利用するに当たっての留意事項.....	7
4.2	提案書雛形の見方.....	7
第 5 章	別紙.....	8
5.1	(別紙①)提案書雛形.....	8
5.2	(別紙②)質問状.....	8
5.3	(別紙③-1)テスト調査 (別紙③-2)テスト調査用サンプル	

本書は、商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)作成事業の調達に係る応札資料(評価項目一覧及び提案書)の作成要領を取りまとめたものである。

## 第1章 特許庁が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

特許庁は応札者に以下の表 1 に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表 2 に示す資料を作成し、特許庁へ提出する。

[表 1 特許庁が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
①実施要項	商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)作成事業の詳細内容等を記述(作業内容等)。
②応札資料作成要領	評価項目一覧及び提案書に応札者が記載すべき項目の概要や、提案書の雛形等を記述。
③評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④評価手順書	特許庁が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表 2 応札者が特許庁に提出する資料]

資料名称	資料内容
①評価項目一覧 の遵守確認欄及び提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	実施要項に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、遵守確認欄に○×を記入し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号(別紙を有する場合は該当箇所を明示すること)を記入したもの。
②提案書	<p>実施要項に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業の目的</li> <li>■ 作業工程及び作業スケジュール (作業工程、作業スケジュール、進捗管理、発注件数への対応)</li> <li>■ 調査業務の実施方法 (調査対象文献の範囲、調査手順及び調査方法、調査結果のまとめ、調査結果一覧の態様、校閲、早期審査への対応、品質管理手法、納入後における対応、テスト調査)</li> <li>■ システム等基盤整備 (システム環境、調査資料の整備)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業者の体制 (人的環境の整備、実施体制、商標関連の調査実績)</li> <li>■ 著作権の扱い (著作権の扱い)</li> <li>■ 経営基盤・管理体制 (事業遂行のための経営基盤・管理体制)</li> <li>■ その他独自提案要素 (作業効率・品質の向上のための独自提案)</li> </ul>
--	---

## 第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

### 2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表 3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目 一覧にお ける項番	事項	概要説明
0	遵守確認事項	商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)作成事業を行う上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。 例: 作業の実施、納入物等
1~8	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求事項の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。 例: 事業の目的、作業工程及び作業スケジュール、調査業務の実施方法等

### 2.2 遵守確認事項

評価項目一覧中の遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧(遵守確認事項)」における「遵守確認」欄に必要事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、表 4 及び表 5 を参照すること。

[表 4 遵守確認事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～ 中項目	遵守確認事項の分類	特許庁
内容説明	遵守すべき事項の内容	特許庁
遵守確認	応札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合(実現・遵守の範囲・レベル等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む)には×を記載する。	応札者

[表 5 遵守確認事項の一覧表のサンプル]

大項目	中項目	内容	遵守 確認
0. 遵守確認事項			
	1. 作業の実施	要求される調査を実施すること(実施要項2.(5)を参照)	
	2. 納入物	要求される納入物を納入すること(実施要項2.(9)を参照)	
	3. 守秘義務	要求される守秘義務を行うこと(実施要項8.(3)を参照)	
	4. 著作権	納入物の著作権は納入物を提示した時点をもって発注者に帰属し、受注者は著作権者人格権の行使を行わないこと(実施要項8.(4)④を参照)	
	5. 貸与物の使用	貸与物を本業務以外に用いないこと(実施要項2.(4)⑤を参照)	

## 2.3 提案要求事項

評価項目一覧(提案要求事項)における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧(提案要求事項)」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表 6 及び表 7 を参照すること。

[表 6 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～ 中項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)。	特許庁
提案要求内容	応札者に提案を要求する内容	特許庁
評価区分	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。	特許庁

	各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	
得点配分	各項目に対する最大加点	特許庁
雛形頁番号	(別紙①)提案書雛形*における雛形の頁	特許庁
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

\*: 応札者が提案書を作成する際に、参考とすることが可能な提案書の雛型。提案要求事項毎の記述内容、評価の観点等が記載されている。詳細は本応札資料作成要領第4章を参照のこと。

[表7 提案要求事項の一覧表のサンプル]

大項目	中項目	提案要求内容	得点配分		内部用評価基準	雛形頁番号	提案書頁番号
			基礎点	加点			
1. 事業の目的							
	1.1. 事業の目的	・本事業の目的及び意義について記載すること。	2	-	・本事業の目的について記載されているか。	1	
			-	10	・本事業の目的及び意義について、商標法及び商標行政の観点から例を示しながら具体的に記載されており、その内容が妥当なものであるか。		
2. 作業工程及び作業スケジュール							
	2.1. 作業工程	・作業工程全体の流れ及び見積りについて記載すること。	3	-	・作業工程全体の流れ及び見積りが具体的に提案されているか。	2	
			-	5	・書は情報の取り込みのシステム化等、業務を効率的に行うための工夫が提案されており、それが効果的なものであるか。		
		・作業工程ごとの作業量、作業件数等について記載すること。	5	-	・作業工程ごとの作業量、作業件数(概算)、所要日数等について詳細に提案されているか。		

## 第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

### 3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの、及び求められる提案要求事項の概要を示す(表8)。提案書は、表8の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、別添「評価項目一覧」を参照すること。また、各提案要求事項及び補足資料の記述内容については、同じく別添「評価項目一覧」で指定されている別紙「提案書雛型」を参照すること。

[表8 提案書目次]

提案書目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明
1	事業の目的	本事業目的及び意義
2	作業工程及び作業スケジュール	作業工程、作業スケジュール、進捗管理、発注件数への対応
3	調査業務の実施方法	調査対象文献の範囲、調査手順及び調査方法、調査結

		果のまとめ、調査結果一覧の態様、校閲、早期審査への対応、品質管理手法等
4	システム等基盤整備	システム環境、調査資料の整備
5	事業者の体制	人的環境の整備、実施体制、商標関連の調査実績
6	著作権の扱い	著作権についての扱い
7	経営基盤・管理体制	事業遂行のための経営基盤・管理体制
8	その他の独自提案	作業効率・品質向上のための独自提案

### 3.2 提案書様式

- ① 提案書は第4章「提案書雛形」に提示する項目及び様式等を参考にして記述する。
- ② 提案書及び評価項目一覧は A4 判カラーにて、全7部印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則として A3 判にて提案書の中に折り込む。
- ③ 提案書の提出は、上記紙資料を7部提出するとともに、電子媒体でも提出する。提案書7部のうち、1部については会社名等の記載を行い、残りの6部については会社名等の記載を行わないこと。電子媒体のファイル形式は、原則として、一太郎、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel 又は PDF 形式とする(これに拠りがたい場合は、特許庁まで申し出ること)。

### 3.3 応札者による提案書の説明(プレゼンテーション)

- ① 特許庁は、必要に応じて応札者に説明(プレゼンテーション)を求めることがある。
- ② 当該説明にあたっては、特許庁内会議室にてプレゼンテーションを行うこととし、原則として管理者が行い、出席者は3名以内とする。
- ③ 当該プレゼンテーションの日時・場所等については、入札締切(提案書受領期限)後に特許庁と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、発表時間20分、質疑応答20分、準備時間5分とする。プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間をふまえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫すること。
- ④ プレゼンテーションに際しては、PC、プロジェクターは使用せず、紙で行うこと。

### 3.4 留意事項

- ① 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする)。
- ② 特許庁から連絡が取れるよう、提案書には連絡先(電話番号、FAX 番号、及びメールアドレス)を明記する。

- ③ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙②の質問状に必要事項を記載の上、別途提示する期限までに電子メールにて特許庁商標課企画調査班に提出すること。
- ・ 提出先アドレス:PA1400@jpo.go.jp  
(メールの件名は、「応札資料(識別力等)に関する質問」とすること。)
- ④ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと特許庁が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。
- ⑤ 受理した提案書は、評価結果にかかわらず、返却しない。

## 第4章 提案書雛形

### 4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項

提案書雛形では、提案書に含めるべき記述内容と記述例および基礎点と加点の評価観点を提示している。応札者は、提案書雛形を参考として提案書を作成することができるが、以下に留意する必要がある。

- 応札者は、最低限、提案書雛形に提示された項目(詳細は、4.2 提案書雛形の見方を参照)を提案書に含めなければならない。
- 具体的な表記方法に関しては、応札者が必要と判断した場合は、当雛形への遵守を求めるものではない。

なお、提案書の各提案要求事項に対し、どの提案書雛形を参考にするかは別添「評価項目一覧」にて、提示する。

### 4.2 提案書雛形の見方

提案書雛形(第5章を参照)は、別添「評価項目一覧」の提案要求事項毎に作成されている。各提案要求事項と対応する提案書雛形は、「評価項目一覧」の雛型頁番号の列に対応づけられている。

また、提案書雛形の各ページは、提案書に求められる記述内容、記載項目、記述例、基礎点評価の観点・加点評価の観点より構成されている(図1を参照)。

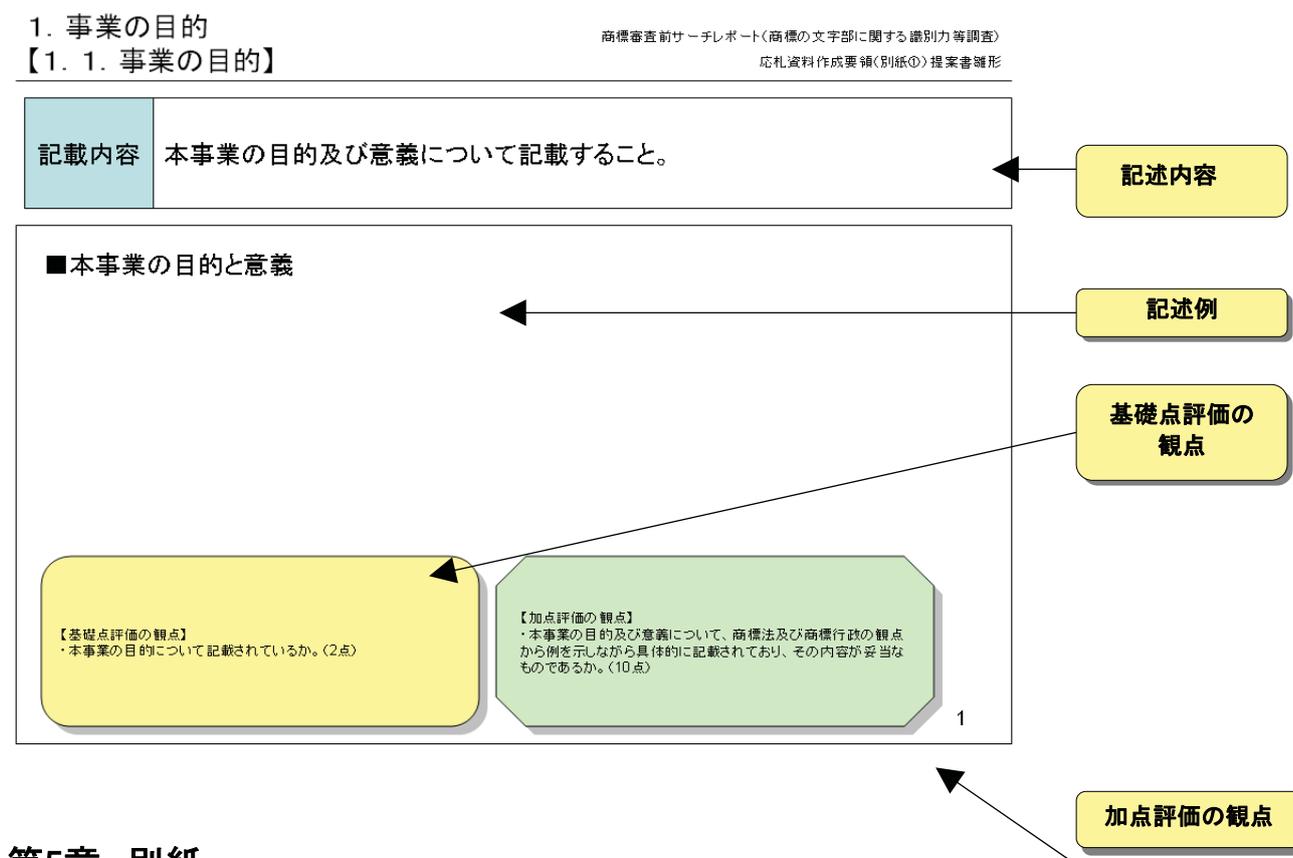
各構成要素の説明は以下のとおり。

- 記述内容:該当する要求提案事項について、応札者が提案書に記述すべき内容を説明している。
- 記述例:提案を記述する際の表記例。あくまで例であるため、応札者が必要と判断した場合は、当雛形への遵守を求めるものではない。

- 基礎点評価の観点:基礎点獲得のために必要な記述内容を示す。本欄の記載事項を満たせば、基礎点が付与される。
- 加点評価の観点:加点評価を行う際の、評価観点を示す。採点者はこの観点に従って評価を行い、その結果に応じて加点を付与する。

なお、応札者は提案の際、より具体的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提出することが可能である。

[図 1 提案書雛形のページ構成]



## 第5章 別紙

### 5.1 (別紙①)提案書雛形

### 5.2 (別紙②)質問状

### 5.3 (別紙③-1)テスト調査

#### (別紙③-2)テスト調査用サンプル

※(別紙③-2)テスト調査用サンプルについては入札説明会において配付します。

# 1. 事業の目的

## 【1.1. 事業の目的】

記載内容	本事業の目的及び意義について記載すること。
------	-----------------------

### ■ 本事業の目的と意義

【基礎点評価の観点】  
・本事業の目的について記載されているか。(2点)

【加点評価の観点】  
・本事業の目的及び意義について、商標法及び商標行政の観点から例を示しながら具体的に記載されており、その内容が妥当なものであるか。(10点)

## 2. 作業工程及び作業スケジュール 【2.1. 作業工程】

記載内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○作業工程全体の流れ及び段取りについて記載すること。</li><li>○作業工程ごとの作業者、作業件数等について記載すること。</li></ul>
------	---

- 作業工程全体の流れ及び段取り
- 作業工程ごとの作業者、作業件数

**【各作業工程毎の流れ】**

```
graph LR; A[工程A:.....  
具体的には、.....] --> B[工程B:.....  
.....]; B --> C[工程C:.....  
.....]; C --> D[工程D:  
.....に留意して行う。]
```

工程A:.....  
具体的には、.....

工程B:.....  
.....

工程C:.....  
.....

工程D:  
.....に留意して行う。

**【基礎評価の観点】**

- ・作業工程全体の流れ及び段取りが具体的に提案されているか。(3点)
- ・作業工程ごとの作業者、作業件数(概算)、所要日数等について詳細に提案されているか。(5点)

**【加點評価の観点】**

- ・書誌情報の取り込みのシステム化等、業務を効率的に行うための工夫が提案されており、それが効果的なものであるか。(5点)

2

## 2. 作業工程及び作業スケジュール 【2. 2. 作業スケジュール】

記載内容	作業スケジュールについて記載すること。
------	---------------------

<p>■ 1ロット単位の作業スケジュール</p> <p>■ 年間の作業スケジュール</p> <div data-bbox="1149 1176 1524 2094" style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"><p>【基礎点評価の観点】</p><ul style="list-style-type: none"><li>・1ロット単位及び年間の作業スケジュールについて具体的に提案されているか。(5点)</li></ul></div> <div data-bbox="1149 235 1524 1153" style="background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"><p>【加点評価の観点】</p><ul style="list-style-type: none"><li>・品質を維持しつつ審査の進捗状況に応じて、納期を早くすることが提案されており、その内容が実現性のあるものか。(10点)</li><li>・発注から、<ol style="list-style-type: none"><li>1. 9週以内(20点)</li><li>2. 7週以内(30点)</li><li>3. 5週以内(40点)</li></ol>に納入できる提案があるか。</li></ul></div>	3
---	---

## 2. 作業工程及び作業スケジュール 【2.3. 進捗管理】

記載内容	作業スケジュールを履行するための進捗管理について記載すること。
------	---------------------------------

### ■ 作業スケジュールを履行するための進捗管理

【基礎点評価の観点】

- ・作業スケジュールを履行するための進捗管理のための体制及び具体的方法について記載されているか。(5点)

【加点评価の観点】

- ・進捗管理のための担当者が明記されており、かつ、組織的に進捗管理できる体制が具体的に提案されているか。(10点)
- ・進捗管理において、斤からの問い合わせに対しての具体的な対応が可能な体制について提案されているか。(5点)

## 2. 作業工程及び作業スケジュール 【2. 4. 発注件数への対応】

記載内容	発注件数の増減への対応について記載すること。
------	------------------------

### ■ 発注件数の増減への対応

【基礎点評価の観点】  
・出願件数の増減に伴う発注件数の変動があった場合の対応策(繁閑の調整)について具体的な記載があり、効果的なものであるか。(2点)

### 3. 調査業務の実施方法 【3. 1. 調査対象文献の範囲】

記載内容	調査対象とする文献の範囲について記載すること。
------	-------------------------

#### ■ 調査対象文献の範囲。

【加点评価の観点】  
・仕様書で提示した「調査対象文献リスト」に記載した文献以外で、  
有効な辞書・専門書、審決、判決等の文献、調査ツールが選定理  
由とともに提案されており、その選定理由に基づいた文献及び調査  
手法並びに調査範囲が妥当なものであるか。  
(10点)

### 3. 調査業務の実施方法 【3. 2. 調査手順及び調査方法】

記載内容	調査の手順について具体的に記載すること。
------	----------------------

#### ■ 調査手順

【基礎点評価の観点】  
・調査の手順が具体的に提案されているか。  
・管理者が全件についてチェックする作業手順となっているか。  
(5点)

# 3. 調査業務の実施方法

## 【3. 2. 調査対象文字の選定方法】

記載内容	調査対象文字の特定方法について記載すること。
------	------------------------

### ■ 調査対象文字を特定する方法

- 【基礎点評価の観点】
- ・調査対象文字の特定方法が具体的に提案されているか。(3点)

【加点評価の観点】

- ・調査対象文字を抽出する際に留意する点・考え方について、商標の自他商品の識別性の観点から具体例(6個)を示しながら詳細に提案されており、その内容が適切なものであるか。(20点)
- ・調査対象文字を抽出する際に留意する点・考え方について、商標の周知・著名性の観点から、具体例(2個)を示しながら詳細に提案されており、その内容が適切なものであるか。(20点)
- ・調査対象文字と酷似する文字が調査文献等に掲載されている場合等、審査の参考となる情報を参考情報として報告書に記載することが提案されているか。(10点)

### 3. 調査業務の実施方法 【3. 2. 調査手順及び調査方法】

#### 記載内容

- ・共通資料1、共通資料2、類別資料及び小売等役務資料の選定方法等の調査手法について記載すること。

- 共通資料1の調査方法等について
- 共通資料2の調査方法等について
- 類別資料の調査方法等について
- 小売等役務対応資料の調査方法等について

#### 【基礎点評価の観点】

- ・共通資料1、共通資料2、類別資料及び小売等役務資料の選定方法等の調査手法について具体的に記載されているか。(3点)

#### 【加点点評価の観点】

- ・「共通資料1」の調査方法等について、効率的、かつ、均質な調査手法が提案されているか。(10点)
- ・調査の有効性の観点から、「共通資料2」を選定する際の優先順位、調査範囲(調査冊数の概算等)及びその考え方について提案しており、その内容が適切なものであるか。(10点)
- ・調査の有効性の観点から、「類別資料」を選定する際の優先順位、調査範囲(調査冊数の概算等)及びその考え方について提案しており、その内容が適切なものであるか。(10点)
- ・調査の有効性の観点から、「小売等役務資料」を選定する際の優先順位、調査範囲(調査冊数の概算等)及びその考え方について提案しており、その内容が適切なものであるか。(10点)

### 3. 調査業務の実施方法 【3.3. 調査結果のまとめ】

記載内容	調査結果のまとめ方について記載すること。
------	----------------------

#### ■ 調査結果のまとめ方

【基礎点評価の観点】  
・調査結果のまとめ方について具体的に記載されているか。(5点)

【加点評価の観点】  
・調査結果のまとめ方の構成及び拒絶理由に該当する可能性の根拠について提案されており、その内容が妥当なものであるか。(20点)

### 3. 調査業務の実施方法 【3. 4. 調査結果一覧の態様】

記載内容	調査結果一覧の構成及び特徴について記載すること。
------	--------------------------

#### ■ 調査結果一覧の構成及び特徴

【基礎点評価の観点】  
・調査結果一覧のページ毎の構成及び特徴について具体的に記載されているか。(5点)

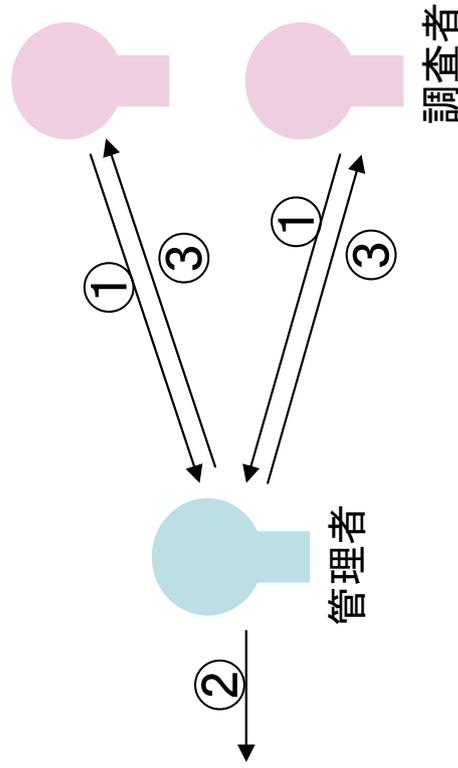
【加点評価の観点】  
・仕様書に記載された調査結果一覧の態様以外で利便性、効率性の観点から有用な提案がなされているか。(10点)

# 3. 調査業務の実施方法

## 【3. 5. 校閲】

校閲をどのように実施するかその手法について記載すること。

- 校閲を行う者、校閲の手法
- 不備があった場合の対応策及び再発防止策



### 【校閲の手法】

- ・校閲は「①……」「②……」「③……」の手順で……

### 【基礎点評価の観点】

- ・校閲をどのように実施するかその手法が具体的に記載されているか。(5点)

### 【加点评価の観点】

- ・ダブルチェック、又はそれに相当する合理的かつ確実に不備を発見するための有用な提案がなされているか。(10点)
- ・校閲により不備があった場合の対応策及び再発防止策について具体的に提案されており、その内容が妥当なものであるか。(20点)

### 3. 調査業務の実施方法 【3. 6. 早期審査等への対応】

記載内容	早期審査等、緊急を要する発注に対する対応について記載すること。
------	---------------------------------

#### ■ 早期審査等、緊急を要する発注に対する受け入れ体制

##### 【基礎点評価の観点】

- ・早期審査等、緊急を要する発注に対する受け入れについて2週間以内の対応が可能であることが記載されているか。(5点)

##### 【加点評価の観点】

- ・早期審査等、緊急を要する発注に対する受け入れ体制が備わっており、かつ、品質を低下することなく、発注から2週間以内の納入が可能であることが理由とともに提案されているか。(30点)

### 3. 調査業務の実施方法 【3.7. 品質管理手法】

記載内容	品質管理手法について記載すること。
------	-------------------

#### ■ 品質管理手法について

【基礎点評価の観点】  
・品質管理手法について具体的に記載されているか。(5点)

【加点点評価の観点】  
・調査漏れを回避するための効果的な対応策がその理由と共に提案されており、その内容が妥当なものであるか。(20点)  
・調査漏れなど欠陥・不備等を事前に排除するための組織的取り組みについて、それが効果的である理由と共に提案されており、その内容が妥当なものであるか。(20点)

### 3. 調査業務の実施方法 【3. 8. 納入後における対応】

記載内容	納入後の対応について記載すること。
------	-------------------

#### ■ 納入後の対応について

【基礎点評価の観点】  
・納入後に調査漏れ等の欠陥・不備等が発覚した場合、特許庁の指示した日から1週間以内に完全な納入物を再納入することについて提案されているか。(2点)

## 3. 調査業務の実施方法

### 【3.9. テスト調査】

#### 記載内容

テスト調査用サンプル(応札資料作成要領別紙③-2参照)について、指定された調査を行い、その結果を、提案書に添付すること。

- ・ 別紙参照
  - ※ 別紙を作成して添付すること

#### 【加点评価の観点】

- ①調査の結果を模範解答と照合した結果、「正解率」が60%以上である。(60点)  
(採点方法については、応札資料作成要領別紙③-1参照)
- ②調査の結果を模範解答と照合した結果、「正解率」が80%以上である。(100点)

## 4. システム等基盤整備 【4.1. システム環境】

記載内容	事業に必要なシステム環境の構築について記載すること。
------	----------------------------

### ■ システム環境

【基礎点評価の観点】

- ・事業に必要なシステム環境の構築について具体的に記載されているか。
- ・データフォーマットの変更等、庁のシステム変更に対応することについての請負先の負担により対応可能な記載があるか。

(5点)

【加点評価の観点】

- ・効率的かつ均質な成果物を作成するために有益なシステム、設備等について、それが有効である理由と共に提案されているか。

(10点)

## 4. システム等基盤整備 【4.2. 調査資料の整備】

記載内容	調査資料の収集方法、収集スケジュールについて記載すること。
------	-------------------------------

- 収集方法
- 収集スケジュール

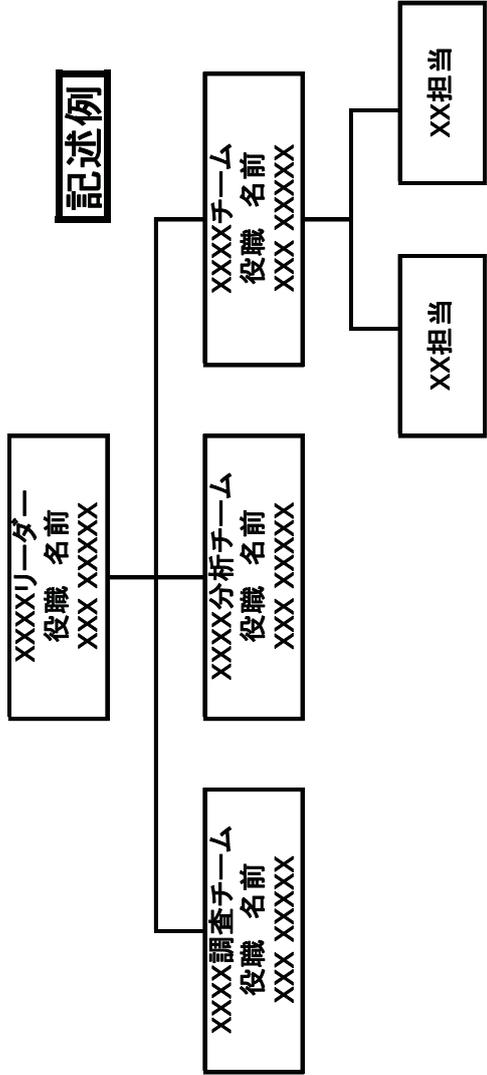
【基礎点評価の観点】  
・調査資料の収集方法、収集スケジュールについて記載されているか。(10点)

【加点评価の観点】  
・共通資料2、類別資料及び小売等役務資料について、効率的、かつ、確実に収集する方法及びスケジュールが具体的に提案されており、その内容が妥当なものか。(15点)  
・上記資料が入手できない場合の代替案を提案するにあたり、提案の根拠等の提案の方法について具体的に提案されており、その内容が妥当なものか。(15点)

## 5. 事業者の体制 【5.1. 人的環境の整備】

記載内容	組織体制を含めた人的環境の整備について記載すること。
------	----------------------------

### ■ 組織体制及び役割



**【基礎点評価の観点】**

- ・組織体制が提案され、各役割(調査者、管理者、連絡窓口者及びマニユアル作成者は必須)、その人数についても明記されているか
- ・少なくとも英語、中国語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語及び韓国語に対応できる組織体制となっているか(複数人による対応可)(10点)

なお、上記「言語に対応できる組織」とは、例えば、「商標の文字部の構成を見て、何語であるか判断でき、その読みを特定し、ある程度の意味がわかる各語学力を有する者を有している組織」のことをいう。

**【加点点評価の観点】**

- ・弁理士資格を有する者又は弁理士と同等の知識、経験を有している管理者を3人以上確保しているか。(30点)
- ・商標法及び商標の審査基準などに関する知識、外国語の調査に必要な語学力及び商標関連業務の経験を有している調査者を10人以上確保しているか。(30点)
- ・英語、中国語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語及び韓国語以外の言語に対応できる人材を確保しているか。(20点)
- ・調査の精度をより向上させるための研修、及び、繁忙に併せた増員や交代時の引継ぎの対応について提案されているか。(20点)
- ・当初の実施体制では調査が実施計画通り進まない場合に、調査を円滑に進めるための新たな実施体制を設ける等のバックアップ体制が具体的に備わっているか。(30点)

## 5. 事業者の体制

### 【5. 1. 人的環境の整備】

商標審査前サ－チレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)  
 応札資料作成要領(別紙①)提案書雛形

記述内容 調査者が有する知識及び経験について記載すること。

#### 【調査者一覧】

氏名	必要な知識を有する事項	事業経験の際の所属組織名	経験年数	担当業務内容(件数/年)
① ○○○○	商標検索業務を経験	○○特許事務所	5年	先行商標調査のために……(約200件/3年)
② ○○○○	商標識別性調査	(株)××	1年	先行商標調査のために……
…				

※その他の調査者○名については、……を採用条件として……頃に追加採用し、○バッチから参加する。

#### 【調査者の習熟手法】

- ・4月の業務開始前に商標法・商標審査基準等を……

##### 【基礎点評価の観点】

・少なくとも調査者の3分の2は、商標法及び商標の審査基準などに関する知識を有し、何らか1つの外国語に対応できる者の確保ができており、これまた、残りの3分の1は、商標法の知識を有する者が確保できており、これらの者に対しては、商標の審査基準などに関する知識を習熟させるための研修体制が整っていることが提案されているか。(10点)

なお、上記「外国語に対応できる者」とは、例えば、「商標の文字部の構成を見て、何語であるか判断でき、その読みを特定し、ある程度の意味がわかる語学力を有する者」のことをいう。

##### 【加点評価の観点】

- ・少なくとも5～9名の調査者が、商標の類否判断業務において1年以上の経験を有する者の確保ができているか。(20点)
- ・少なくとも5～9名の調査者が、商標の識別性に関する調査業務において、1年以上の経験を有する者の確保ができているか。(20点)
- ・少なくとも10名以上の調査者が、商標の類否判断業務において、1年以上の経験を有する者の確保ができているか。(50点)
- 1. 10名(30点)、2. 15名(40点)、20名以上(50点)
- ・少なくとも10名以上の調査者が、商標の識別性に関する調査業務において、1年以上の経験を有する者の確保ができているか。(50点)
- 1. 10名(30点)、2. 15名(40点)、20名以上(50点)

## 5. 担当者の能力と経験

### 【5.1. 人的環境の整備】

商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)  
 応札資料作成要領(別紙①)提案書雛形

	管理者が有する知識及び経験について記載すること。
--	--------------------------

#### 【管理者一覧】

氏名	有する資格	必要な知識を有する事項	事業経験の際の所属組織名	経験年数	担当業務内容(件数/年)
① ○○○○	弁理士	商標検索業務を経験	○○特許事務所	8年	商標登録出願手続代理 先行商標調査…(約1200件/3年)
② ○○○○	弁理士	商標の識別性判断業務を経験	(株) × ×	5年	商標登録出願手続代理 先行商標調査…
…					

#### 【基礎点評価の観点】

- ・管理者として、弁理士資格を有する者又はそれと同等の者であって、商標及び商標法に関する知識を有し、商標の審査基準などに精通し、かつ、商標に関する調査の十分な経験を有している者を3名以上確保できているか。
- ・管理者の有する経験が本事業に関連したものであることが、その理由とともに記載されているか。(10点)
- なお、上記「十分な経験を有している者」とは、例えば、商標出願の事前調査業務を「1年以上経験したことがある者」のことをいう。

#### 【加点点評価の観点】

- ・2名の管理者が商標の類否判断業務において3年以上の経験を有する者の確保ができているか。(15点)
- ・2名の管理者が、商標の識別性に関する調査業務において、3年以上の経験を有する者の確保ができているか。(15点)
- ・3名以上の管理者が、商標の類否判断業務において、3年以上の経験を有する者の確保ができているか。(50点)
- 1. 3名(40点)、2. 4名以上(50点)
- ・3名以上の管理者が、商標の識別性に関する調査業務において、3年以上の経験を有する者の確保ができているか。(50点)
- 1. 3名(40点)、2. 4名以上(50点)

## 5. 事業者の体制 【5. 2. 実施体制】

記載内容	実施体制について記載すること。
------	-----------------

- 本事業を効率的に実施するための体制
- 特許庁からの指示・連絡・連携・問い合わせに対応するための連絡体制

### 【基礎点評価の観点】

・調査内容に関する特許庁からの指示・連絡・問い合わせに対応するための連絡体制及び特許庁からの質問・確認に対応するための体制について記載されているか。(5点)

### 【加点評価の観点】

・特許庁からの調査方法に関する指示を作業担当者に周知徹底する方法が、それが有効である理由とともに、具体的に提案されているか。(10点)

## 5. 事業者の体制

### 【5.3. 商標関連の調査実績】

記載内容	商標関連の調査実績について記載すること。
------	----------------------

<p>■ 過去に商標関連の調査に携わっていた実績</p> <div data-bbox="1149 246 1516 1153" style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"><p>【加点評価の観点】 ・組織として年間1千件以上の商標関連の調査等を行った実績があるか。(20点)</p></div>
--

## 6. 著作権の扱い

### 【6.1. 著作権の扱い】

記載内容	著作権の扱いについて記載すること。
------	-------------------

#### ■ 著作権の取扱いについて

【基礎点評価の観点】  
・図書等の著作権について、適切な対応が採られているか。また、万が一問題が発生した場合についての対応についても具体的に提案されており、その内容が妥当なものであるか。(5点)

## 7. 経営基盤・管理体制

### 【7.1. 事業遂行のための経営基盤・管理体制】

記載内容	事業遂行のための経営基盤について記載すること。
------	-------------------------

- 経営基盤について
- ・ 資金・設備の状況
- ・ 管理体制について

【基礎点評価の観点】

- ・ 事業遂行のための経営基盤を有していることが記載されているか。(5点)

【加点評価の観点】

- ・ 一定以上の資金・設備を有しており、経営処理能力に優れていることが記載されているか。(10点)

## 8. その他独自提案要素

### 【8. 1. 作業効率・品質向上のための独自の独自提案】

記載内容	作業効率・品質の向上のための独自の独自提案について記載すること。
------	----------------------------------

#### ■ 独自提案

【加点評価の観点】  
・作業効率、品質の向上のための独自提案が提案されており、その内容が効果的、かつ、実現可能なものであるか。(10点)

(別紙②)質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

## (別紙③—1)テスト調査

テスト調査は、テスト調査用サンプル(別紙③—2参照 ※別紙③—2は入札説明会において配付します。)について、以下の作業(調査)を行い、その結果を提案書に添付して提出することにより実施する。

なお、使用する用紙の大きさはA4版縦方向とし、横書きで、1行目にサンプル番号を記載し、その下に(1)及び(2)について記載する。サンプルごとに用紙を改める必要はなく、続けて記載しても良い。

### 1. 作業方法

#### ●調査対象文字及び調査対象文献の選定…「サンプル1」～「サンプル5」

- (1) 商標の構成から、識別力等調査を行う文字を選定し、その理由について詳細に説明する。
- (2) 上記(1)で選定した調査対象文字を調査する調査対象文献を「調査対象文献リスト」から選定し、その理由について詳細に説明する。

#### <評価観点>

- ① 商標の構成から適切に(調査漏れが生じないように、かつ、不必要な調査にならないように)、調査対象文字を選定しているか。
- ② 選定した調査対象文字について、適切な調査対象文献を選定しているか。

### 2. 評価方法

- 庁が作成した模範解答に基づき採点する。  
5問(サンプル1～5)出題し、1問20点とする。
- 合計100点満点を100%の割合で表す。

商標審査前サーチレポート  
(商標の文字部に関する識別力等調査)事業  
評価手順書(加算方式)

特許庁

本書は、商標審査前サーチレポート(商標の文字部に関する識別力等調査)作成事業の調達に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に示す。

## 第1章 落札方式及び得点配分

### 1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

### 1.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = 価格点の配分(※) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

※技術点の配分と価格点の配分との比は2:1とする。

※技術点と価格点は小数点第三位以下を切り捨てとする。

### 1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を1080点、価格点の配分を540点とする。

技術点 1080点

価格点 540点

## 第2章 総合評価の方法

### 2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ① 別添「評価項目一覧(遵守確認事項)」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されている。
- ② 別添「評価項目一覧(提案要求事項)」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2. 2 二次評価」を行う。

## 2. 2 二次評価

「2. 1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「3 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧(提案要求事項)」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。

なお、小数点第三位以下の端数については、切り捨てるものとする。

## 2. 3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

①「2. 2 二次評価」により与えられる技術点

②入札価格から、「1. 2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

# 第3章 評価項目の加点方法

## 3. 1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧(提案要求事項)」の「得点配分」欄を参照)

## 3. 2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合には、その応募者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点は、別添「提案書雛形」にて「基礎点評価の観点」として示されている。

## 3. 3 加点評価

各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点は、別添「提案書雛形」にて「加点評価の観点」として示されている。

評価項目一覧（遵守確認事項）

大項目	中項目	内容	遵守 確認
0. 遵守確認事項			
	1. 作業の実施	要求される調査を実施すること(実施要項2.(5)を参照)	
	2. 納入物	要求される納入物を納入すること(実施要項2.(9)を参照)	
	3. 守秘義務	要求される守秘義務を行うこと(実施要項8.(3)を参照)	
	4. 著作権	納入物の著作権は納入物を提示した時点をもって発注者に帰属し、受注者は著作者人格権の行使を行わないこと(実施要項8.(4)⑭を参照)	
	5. 貸与物の使用	貸与物を本業務以外に用いないこと(実施要項2.(4)⑤を参照)	

評価項目一覧(提案要求事項)

大項目	中項目	提案要求内容	得点配分		内部用評価基準	雛形 頁番号	提案書 頁番号
			基礎点	加點			
1. 事業の目的							
	1. 1. 事業の目的	・本事業の目的及び意義について記載すること。	2	-	・本事業の目的について記載されているか。	1	
			-	10	・本事業の目的及び意義について、商標法及び商標行政の観点から例を示しながら具体的に記載されており、その内容が妥当なものであるか。		
2. 作業工程及び作業スケジュール							
	2. 1. 作業工程	・作業工程全体の流れ及び段取りについて記載すること。  ・作業工程ごとの作業者、作業件数等について記載すること。	3	-	・作業工程全体の流れ及び段取りが具体的に提案されているか。	2	
			-	5	・書誌情報の取り込みのシステム化等、業務を効率的に行うための工夫が提案されており、それが効果的なものであるか。		
			5	-	・作業工程ごとの作業者、作業件数(概算)、所要日数等について詳細に提案されているか。		
	2. 2. 作業スケジュール	・作業スケジュールについて記載すること。	5	-	・1ロット単位及び年間の作業スケジュールについて具体的に提案されているか。	3	
			-	10	・品質を維持しつつ審査の進捗状況に応じて、納期を早くすることが提案されており、その内容が実現性のあるものか。(10点)		
			-	40	・発注から、 1. 9週以内(20点) 2. 7週以内(30点) 3. 5週以内(40点) に納入できる提案があるか。		
	2. 3. 進捗管理	・作業スケジュールを履行するための進捗管理について記載すること。	5	-	・作業スケジュールを履行するための進捗管理のための体制及び具体的方法について記載されているか。	4	
			-	10	・進捗管理のための担当者が明記されており、かつ、組織的に進捗管理できる体制が具体的に提案されているか。		
			-	5	・進捗管理において、庁からの問い合わせに対しての具体的な対応が可能な体制について提案されているか。		
	2. 4. 発注件数への対応	・発注件数の増減への対応について記載すること。	2	-	・出願件数の増減に伴う発注件数の変動があった場合の対応策(繁忙の調整)について具体的な記載があり、効果的なものであるか。	5	
3. 調査業務の実施方法							
	3. 1. 調査対象文献の範囲	・調査対象とする文献の範囲について記載すること。	-	10	・仕様書で提示した「調査対象文献リスト」に記載した文献以外で、有効な辞書・専門書、審決、判決等の文献、調査ツールが選定理由とともに提案されており、その選定理由に基づいた文献及び調査手法並びに調査範囲が妥当なものであるか。	6	
	3. 2. 調査手順及び調査方法	・調査の手順について具体的に記載すること。	5	-	・調査の手順が具体的に記載されているか。 ・管理者が全件についてチェックする作業手順となっているか。	7	
		・調査対象文字の特定方法について記載すること。	3	-	・調査対象文字の特定方法が具体的に提案されているか。		
				20	・調査対象文字を抽出する際に留意する点・考え方について、商標の自他商品の識別性の観点から、具体例(6個)を示しながら詳細に提案されており、その内容が適切なものであるか。		

評価項目一覧(提案要求事項)

大項目	中項目	提案要求内容	得点配分		内部用評価基準	雛形 頁番号	提案書 頁番号			
			基礎点	加点						
			-	20	・調査対象文字を抽出する際に留意する点・考え方について、商標の周知・著名性の観点から、具体例(2個)を示しながら詳細に提案されており、その内容が適切なものであるか。	8				
				10	・調査対象文字と酷似する文字が調査文献等に掲載されている場合等、審査の参考となる情報を参考情報として報告書に記載することが提案されているか。					
					・共通資料1、共通資料2、類別資料及び小売等役務資料の選定方法等の調査手法について記載すること。	3	-	・共通資料1、共通資料2、類別資料及び小売等役務資料の選定方法等の調査手法について具体的に記載されているか。	9	
						-	10	・「共通資料1」の調査方法について、効率的、かつ、均質な調査手法が提案されているか。		
							10	・調査の有効性の観点から、「共通資料2」を選定する際の優先順位、調査範囲(調査冊数の概算等)及びその考え方について提案しており、その内容が適切なものであるか。		
							10	・調査の有効性の観点から、「類別資料」を選定する際の優先順位、調査範囲(調査冊数の概算等)及びその考え方について提案しており、その内容が適切なものであるか。		
			3. 3. 調査結果のまとめ	・調査結果のまとめ方について記載すること。	5	-	・調査結果のまとめ方について具体的に記載されているか。	10		
					-	20	・調査結果のまとめ方の構成及び拒絶理由に該当する可能性の根拠について提案されており、その内容が妥当なものであるか。			
			3. 4. 調査結果一覧の態様	・調査結果一覧の構成及び特徴について記載すること。	5	-	・調査結果一覧のページ毎の構成及び特徴について具体的に記載されているか。	11		
					-	10	・仕様書に記載された調査結果一覧の態様以外で利便性、効率性の観点から有用な提案がなされているか。			
3. 5. 校閲	・校閲をどのように実施するかその手法について記載すること。	5	-	・校閲をどのように実施するかその手法が具体的に記載されているか。	12					
		-	10	・ダブルチェック、又はそれに相当する合理的かつ確実に不備を発見するための有用な提案がなされているか。						
3. 6. 早期審査等への対応	・早期審査等、緊急を要する発注に対する対応について記載すること。		5	-	・早期審査等、緊急を要する発注に対する受け入れについて2週間以内の対応が可能であることが記載されているか。	13				
		-	30	・早期審査等、緊急を要する発注に対する受け入れ体制が備わっており、かつ、品質を低下することなく、発注から2週間以内の納入が可能であることが理由とともに提案されているか。						

評価項目一覧(提案要求事項)

大項目	中項目	提案要求内容	得点配分		内部用評価基準	雛形 頁番号	提案書 頁番号
			基礎点	加点			
	3. 7. 品質管理手法	・品質管理手法について記載すること。	5	-	・品質管理手法について具体的に記載されているか。	14	
				20	・調査漏れを回避するための効果的な対応策がその理由と共に提案されており、その内容が妥当なものであるか。		
				20	・調査漏れなど欠陥・不備等を事前に排除するための組織的取り組みについて、それが効果的である理由と共に提案されており、その内容が妥当なものであるか。		
	3. 8. 納入後における対応	・納入後の対応について記載すること。	2	-	・納入後に調査漏れ等の欠陥・不備等が発覚した場合、特許庁の指示した日から1週間以内に完全な納入物を再納入することについて提案されているか。	15	
	3. 9. テスト調査	・テスト調査用サンプル(応札資料作成要領別紙③-2参照)について、指定された調査を行い、その結果を、提案書に添付すること。	-	60	・調査の結果を模範解答と照合した結果、「正解率」が60%以上である。 (採点方法については、応札資料作成要領別紙③-1参照)	16	
				100	・調査の結果を模範解答と照合した結果、「正解率」が80%以上である。		
4. システム等基盤整備							
	4. 1. システム環境	・事業に必要なシステム環境の構築について記載すること。	5	-	・事業に必要なシステム環境の構築について具体的に記載されているか。 ・データフォーマットの変更等、庁のシステム変更に対応することについて、請負先の負担により対応可能な記載があるか。	17	
			-	10	・効率的かつ均質な成果物を作成するために有益なシステム、設備等について、それが有効である理由と共に提案されているか。		
	4. 2. 調査資料の整備	・調査資料の収集方法、収集スケジュールについて記載すること。	10	-	・調査資料の収集方法、収集スケジュールについて記載されているか。	18	
			-	15	・共通資料2、類別資料及び小売等役務資料について、効率的、かつ、確実に収集する方法及びスケジュールが具体的に提案されており、その内容が妥当なものか。		
				15	・上記資料が入手できない場合の代替案を提案するにあたり、提案の根拠等の提案の方法について具体的に提案されており、その内容が妥当なものか。		
5. 事業者の体制							
	5. 1. 人的環境の整備	・組織体制を含めた人的環境の整備について記載すること。	10	-	・組織体制が提案され、各役割(調査者、管理者、連絡窓口者及びマニュアル作成者は必須)、その人数についても明記されているか ・少なくとも英語、中国語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語及び韓国語に対応できる組織体制となっているか。(複数人による対応可) なお、上記「言語に対応できる組織」とは、例えば、「商標の文字部の構成を見て、何語であるか判断でき、その読みを特定し、ある程度の意味がわかる各語学力を有する者を有している組織」のことをいう。		
				30	・弁理士資格を有する者又は弁理士と同等の知識、経験を有している管理者を3人以上確保しているか。		

評価項目一覧(提案要求事項)

大項目	中項目	提案要求内容	得点配分		内部用評価基準	雛形 頁番号	提案書 頁番号
			基礎点	加点			
			-	30	・商標法及び商標の審査基準などに関する知識、外国語の調査に必要な語学力及び商標関連業務の経験を有している調査者を10人以上確保しているか。	19	
				20	・英語、中国語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語及び韓国語以外の言語に対応できる人材を確保しているか。		
				20	・調査の精度をより向上させるための研修、及び、繁忙に併せた増員や交代時の引継ぎの対応について提案されているか。		
				30	・当初の実施体制では調査が実施計画通り進まない場合に、調査を円滑に進めるための新たな実施体制を設ける等のバックアップ体制が具体的に備わっているか。		
		・調査者が有する知識及び経験について記載すること。	-	10	・少なくとも調査者の3分の2は、商標法及び商標の審査基準などに関する知識を有し、何らかの1つの外国語に対応できる者の確保ができていないか。また、残りの3分の1は、商標法の知識を有する者が確保できており、これらの者に対しては、商標の審査基準などに関する知識を習熟させるための研修体制が整っていることが提案されているか。 なお、上記「外国語に対応できる者」とは、例えば、「商標の文字部の構成を見て、何語であるか判断でき、その読みを特定し、ある程度の意味がわかる語学力を有する者」のことをいう。	20	
				20	・少なくとも5～9名の調査者が、商標の類否判断業務において1年以上の経験を有する者の確保ができていないか。		
				20	・少なくとも5～9名の調査者が、商標の識別性に関する調査業務において、1年以上の経験を有する者の確保ができていないか。		
				50	・少なくとも10名以上の調査者が、商標の類否判断業務において、1年以上の経験を有する者の確保ができていないか。1. 10名(30点)、2. 15名(40点)、3. 20名以上(50点)		
				50	・少なくとも10名以上の調査者が、商標の識別性に関する調査業務において、1年以上の経験を有する者の確保ができていないか。1. 10名(30点)、2. 15名(40点)、3. 20名以上(50点)		
		・管理者が有する知識及び経験について記載すること。	-	10	・管理者として、弁理士資格を有する者又はそれと同等の者であって、商標及び商標法に関する知識を有し、商標の審査基準などに精通し、かつ、商標に関する調査の十分な経験を有している者を3名以上確保できているか。 ・管理者の有する経験が本事業に関連したものであることが、その理由とともに記載されているか。 なお、上記「十分な経験を有している者」とは、例えば、商標出願の事前調査業務を「1年以上経験したことがある者」のことをいう。	21	
				15	・2名の管理者が商標の類否判断業務において3年以上の経験を有する者の確保ができていないか。		
				15	・2名の管理者が、商標の識別性に関する調査業務において、3年以上の経験を有する者の確保ができていないか。		
				50	・3名以上の管理者が、商標の類否判断業務において、3年以上の経験を有する者の確保ができていないか。1. 3名(40点)、2. 4名以上(50点)		
				50	・3名以上の管理者が、商標の識別性に関する調査業務において、3年以上の経験を有する者の確保ができていないか。1. 3名(40点)、2. 4名以上(50点)		

評価項目一覧(提案要求事項)

大項目	中項目	提案要求内容	得点配分		内部用評価基準	雛形 頁番号	提案書 頁番号
			基礎点	加点			
	5. 2. 実施体制	・実施体制について記載すること。	5	-	・調査内容に関する特許庁からの指示・連絡・問い合わせに対応するための連絡体制及び特許庁からの質問・確認に対応するための体制について記載されているか。	22	
			-	10	・特許庁からの調査方法に関する指示を作業担当者に周知徹底する方法が、それが有効である理由とともに、具体的に提案されているか。		
	5. 3. 商標関連の調査実績	・商標関連の調査実績について記載すること。	-	20	・組織として年間1千件以上の商標関連の調査等を行った実績があるか。	23	
6. 著作権の扱い							
	6. 1. 著作権の扱い	・著作権の扱いについて記載すること。	5	-	・図書等の著作権について、適切な対応が採られているか。また、万が一問題が発生した場合についての対応についても具体的に提案されており、その内容が妥当なものであるか。	24	
7. 経営基盤・管理体制							
	7. 1. 事業遂行のための経営基盤・管理体制	・事業遂行のための経営基盤について記載すること。	5	-	・事業遂行のための経営基盤を有していることが記載されているか。	25	
			-	10	・一定以上の資金・設備を有しており、経営処理能力に優れていることが記載されているか。		
8. その他独自提案要素							
	8. 1. 作業効率・品質の向上のための独自提案	・作業効率・品質の向上のための独自提案について記載すること。	-	10	・作業効率、品質の向上のための独自提案が提案されており、その内容が効果的、かつ、実現可能なものであるか。	26	

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	345599	342643	337793
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)		345599	342643	337793
参考値	減価償却費			
	退職給付費用			
(b)	間接部門費			
(a)+(b)		345,599	342,643	337,793
(注記事項)				
上記金額は、サーチレポート作成事業に対する報酬及び本事業で必要となる機器類等の合計金額である。				

2 従来の実施に要した人員		(単位:人)		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
管理者		3	3	3
マニュアル作成者		1	1	1
システム担当者		1	1	1
調査者		27	25	25
事務処理者		1	1	1
(管理者に求められる知識・経験等)				
弁理士資格を有する者又はそれと同等の者であって、「省令別表」、「類似商品・役務審査基準」、「商品・役務の区分解説」、「商品・サービス国際分類表」等に関する高度な知識を有し、商標法、商標の審査基準などに精通し、商標に関する調査について十分な経験を有していること。				
(調査者に求められる知識・経験等)				
少なくとも調査者の3分の2は、「省令別表」、「類似商品・役務審査基準」、「商品・役務の区分解説」、「商品・サービス国際分類表」等に関する知識を有する者を配置すること。 また、残りの3分の1は、商標法の知識を有する者であれば、「省令別表」、「類似商品・役務審査基準」等に関する知識を必ずしも必要とはしない。但し、これらの者に対しては、「省令別表」、「類似商品・役務審査基準」等に関する知識を習熟させるための体制を整備すること。				
(業務の繁閑の状況とその対応)				
業務の繁閑はそれほどない。繁閑がある場合には、請負先の人数調整で対応している。				
(注記事項)				
上記人員は、受託事業者における人員。				

## 3 従来の実施に要した施設及び設備等

## 【設備】

種類及び使用数量:

PCサーバ、ディスプレイ、DAT装置、モノクロプリンタ、スキャナ、複写機、DAT(15巻)

## 【貸与図書返却時の段ボール箱数】

28箱(サイズ:縦×横×高さ 32cm×45cm×28cm)

## 4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
サーチレポートの納入件数		73,273		71,736		71,035
[内訳]商標登録願(国内)[単区分]		45,125		43,095		41,032
[内訳]商標登録願(国内)[多区分]		18,568		18,971		18,951
[内訳]国際商標登録出願(指定国官庁)		5,120		5,498		5,902
[内訳]国際商標登録出願(指定国官庁)[多区分]		4,460		4,172		5,150
早期審査案件等の処理件数		0		0		0
納入期限を守れなかった件数		0		0		0
調査漏れ等の報告者作成数		4		16		7
サーチレポートの1件当たりの経費		4,717		4,776		4,263

## (注記事項)

・調査漏れの原因は、「仕様どおりに調査がなされていない」、「単純な調査・記載ミス」など。

5 従来の実施における納入状況(月別)

年度	平成21年度				合計
	国内分		マドプロ		
	(単区分)	(多区分)	(単区分)	(多区分)	
年予定件数	45,355	15,936	6,515	4,914	72,720
年実績件数	45,125	18,568	5,120	4,460	73,273
4月	0	0	0	0	0
5月	974	240	284	274	1,772
6月	4,542	1,951	402	308	7,203
7月	5,411	2,094	656	573	8,734
8月	5,118	2,126	394	373	8,011
9月	3,595	1,530	395	343	5,863
10月	4,517	1,967	430	408	7,322
11月	4,475	1,777	430	342	7,024
12月	3,396	1,345	538	394	5,673
1月	3,459	1,495	356	325	5,635
2月	3,872	1,702	457	413	6,444
3月	5,766	2,341	778	707	9,592
月平均予定	3,780	1,328	543	410	6,060
月平均実績	3,760	1,547	427	372	6,106

年度	平成22年度				合計
	国内分		マドプロ		
	(単区分)	(多区分)	(単区分)	(多区分)	
年予定件数	44,735	16,546	5,577	4,293	71,151
年実績件数	43,095	18,971	5,498	4,172	71,736
4月	0	0	0	0	0
5月	5,601	2,701	532	445	9,279
6月	4,329	1,849	711	479	7,368
7月	3,676	1,640	428	327	6,071
8月	3,325	1,565	349	227	5,466
9月	4,125	1,801	516	429	6,871
10月	3,202	1,381	486	329	5,398
11月	3,403	1,484	403	288	5,578
12月	3,638	1,466	486	392	5,982
1月	3,119	1,294	548	404	5,365
2月	4,060	1,829	414	333	6,636
3月	4,617	1,961	625	519	7,722
月平均予定	3,728	1,379	465	358	5,929
月平均実績	3,591	1,581	458	348	5,978

年度	平成23年度				合計
	国内分		マドプロ		
	(単区分)	(多区分)	(単区分)	(多区分)	
年予定件数	44,180	16,350	5,560	4,350	70,440
年実績件数	41,032	18,951	5,902	5,150	71,035
4月	1,766	762	229	169	2,926
5月	4,234	1,948	512	470	7,164
6月	4,283	2,010	699	606	7,598
7月	3,324	1,547	366	331	5,568
8月	4,268	1,907	665	535	7,375
9月	3,497	1,541	536	451	6,025
10月	3,063	1,504	376	369	5,312
11月	3,707	1,721	531	465	6,424
12月	3,118	1,419	461	422	5,420
1月	2,284	1,091	332	296	4,003
2月	4,198	1,958	904	746	7,806
3月	3,290	1,543	291	290	5,414
月平均予定	3,682	1,363	463	363	5,870
月平均実績	3,419	1,579	492	429	5,919

## 6 従来の実施における民間事業者の作業

項目	作業項目	作業内容
1	発注用電子データ(DAT)の受領	特許庁へ赴き、発注用DATを受領する。
2	DATから必要事項を紙出力	DATから出願番号、出願の区分種別、商品及び役務の区分、指定商品・役務、担当審査室等の情報を紙出力する。
3	調査対象案件の選定	紙出力したものをを用いて、調査対象案件の選定を行う。
4	選定案件リストの作成	選定案件の出願番号又は庁内整理番号及び各々選定した件数を記録し、特許庁へ報告する。 (国内案件と指定国官庁案件とで別々に作成する。)
5	調査対象文字の選定	選定した調査対象案件について、調査対象文字の選定を行う。
6	調査で用いる文献等の選定	選定した調査対象文字を調査するために用いる文献を、原則として「調査対象文献リスト」から調査者が選定する。 調査で用いた調査文献等は、調査結果一覧に記載する。
7	調査文献等を用いた調査	調査対象文字について、選定した調査文献等による調査を行う。 文献に掲載されていた場合は、該当頁の複写を行う。
8	調査結果一覧への書誌的事項等の記入	出願番号又は庁内整理番号、指定区分、担当審査室等の書誌事項、選定した調査対象文字及び調査文献等の調査結果を、調査結果一覧に記入する。
9	調査結果一式(紙)の作成	調査文献等の該当する掲載頁の複写物を調査結果一覧に添付する。
10	校閲作業	調査結果一式の校閲を行う。
11	納入物の作成(国内)	調査結果一式(紙)を、所定の形式で電子データ化し、DAT等に格納する。 その際、調査結果一式(紙)とその添付資料を担当審査室単位、出願番号順に並べた上で、電子データと共に提出する。
	納入物の作成(指定国官庁)	調査結果一式(紙)を、電子データ化せずにそのまま納入する。 その際、庁内整理番号順に整える。
12	納入案件番号一覧リストの作成	納品予定日等の情報を記載した納品案件番号一覧リスト(国内・指定国官庁を別々に作成)を電子データで作成し、CD-RWに蓄積する。
14	納入	特許庁へ納入する。
15	進捗管理	庁から貸与される出願番号を基に管理簿を作成、保管し、進捗を管理する。
16	庁担当者との連絡調整、調査者への指導、マニュアル作成、マニュアル周知など	

7 従来の実施における納入サイクル

	1w	2w	3w	4w	5w	6w	7w	8w	9w	10w	11w	12w	13w	14w	15w	16w	17w	18w
NO. 1	● 発注									★ 納入								
NO. 2		● 発注								★ 納入								
NO. 3			● 発注							★ 納入								
NO. 4				● 発注						★ 納入								
NO. 5					● 発注					★ 納入								
NO. 6						● 発注				★ 納入								
NO. 7							● 発注			★ 納入								
NO. 8								● 発注		★ 納入								
NO. 9									● 発注	★ 納入								
NO. 10										● 発注	★ 納入							
~NO. 50	※原則、発注から納入まで2.5ヶ月(10週間)。																	